

ISSN 2432-5090

RISK MANAGEMENT STUDIES

危機管理学研究

第10号

2026年

3月

特集 — 総合知としての危機管理学 —



日本大学危機管理学部
危機管理学研究所

危機管理学研究 RISK MANAGEMENT STUDIES

第10号
2026年3月

目 次

巻頭言

福田 充… 4

【特集】総合知としての危機管理学

■総説

「総合知」としての危機管理学が目指すもの

福田 充… 6

■論文

欧州連合（EU）によるウクライナへの支援の新展開
— EUMAM ウクライナを中心に—

大八木時広… 18

住民意識調査に基づく地域犯罪予防の課題抽出
— 神奈川県都筑警察署との協働事例—

木村 敦… 32

危機管理学における憲法学の意義
— 憲法学の課題と今後について—

杉山 幸一… 50

【投稿】

■論文

暴力・レジリエンス・ケアの表象研究
— 『七破風の屋敷』における肖像画と女たちの顔／痕跡—

加納（内堀）奈保子… 68

【令和7年度 危機管理学シンポジウム】

戦後80年の平和構築

司会 杉山幸一

学部長挨拶 福田 充

パネリスト 大八木時広、安藤貴世、小谷 賢… 80

【令和 7 年度 危機管理学研究所 公開講座要旨】

第 1 回 「危機管理の 4 段階モデル」から考える首都直下地震への対策」

佐々木一如… 96

【投稿要項・掲載基準・執筆要領】…………… 98

【欧文タイトル】…………… 108

【編集後記】…………… 110



巻 頭 言

日本大学危機管理学部 学部長 福田 充

2016年に開設された日本大学危機管理学部、そして危機管理学研究所の紀要『危機管理学研究』も今号で第10号を迎えることができた。その間には、開設当時の学位「法学」を「危機管理学」へ変更し、それにもなって新設した大学院危機管理学研究科の修士課程も完成年度を迎え、大学院博士後期課程の開始とともに、博士前期課程となった。こうした歴史を経て、この記念すべき第10号の特集テーマは「総合知としての危機管理学」である。

社会科学系の学問体系の中で初めて文部科学省に認められた「危機管理学」の学位は、危機管理学が学問体系として確立され、その教育機関としての理念やカリキュラムに反映されていることが認められたことを意味している。

この危機管理学部の開設のために、開設前の2010年当時から構築してきた3つのポリシーやカリキュラムの体系を特徴づけているものに、「オールハザード・アプローチ」がある。これは危機管理学が研究対象とする「危機」は、ハザード系リスクを中心としてライフ系リスクを含めながら、社会に存在するあらゆる危機を対象とするという考え方である。つまり、危機管理学部の研究対象は、地震や台風などの自然災害から、原発事故や交通機関事故などの大規模事故、犯罪やテロリズム、戦争紛争、サイバー攻撃や情報流出、感染症パンデミックなど、あらゆるハザード系リスクをその射程におさめている。こうしたオールハザード・アプローチをとる危機管理学は、研究対象が幅広く多様な危機をカバーするものとなる。よって多様な研究対象としての危機をカバーできるだけの総合的な知識、「総合知」が求められる。

この研究対象の総合性に加えて、危機管理学はそもそもその研究方法として学際的アプローチをとってきた。社会において、制度や組織、個人の危機管理を構築するためには、法律学から政治学、経済学、社会学、社会心理学など、社会科学系の幅広い学問領域を政策科学、公共政策学的に束ねた危機管理学でなくてはならない。さらには、地震学や気象学、土木工学、都市工学、原子力工学、情報工学、感染症学、公衆衛生学などの自然科学も含めた文理融合のアプローチが求められる。研究方法の面からみても、この総合科学としての危機管理学には学際的アプローチという「総合知」が不可欠である。

このように研究対象が多様であり、研究方法が学際的であるがゆえに散漫な状況に陥りやすい学問体系に求心力をもたせるのが、危機管理学の理念でありそのエッセンスである。この危機管理学の学問体系の柱となるのが、①インテリジェンス、②セキュリティ、③ロジスティクス、④リスクコミュニケーションからなる「危機管理学の4機能モデル」である。どんな多様な危機に対しても、この4機能は危機管理を実践するために不可欠な要素として認知される時代がきた。

この危機管理学部も来年度で開設10周年を迎える。開設10周年から始まる新カリキュラムで展開する「新しい危機管理学」を構成するのは、①「リベラルな危機管理学」と②「アクティブな危機管理学」のアプローチである。次の10年をみすえて、危機管理学部と危機管理学研究所は研究教育で新しい一歩を踏み出す。



「総合知」としての危機管理学が目指すもの

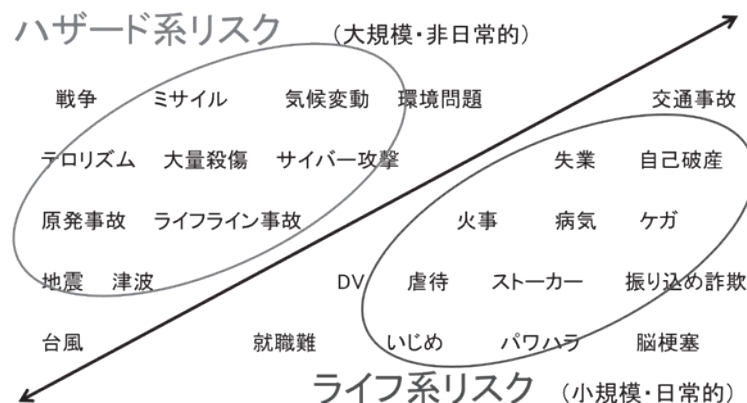
日本大学危機管理学部 学部長 福田 充

1 章 オールハザード・アプローチに求められる総合知

日本大学危機管理学部が2016年の開設後も築き上げてきた「危機管理学」の特色のひとつは、「オールハザード・アプローチ」(All Hazard Approach)である(福田, 2017b)。実学としての危機管理学は、社会における危機管理の諸活動に活かすためのものであり、そうである以上、危機管理学が対象とする「危機」にはあらゆるものがカバーされなくてはならない(福田, 2017a)。なぜなら、私たち個人は社会において発生するハザード系リスクから逃れることも、その種類を選ぶこともできないからである。首都直下地震や南海トラフ巨大地震、気候変動によって激甚化する台風・豪雨などの自然災害でも、原発事故や交通機関事故などの大規模事故も、犯罪やテロリズムも、戦争紛争も、社会機能を停止させたりダメージを与えたりするサイバー攻撃や情報流出も、社会生活の規制を伴う感染症パンデミックも、一度発生したら、私たち個人は逃れることができないのである。それは個人が所属する企業や学校も、都道府県や市町村の自治体も、日本政府においても同様である。私たちは直面する危機の種類を選ぶことはできないのである。

これは、ウルリッヒ・ベック(Ulrich Beck)が「リスク社会」(risk society)を提唱した1980年代中頃から後半においてすでに彼らリスク社会学者によって指摘されていたことであり、このような現象をベックは、リスクの「個人化」、「普遍化」と呼んだ(Beck, 1986)。こうしたリスクの

オールハザード・アプローチ



図表 1 オールハザード・アプローチのイメージ図(福田, 2020a)

個人化、普遍化は近代化の過程によって構築された科学技術や社会制度の進化にともなって、新たな技術的リスク、制度的リスクを生み出し、さらにその「新しいリスク」を克服するために、私たちは「新しい危機管理」を構築せねばならない。ベックはこの人類の危機管理の営為が近代化を促進し、その近代化によって新たな危機管理を再構築し続けなくてはならないという無限連鎖を「再帰的近代化」と名付けた¹。こうして近代化の過程において、危機管理は人間の生活の隅々まで、人生のあらゆる段階にまで行きわたった。人が生まれてから死ぬまで、また朝起きてから夜眠るまで、その判断の基準が危機管理となる状態を、ベックは「リスク社会」と呼んだのである。

その結果として、図表1のようにリスク社会を形成するリスクには多様なものが含まれるが、被害は個人的で小規模であるが日常的に発生する「ライフ系リスク」と、滅多に発生せず非日常的であるが一度発生すると社会全体に甚大な被害をもたらす「ハザード系リスク」の両方が、危機管理という社会機能ならびに危機管理学の研究対象となる（福田，2010a）²。現代の危機管理学は、ハザード系リスクだけを対象とするのではなく、ライフ系リスクも含めた意味での「オールハザード・アプローチ」が求められている。

このようにリスクが個人化、普遍化した社会において、危機管理学が研究対象とする危機は幅広く、多様なものとなる。そうした多様な危機に向き合い、研究対象として幅広く危機をカバーできるだけの総合的な知識、「総合知」が危機管理学に求められる時代となった。危機管理学の研究対象を示す視座がオールハザード・アプローチであり、それが実学として実践型・実務志向で追究されるために、「総合知」は欠かすことのできない視点である。

2 章 文理融合まで拡大する学際的アプローチの基盤としての「総合知」

実学的かつ実証研究的なスタンスをとる研究は、「研究対象」や「研究方法」のいずれかをもって存立するものではない。先の章で論じたような「研究対象」としてのあらゆる危機の形態を、どのような学術的アプローチで研究するか、「研究対象」に対する「研究方法」のアプローチの確立が必要となる。

かつて、地震は地震学や地質学などの自然科学的アプローチによってその研究領域を独占されてきたし、台風や豪雨は気象学によって研究されるものとされてきた。原発の安全管理は原子力工学によって、サイバー攻撃や情報流出は情報工学によって、感染症パンデミックは感染症学や公衆衛生学の専門家が研究するものという学術的な「常識」が社会を覆っていた。こうした自然科学における工学的、医学的アプローチの必要性、優位性は現在も変わるものではないが、それらの危機が発生したときに事後対策として社会がどのように対応すべきか（クライシスマネジメント = Crisis Management）、またそれらの危機に対して平常時から事前対策としてどのように備えるか（リスクマネジメント = Risk Management）という観点が、長く日本社会に欠落してきたことが、日本を危機管理の後発国としてきたことは間違いない。それが如実に顕在化したのが、1995年の阪神

淡路大震災と地下鉄サリン事件であった（福田，2022a）³。

よってこの1995年を転機として、日本において危機管理學が研究され始め、危機管理學として確立されたその学術的アプローチは、社会科学を中心とした政策科学、公共政策學的側面の強いものとなった。より具体的にいえば、危機が発生したとき、または危機が発生する前に、その危機に対して日本政府はどのように対応すべきか、自治体など行政機関は、企業や学校は、病院は、さらに個人は、どのように対応すべきか、組織論や制度論、コミュニケーション論の観点から政策科学的に研究されるのが社会科学としての危機管理學である。このような観点で考えれば、図表2のように危機管理學には、法學的アプローチも、政治學的アプローチも、經濟學的アプローチも、社會學的アプローチも、心理學的アプローチも存在し、それらが融合した学際的アプローチを構成しているといえることができる（福田，2020a）。

図表2のように、危機管理學を2次的にイメージするならば、オールハザード・アプローチによる「研究対象」はこのモデル図の縦軸を構成し、その研究対象を学術的に切り取る「研究方法」は横軸としての学際的アプローチをとる。このオールハザード・アプローチによる「研究対象」と、社会科学を中心とした学際的アプローチによる「研究方法」を組み合わせたものが「危機管理學」といえることができる。

当然、より総合的な危機管理には図表2のように都市工学や情報工学、原子力工学、地震学、気象学などの自然科学的アプローチも取り込みながら、これからの危機管理學には文理融合のアプローチが求められるだろう。

このように、学際的アプローチという「研究方法」の側面からみても、危機管理學には総合科学としての「総合知」が必要である。学際的アプローチの意義を考えると、危機に向かい合うそれ

		オールハザード・アプローチ							
		自然災害	大規模事故	犯罪	テロリズム	戦争紛争	環境問題	情報流出	パンデミック
学際的アプローチ	法学								
	政治学								
	社会学								
	経済学								
	心理学								
	都市工学								
	情報工学								
	土木工学								
	地質学								
	気象学								
	医学								

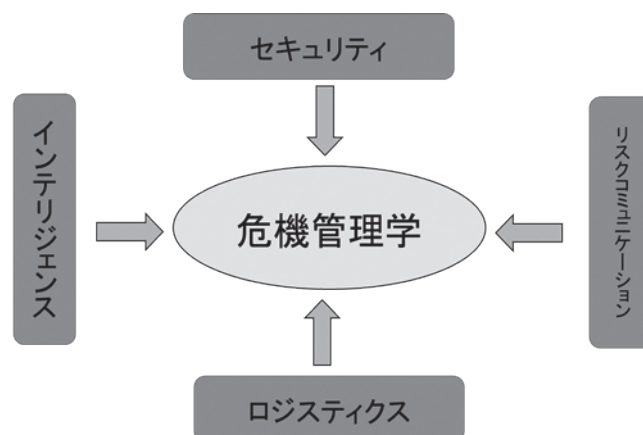
図表 2 危機管理學の学際的アプローチ（福田，2020a）

それぞれの学術的アプローチが独立して、その他の学術的アプローチと連携せず、その学術分野の中に閉じこもっているのであれば、学際性の意義を失うであろう。学術が総合的であるというとき、それは網羅的に存在する個別の学問分野がそこにあったとしても、それぞれ個々が独立よりもむしろ孤立してその壁の中に閉じこもるのであれば、学際性や総合性を発揮することはできない。危機管理学という文脈においても、それぞれ多様な危機に向き合うとき、様々な学術的アプローチが連携し、融合し相互作用しながら実践的かつ実務的に危機管理に活かされなくてはならない。「総合知としての危機管理学」とはそのような意味として理解されるべきである。

3 章 危機管理学の4機能モデルが志向する「総合知」

このように研究対象が多様であり、研究方法が学際的であるがゆえに散漫な状況に陥りやすい学問体系に求心力をもたせるのが、危機管理学の理念でありそのエッセンスである。この危機管理学の学問体系の柱となるのが、①インテリジェンス (Intelligence)、②セキュリティ (Security)、③ロジスティクス (Logistics)、④リスクコミュニケーション (Risk Communication) からなる図表3の「危機管理学の4機能モデル」である(福田, 2020a)。どんな多様な危機に対しても、この4機能は危機管理を実践するために不可欠な要素として認知される時代が到来した。

この危機管理学を構成する4機能それぞれについて改めてここで考察する。危機管理学における「インテリジェンス」とは、危機に関する情報を世界から収集し、分析することでその危機への対応のための政策立案に役立てる機能である。この活動は平時のリスクマネジメントにおいても、有事におけるクライシスマネジメントにおいても必要であり危機の事前事後を問わない。またインテリジェンス活動の必要性は、自然災害から大規模事故、テロリズム、戦争紛争、サイバー攻撃、感染症パンデミックまで危機の種類を問わない。どんな危機に対しても、その情報収集から共有、分析、政策立案、提案までのインテリジェンス機能のプロセスにほぼ変わりはない。



図表 3 危機管理学の 4 機能モデル (福田, 2020a)

しかしながら、約30年前の阪神淡路大震災において兵庫県などの自治体や日本政府が、神戸市などの被災地の情報収集と災害対応の初動に失敗したのは、自然災害対策においてこのインテリジェンスが重要であるという認識を持っていなかったためである。日本社会にパソコンが普及し始め、インターネットが日本に上陸した1995年であっても災害対策においては全くその情報インフラを活用することができなかった（福田，1996）⁴。この状況は2011年の東日本大震災でも（福田ら，2012）、2024年の能登半島地震においても大きくは変わらず、能登半島の被災地における情報収集活動、インテリジェンスは後手に回った。そのことが能登半島地震の初動対応に大きな影響を与えた（福田，2025）⁵。それらの反省を活かして、これから立ち上がる防災庁には、防災・減災の限られた視点だけではなく、危機管理学における「災害インテリジェンス」の機能、制度の構築が求められる。

また新型コロナウイルス対策においてもインテリジェンス活動は機能しなかった。2019年11月の段階で中国武漢市での「謎の新型肺炎」流行の情報を得た日本政府も、その新型ウイルスへのインテリジェンス活動を怠った。武漢市には総領事館もあり、企業の社員や研究者など日本人も多く在留していたにも関わらず、である（福田，2021c）。その原因は内閣官房事態室のメンバーに厚生労働省からの出向職員が多くは存在しなかったことや、厚生労働省自体がそうした「感染症インテリジェンス」の能力や機能を担っていなかったことに起因している（福田，2021a）。その結果、何の事前のインテリジェンス活動もないまま対策を立てられず、翌年2020年の1月にはこの新型コロナウイルスは日本に易々と流入した⁶。その反省点から創設された内閣感染症危機管理統括庁は、この「感染症インテリジェンス」の確立を活動の柱のひとつに据えている。

このようにインテリジェンスは自然災害にも、感染症対策にも不可欠であるにも関わらず、これらの危機管理で対策が講じられてこなかったのはなぜか。それはそもそも日本人が情報軽視体質を持って生きてきたという歴史的、文化的、伝統的要因に帰することも可能であるが、それ以上に、日本人の多くは、インテリジェンスとは戦争やテロリズムなど政治的危機に特化された活動であり、機能であると思い込んできた誤謬にもその原因が認められる。

もはやインテリジェンス活動とは、危機管理に特化した活動でさえもない。インテリジェンス活動は様々な企業活動、経営にも求められ、さらにはスポーツの強化、戦略構築にも不可欠な時代となって認知されている。そのような時代において、このインテリジェンス活動は、自然災害や大規模事故、犯罪、テロリズム、戦争紛争、サイバー攻撃、感染症パンデミックなどあらゆるハザード系リスクにむけた危機管理に不可欠な機能であることは間違いない。ゆえにインテリジェンスにもオールハザード・アプローチが求められる。

こうした危機管理のためのインテリジェンスには、世界中のあらゆる事象に関する情報収集と分析能力が求められる（福田，2010b）。そのインテリジェンス・リテラシーを支えるのは「総合知」であり、この幅広く、深い教養からなる「総合知」によって初めて、インテリジェンス活動は実践可能となる。この危機管理学の学びには、この危機管理の機能のスタート地点ともいえる、インテ

リジェンス・リテラシーが求められる。フェイクニュースと陰謀論が蔓延するポスト・トゥルースの時代に、情報の真偽を確かめるファクトチェックの能力も、このインテリジェンス・リテラシーには不可欠である（福田，2022a）。

同様に、危機管理学の4機能のうちのセキュリティも、ロジスティクスも、リスクコミュニケーションも、あらゆる危機を対象にしたオールハザード・アプローチに基づく機能であるといえる。

ここで「セキュリティ」とはシステムの内部の機能を、外部からの侵入や攻撃などの力から防御することを意味する。よって、自然災害でいえば地震等による揺れから、津波や洪水による水の侵入など、外的要因から社会や組織、建造物などのシステムを守り、機能を維持することを意味する（福田，2026）。それは原子力発電所事故や交通機関事故でも同様である。またテロリズムでいえば、テロリストやテロ組織の脅威から社会を守るために、出入国管理などの水際対策や、イベントや構造物の警備警護などの対策を強化することもセキュリティに該当する。外部からのサイバー攻撃からネットワークのシステムを守るための様々な対策は情報セキュリティにあたる。新型コロナウイルスのような新感染症パンデミックに対して検疫・防疫や出入国管理を強化する水際対策も、感染拡大を防止するための人の移動の規制もセキュリティといえる。このように、セキュリティもあらゆる危機に対応するためのオールハザード・アプローチが求められ、その対策は事前のリスクマネジメントも事後のクライシスマネジメントも同様に重要である。

「ロジスティクス」とは、危機に対応するためのヒト・モノ・カネの体制を構築して準備し、輸送し、配備することで危機に備え、危機事態においてそれを使って対処する活動の全体である。自然災害では備蓄品を整え、災害発生後も支援物資や医療を輸送し、被災地で活動する機能そのものがロジスティクスである。これは大規模事故でも、テロリズムなどの国民保護事案でも同様である。感染症パンデミックにおいては病院の病床や医療従事者、医療機器、防護服、マスク、治療薬、ワクチンなどの供給といった医療ロジスティクスの重要性が新型コロナウイルス対策において改めて再認識された（福田，2021c）。このロジスティクスが危機管理の概念に活用されるもととなったのは、戦争における「兵站」の概念であり、ロジスティクスの概念的な重要性は、戦争の論理において構築されたといえる。このように、ロジスティクスの活動も危機管理においては、オールハザード・アプローチに対応すべき論点である（福田，2026）。

最後に、「リスクコミュニケーション」とは危機に関する情報を社会に伝達し、危機への対応行動を促す活動である。危機の発生後の事後対応については警報や避難指示などのクライシスコミュニケーションの機能を発揮し、危機の発生以前には、社会において危機にどう備えるべきか、社会において議題設定し、議論して合意形成していく社会教育とコミュニケーション過程全体をリスクコミュニケーションと呼ぶことができる（福田，2022a）。当然、このリスクコミュニケーションも、オールハザード・アプローチに基づいてあらゆる危機の対応に必要な重要な活動である。

これらの危機管理学の4機能、インテリジェンス、セキュリティ、ロジスティクス、リスクコミュニケーションがいかに幅広い社会機能であり、普遍的活動であるかはすでに日本社会において

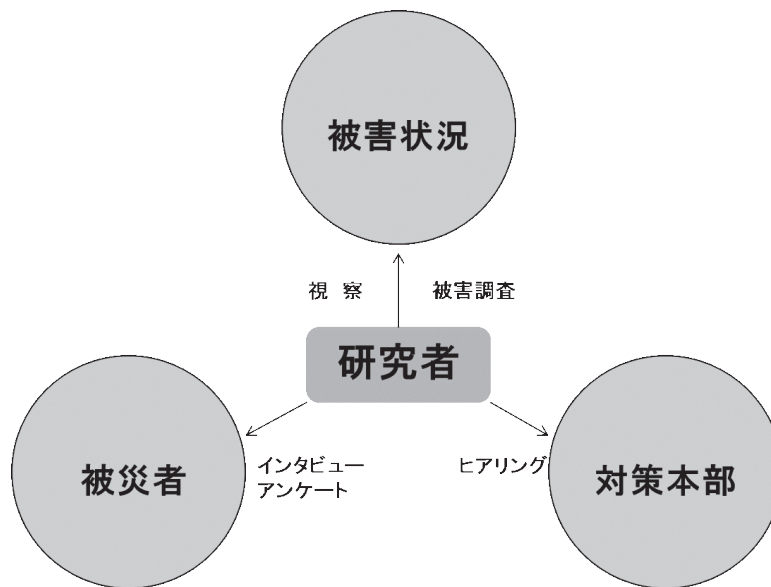
も理解が進んできた。これらの危機管理学の機能全体が、「総合知」を必要とする根源的社会機能であることは間違いない。

4 章 総合知に求められる学問の自由、多様性、包摂性

この日本大学危機管理学部も来年度で開設10周年を迎える。開設10周年から始まる新カリキュラムで展開する「新しい危機管理学」を構成するのは、①「リベラルな危機管理学」と②「アクティブな危機管理学」のアプローチである。

「アクティブな危機管理学」とは、危機管理が求められる様々な現場をフィールドとして、実際にその場に立ち、その目で見て、人々と関わり、コミュニケーションすることで、フィールドワークを通じて、危機管理に関する問題意識、マインドセットを醸成することを重視するアプローチである⁷。こうしたフィールドは、地元地域の現場、被災地の現場、イベントの現場、国際交流の現場、医療の現場、学校の現場、オフィスの現場など社会のいたるところに存在する（福田，2026）。フィールドで得た学び、気づきを自らの危機管理学の研究テーマに活かす「課題発見力」を養い、そこからその問題解決のための「仮説構築力」を育て、その仮説を自らの調査や研究で検証する「仮説検証力」を身につけ、実践することで「政策提案力」につなげる一連の流れの能力を醸成するのがこの「アクティブな危機管理学」の狙いである。この①「課題発見力」、②「仮説構築力」、③「仮説検証力」、④「政策提案力」を養うため実証研究的な学びのアプローチは、PBL(Project Based Learning)とも呼ばれるグローバルな広がりを見せている。こうしたPBL型の学びを強化するアプローチが「アクティブな危機管理学」である。危機管理学における実証研究のアプローチでも、自然災害や大規模事故、テロリズム、戦争紛争、情報セキュリティ、感染症パンデミックなどあらゆる危機にはそのフィールドがあり、危機においてその現場でのフィールドワークは欠かせない（図表4）。危機管理学とは社会における危機管理の実践と連携する実学であり、社会の危機管理の営為に活かされなくてはならない。

新しい危機管理学に欠かせないもう一つの要素は「リベラルな危機管理学」である。人類のその他様々な営為がそうであるように、危機管理とはそれ自体が目的、理念なのではない。危機管理とは目指すべき価値、理念を実現するための手段、道具に過ぎない。それでは、危機管理ならびに危機管理学はどのような価値、理念を実現するための手段たるべきなのであろうか。さらに平たくいえば、これまで考察し、論じてきたような危機管理学は何のために存在するのであろうか。それは人々の命や社会の安全が守られればよい、という訳ではない。人々の命や安全が守られることは最低限、セイフティネットとしての社会的機能であり、もはやそれは社会において当然の価値、目標といってよい。現代の危機管理学に求められているのは、命や安全が守られている基盤的状况の上で、さらに高次の価値、人々が幸せに生きることができる「人権」(Human Rights)や「自由」(Liberty)が保障されている社会状況を守ることである。それこそが民主主義的な社会が追求して

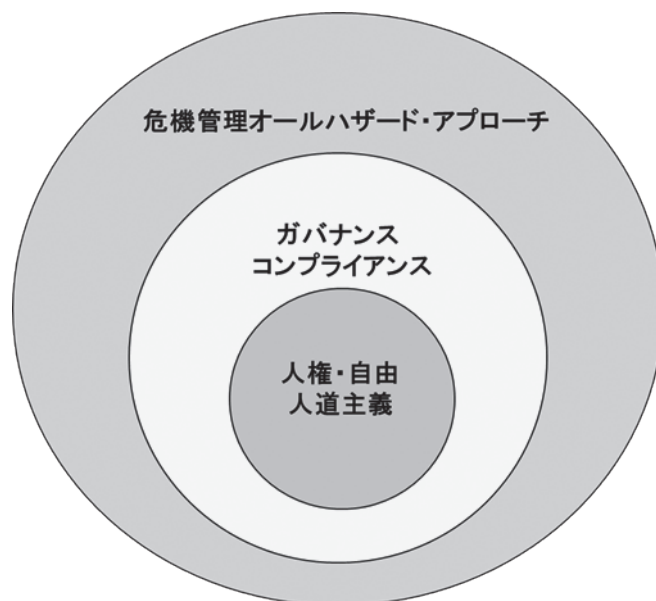


図表 4 危機の現場におけるフィールドワークのモデル (福田, 2026)

きた価値であり、理念である (福田, 2022a)。

この人権・自由という価値を守るために不可欠な理念に「人道主義」(Humanism)があるが、こうした人道主義に根差した概念も、災害対策でいえば「人間の復興」が、安全保障でいえば「人間の安全保障」さらには「人権の安全保障」の理念が確立されてきた。人が人らしく幸せに生きる権利や自由が保障され、人道主義に基づいて人らしく幸せに生きることができる社会を守ることが新しい危機管理学のリベラル・アプローチである (福田, 2026)。そこには、リベラルな価値の体系である、多様性(Diversity)、公正性(Equity)、包摂性(Inclusion)の理念も反映される。こうした「リベラルな危機管理学」には、哲学や思想の側面から人文科学的なアプローチが不可欠である。

こうした人権・自由を価値の基盤として人道主義を掲げる「リベラルな危機管理学」の理念を実践するためには、危機管理学にもコンプライアンス、そしてガバナンスの営為と実践が求められる。平常時におけるコンプライアンスと同様に、危機事態においてもコンプライアンスは不可欠であり、それはガバナンスも同様である。人々の自由・人権・人道主義といった民主主義的価値を守るために近代化の過程のなかで法治主義は確立され、コンプライアンスは浸透してきた。それを共同体や組織の中で制度的に実践する営為がガバナンスである。現代社会における多様なリスクを未然に防ぐために、内部統制的な観点からもコンプライアンスの強化、ガバナンスの正常化はあらゆるシステムのレベルにおいて求められている。このようなガバナンス、コンプライアンスの運用のための法学、政治学、経済学、社会学等を中心とした社会科学的アプローチも、危機管理学を構成する重要な要素である。



図表 5 「リベラルな危機管理学」を構成する3つの階層(福田, 2026)

以上のように、危機管理学のオールハザード・アプローチを実践するために、その基盤として価値の中心に自由・人権・人道主義といったリベラルな理念を置き、それを守るためのコンプライアンス・ガバナンスの体系を位置づけるという3つの階層からなる図表5のようなモデルこそが「リベラルな危機管理学」を表象する体系である(福田, 2026)。この3つの階層をカバーできる、社会科学、人文科学の学際的アプローチには関連する諸分野の融合や相互作用が欠かせない。これこそが、総合科学たる危機管理学が目指す「総合知」に基づくアプローチである。

日本大学危機管理学部は2026年度で開設10周年を迎える。日本で文系初の「危機管理学」の学位を認められた本学部は、学問体系としての危機管理学を、人類の歴史的には浅いものの、これまで長い年月をかけて練り上げてきた。その過程の中で、新しい時代背景、国際状況を反映しながら構築されたのが、「リベラルな危機管理学」と「アクティブな危機管理学」を組み合わせた「新しい危機管理学」である。この理念は2026年度から開始される危機管理学部の新カリキュラムの中に結実している。ここに留まることなく、今後も危機管理学は進化し続ける。時代の変化、社会の進化と共に。

¹ ベックは近代化そのものが地震や洪水などの自然災害から、ペストや天然痘などの疫病から人々の命や生活を守るための科学技術の進歩によって進んできたことを示し、危機管理とは近代化の過程と密接に結びついていることを指摘した。しかしながら、危機を乗り越えるために進化した科学技術や社会制度が、新しいリスクとなりそのリスクを乗り越えるための次なる次元の危機管理の技術や制度を必要とするという、危機管理が自動化して連鎖する構造を「再帰的近代化」と指摘した。さらには、このリスク

社会がグローバル化することにより、世界的に普遍的なグローバル・リスク社会を形成することを指摘した。

ベックの「再帰的近代化論」については、次の文献を参照。

Beck, U.(1986) *Risiko Gesellschaft*, Frankfurt, Suhrkamp Verlag. ウルリッヒ・ベック (1998) 『危険社会』、東廉・伊藤美登里訳、法政大学出版会。

Beck, U.(2002) *Das Schweigen der Worrer : Uber Terror and Krieg*. Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main. ウルリッヒ・ベック (2003) 『世界リスク社会論』、島村賢一訳、平凡社。

- ² 「ライフ系リスク」と「ハザード系リスク」については、リスクに対する人々の認知を調査した福田 (2010a) を参照のこと。これらのリスクは因子分析の結果、異なるパターンの因子を形成することが明らかとなった。

福田充 (2010a) 『リスク・コミュニケーションとメディア～社会調査論的アプローチ』、北樹出版。

- ³ 危機管理という社会機能が概念として日本において一般社会的に使用され始めたのは、阪神淡路大震災が発生した1995年1月、オウム真理教による地下鉄サリン事件が発生した同年3月がきっかけであった。阪神淡路大震災における首相官邸や自治体の対応の遅れ、地下鉄サリン事件におけるテロ対策の欠如が (福田, 2009)、メディア報道や議会において指摘され問題化することにより、「危機管理」という用語はそれまで日本において政治的にタブー・ワードとして使用が困難であった状況が一変した。

こうした経緯については、以下の文献を参照のこと。

福田充 (2026) 『リベラル・アプローチでひらく危機管理学』、ミネルヴァ書房。

福田充 (2022a) 『リスクコミュニケーション～多様化する危機を乗り越える』、平凡社新書。

福田充 (2022b) 『政治と暴力～安倍晋三銃撃事件とテロリズム』、PHP新書。

福田充 (2009) 『メディアとテロリズム』、新潮新書。

- ⁴ 阪神淡路大震災はインターネットが導入された情報社会が初めて経験した都市型災害であった。阪神淡路大震災においてインターネットやパソコン通信がどのように利用されたかという論点については、以下の文献を参照のこと。

福田充 (1996) 「阪神大震災におけるパソコン通信利用～ニフティサーブの『地震情報』掲示板における震災情報の内容分析」、『平成7年度情報通信学会年報』、情報通信学会、pp.46-57。

- ⁵ 能登半島地震に関して、日本大学危機管理学部福田充研究室は2024年3月に石川県庁と連携して被災地調査を実施した。被災地調査の対象地域は石川県の輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、金沢市などである。その被災地調査を通じて判明した能登半島の災害対策、防災政策の不備を指摘した (福田, 2025)。リスクマネジメントとしての災害ロジスティクスの失敗、そして初動のクライシスマネジメントとしての災害インテリジェンスの失敗といった課題が明らかとなった。

この能登半島地震における諸問題については以下の文献を参照のこと。

福田充 (2025) 「能登半島地震における災害対策の諸問題」、『危機管理学研究』、日本大学危機管理学研究所、第9号、pp.6-18。

- ⁶ 新型インフルエンザ等の危機管理対策のため、内閣官房新型インフルエンザ等対策有識者会議のメンバーなども務めてきた。また令和4年度日本大学学術研究助成金[独創的・先駆的研究]「新興感染症・再興感染症に対するレジリエンスを目的とした国際的・学際的研究拠点形成」に参画し、新型コロナウイルスに関する社会調査を数多く実施した。それらの成果については、以下の文献を参照のこと。

福田充 (2024) 「新型コロナウイルスに対する市民の意識と対応行動に関する社会調査報告書」(概要版)、『令和4年度日本大学学術研究助成金[独創的・先駆的研究]「新興感染症・再興感染症に対するレジリエンスを目的とした国際的・学際的研究拠点形成」』、pp.44-47。

福田充 (2022c) 「日本における新型コロナウイルス対策に関する国民の評価と意識構造」、『問題と研究』、台湾国立政治大学国際関係研究センター研究紀要、第51巻、2号、pp.1-29。

福田充 (2021a) 「日本の感染症危機管理体制の現状と課題～COVID-19対応を事例として」、『公衆衛生』、85巻4号、pp.254-259。

福田充 (2021b) 「新型コロナウイルスと危機管理の4機能」、『東京小児科医会報』、Vol.40、No.1、pp.12-16。

福田充 (2021c) 「新型コロナウイルスに対する危機管理とリスクコミュニケーション」、『危機管理学研究』、日本大学危機管理学部危機管理研究所、第5号、pp.58-74。

福田充 (2020b) 「新型コロナウイルスにおけるリスクコミュニケーションの課題」、『治安フォーラム』、立花書房、2002年8月号、pp.47-57。

⁷ 危機管理におけるフィールドワークの重要性については、以下の文献を参照のこと。自然災害対策にも、大規模事故対策、テロ対策、感染症対策にも被害の現場があり、対策や訓練の現場がある。これらのフィールドワークを通じて、危機管理の理論にフィードバックされる過程が重要となる。

福田充 (2026) 『リベラル・アプローチでひらく危機管理学』、ミネルヴァ書房。

【参考文献】

Beck, U.(2002) *Das Schweigen der Worrer : Uber Terror and Krieg*. Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main. ウルリッヒ・ベック (2003) 『世界リスク社会論』、島村賢一訳、平凡社。

Beck, U.(1986) *Risiko Gesellschaft*, Frankfurt, Suhrkamp Verlag. ウルリッヒ・ベック (1998) 『危険社会』、東廉・伊藤美登里訳、法政大学出版会。

福田充 (2026) 『リベラル・アプローチでひらく危機管理学』、ミネルヴァ書房。

福田充 (2025) 「能登半島地震における災害対策の諸問題」、『危機管理学研究』、日本大学危機管理研究所、第9号、pp.6-18。

福田充 (2024) 「新型コロナウイルスに対する市民の意識と対応行動に関する社会調査報告書」(概要版)、『令和4年度日本大学学術研究助成金[独創的・先駆的研究]「新興感染症・再興感染症に対するレジリエンスを目的とした国際的・学際的研究拠点形成』、pp.44-47。

福田充 (2022a) 『リスクコミュニケーション～多様化する危機を乗り越える』、平凡社新書。

福田充 (2022b) 『政治と暴力～安倍晋三銃撃事件とテロリズム』、PHP新書。

福田充 (2022c) 「日本における新型コロナウイルス対策に関する国民の評価と意識構造」、『問題と研究』、台湾国立政治大学国際関係研究センター研究紀要、第51巻、2号、pp.1-29。

福田充 (2021a) 「日本の感染症危機管理体制の現状と課題～COVID-19対応を事例として」、『公衆衛生』、85巻4号、pp.254-259。

福田充 (2021b) 「新型コロナウイルスと危機管理の4機能」、『東京小児科医会報』、Vol.40、No.1、pp.12-16。

福田充 (2021c) 「新型コロナウイルスに対する危機管理とリスクコミュニケーション」、『危機管理学研究』、日本大学危機管理学部危機管理研究所、第5号、pp.58-74。

福田充 (2020a) 「危機管理学におけるオールハザード・アプローチの理念」、『危機管理学研究』、日本大学危機管理学部危機管理研究所、第4号、pp.4-17。

福田充 (2020b) 「新型コロナウイルスにおけるリスクコミュニケーションの課題」、『治安フォーラム』、立花書房、2002年8月号、pp.47-57。

福田充 (2017a) 「オールハザードに対応する『危機管理学』」、『総合危機管理』、総合危機管理学会、No.1、pp.29-44。

福田充 (2017b) 「危機の時代における『危機管理学』の確立～日本大学危機管理学部危機管理研究所の設置に際して」、『危機管理学研究』、日本大学危機管理学部危機管理研究所、Vol.1、pp.4-17。

福田充 (2010a) 『リスク・コミュニケーションとメディア～社会調査論的アプローチ』、北樹出版。

福田充 (2010b) 『テロとインテリジェンス～覇権国家アメリカのジレンマ』、慶應義塾大学出版会。

福田充 (2009) 『メディアとテロリズム』、新潮新書。

福田充 (1996) 「阪神大震災におけるパソコン通信利用～ニフティサーブの『地震情報』掲示板における震災情報の内容分析」、『平成7年度情報通信学会年報』、情報通信学会、pp.46-57。

福田充編 (2012) 『大震災とメディア～東日本大震災の教訓』、北樹出版。



欧州連合（EU）によるウクライナへの支援の新展開 — EUMAM ウクライナを中心に —

日本大学危機管理学部 准教授 大八木 時広

- I はじめに
- II EPFの概要と支援内容
- III EUMAMの設立の背景およびその経緯
- IV EUMAMの支援内容
- V EUMAMに関する考察
- VI おわりに

I はじめに

(1) 問題の所在

2022年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵攻に対抗して、欧米を中心とした国々はウクライナへの支援を開始した。こうした対ウクライナ支援はその後さらに強化され、米英はじめ一部の支援国は軍事支援にも踏み切った¹。米英などによる最新の装備の供与、および軍事支援の一環としての資金提供が開始されたのである。この状況下、EUは当初、非軍事分野での支援を実施していた²。ウクライナにおける戦況が厳しさを増す中で、EUは軍事支援の実施を決定する。しかし固有の軍事力を持たないEUにどのような軍事支援が可能であろうか。この点について Maksak らは、「国際機関としてのEUは、兵器を持たず、軍隊を保有せず、そして軍事支援とその支援の領域で共同イニシアティブの導入に関して政治的決定を下すだけ」と述べている³。EUの取った選択は、軍事支援としての資金提供（財政支援および人道支援のための資金提供とは区別される）であり、そのために欧州平和ファシリティ（The European Peace Facility）（以下ではEPFと記す）を設立することであった⁴。なおEPFに関しては別稿で扱う予定であり、本稿では次章において概要を記すにとどめる。

欧米各国による軍事支援が強化され最新装備などの供与が始まると、それに対応した訓練が必要となり、ここに訓練支援が軍事支援の次なる段階として浮上してくるのである⁵。欧米が支援する装備が、当初の携行式のものから、欧米諸国の榴弾砲や主力戦車（MBT）、さらにはアメリカ製のF16やフランス製のミラージュ2000といった第四世代の高性能戦闘機に及ぶと、訓練支援の必要性はますます高まることとなった⁶。またEUによる訓練の支援がEPFを補完するものとして構想される。その際、訓練の支援の主体となるのが欧州各国であり、実際に訓練を実施するのは各国の軍ということになる。ではこの点でEUには何ができるのであろうか。EUに求められるのは、上記のような各国の支援を補完することであり、訓練支援等への資金提供を行うことにある。こうし

て、EUはEPFの下に訓練の支援に特化したEUMAM ウクライナ（The European Union Military Assistance Mission in support of Ukraine。以下ではEUMAMと記す）を設立するのである⁷。そこで本稿では第一にEUMAMにはどのような背景が存在したのか、第二にその設立はどのような経緯をたどったのか、第三にそれはどのような内容であるのか、というリサーチ・クエスションに基づいて論考を行う。本稿の構成は次の通りである。ⅡではEUの対ウクライナ支援の概要についてEPFを中心に扱う。ⅢではEUMAMの設立の背景およびその経緯、ⅣではEUMAMの支援内容を扱う。ⅤではEUMAMに関する考察を行い、Ⅵでは「おわりに」として今後の課題を指摘して論考を締めくくる。

（2）EUMAM ウクライナに関する先行研究

ここではEUMAMに関する先行研究としてMaksak, Drapak, Gerasymchukによる共著論文を取り上げる。この先行研究は、「ウクライナとEUの防衛協力」（“EU Defense Cooperation with Ukraine”）と題されており、ウクライナとEUの両者の戦時下における協力体制について広範な枠組みで論じたものである⁸。当該先行研究は、EUMAMのみに焦点を当てたものではないが、EUMAMがウクライナとEUの防衛協力体制を支える主軸の一つとして捉えられ、分析の対象とされている⁹。

Maksakらは、EUMAMの主な目的として、ウクライナ側の兵員の準備が行われること、それによってウクライナの国土を防衛するための軍事能力が強化されることを指摘している¹⁰。またMaksakらは、EUMAMの下で、ウクライナ軍に必要な軍事訓練がEU加盟国の各所において個人レベル、集団レベル、そして専門的レベルで提供されることも挙げている¹¹。さらにMaksakらは、EUMAMの中核的な訓練場がドイツとポーランドに置かれ、EUの24加盟国が訓練ミッションの活動を補完することに合意している点も指摘している。

MaksakらのEUMAM全般に関する評価として、EUMAMの開始が意味することは、ウクライナが反撃を準備する点にあり、そしてウクライナが成功するかどうかは、とりわけヨーロッパ諸国の役割に拠っていることを指摘している。なお当該先行研究には、別の研究者（Anthony Lawrence）によって、「ウクライナ支援における軍事支援ミッション（EUMAMを指す）の設立は、地政学的役割をEUが構築する際により重要かつ実際の段階だった。」とのマクロな視点からのコメントが付されている¹²。

Ⅱ EPFの概要と支援内容

（1）EPFの概要

前述のように、EUMAMはEPFの下に設立されたため、まずEPFについて触れておく必要がある。EPFはアテナメカニズム（2004年設立）とアフリカ平和ファシリティ（APF）（2004年設立）を基礎として2021年に設立された¹³。EPFの目的は、EUが衝突を防ぐ能力、平和を築く能力、

そして国際安全保障の能力を強化することとされている。より具体的にはEUの共通安全保障防衛政策（CSDP）の下で、軍事または防衛に影響を及ぼす作戦行動に対してEUが資金を調達することが目的とされた¹⁴。その活動に当たっては各加盟国に分担が求められ、各国は国民総所得（GNI）に応じて支援のための資金を拠出する。EPFの財政的上限は、2023年4月の時点で約79億7900万ユーロに設定されている¹⁵。なお本稿ではウクライナ支援の文脈でEPFを取り上げているが、EPFはウクライナ戦争の発生以前に設立されており、ウクライナのためだけに支援が行われる制度ではない。上記のようにして集められた資金を用いて、EU条約第28条および第30条にしたがって、EUは第三国、特定地域、国際機関のために行動の資金を拠出することができる¹⁶。このようにしてEPFは、第一に軍事力と防衛力を強化するために、第二に平和支援活動の軍事的側面を支援するために用いられる。EPFのオペレーションの根拠となるのがEU条約第42条（4）および第43条（2）である¹⁷。EPFの運営は、EU加盟国代表によって構成されるファシリティ委員会（議長はEU理事会の議長国代表が務める）の権限と指示の下で行われる¹⁸。またEPFの活動の管理は、オペレーション管理者、各作戦および任務の作戦指揮官、支援措置の管理者などによって行われる¹⁹。

（2）EPFの支援内容

EPFにおいては、2023年4月までに、7回に分けられた支援が行われてきた。それぞれの支援の回はトランシェ（tranche）と称され、第1から第7までのトランシェによる支援が実施されている。トランシェは「区分」といった意味である。第1トランシェは2022年2月28日にEU理事会によって採択されて、それ以降、間隔は不定期ながらトランシェと称される支援が続けられている。第1トランシェではEUの支援史上初めて致命的（殺傷力のある）装備（lethal equipment）を対象とした支援が含まれている²⁰。各トランシェでは約5億ユーロずつ拠出されており、第7トランシェまで合計すると約35億ユーロが拠出された。各トランシェに共通することは、ウクライナの国土の保全と主権を守り、ロシア軍の侵攻からウクライナの民間人を保護し、ウクライナ軍の能力と回復力を強化することが支援目的とされている点である²¹。この目的は本稿の主題であるEUMAMにも通底する目的である。各トランシェが採択されるタイミングは、ウクライナにおける戦況の変化に対応しており、戦況の新たな展開がみられる際には新たなトランシェが採択される傾向がみられる。例えば最初のトランシェが採択されたのは、上記のようにロシアによるウクライナ侵攻が開始された直後である²²。またロシア軍がウクライナの首都キーウの周辺から撤退し、東部ドンバス地方への本格的侵攻を始める状況下で、第3トランシェが採択されている²³。なおウクライナをめぐる状況の変化と各トランシェとの関連性は本稿では取り上げない。なお2023年2月2日にEU理事会で採択された第7トランシェにおいて、EPFのトランシェとしては初めてEUMAMによるウクライナへの支援の拠出が盛り込まれた²⁴。こうした支援のもつ意義について、EUのボレル上級代表（国内政府の外相に相当するポスト）は次のように述べている。「ウク

ライナはロシアの侵攻から国土と国民を守るために必要なすべての装備と訓練を受けるべきである。（ウクライナ）は自国を守るだけではない。（ウクライナ）はまた、われわれに共通する価値観と国際法の基本原則を擁護している²⁵。」この声明では前段において装備と訓練の提供が等しく重要性をもつものとして扱われており、EUMAMがEPFの重要な柱の一つに位置づけられている。また後段において、今次戦争が単にウクライナ一国の防衛のためだけではなく、共通する価値観と国際法の基本原則を擁護するとの普遍性をもつとの見方が示されている。ただしボレルの声明の中では共通する価値観の具体的中身には触れられていない。

Ⅲ EUMAMの設立の背景およびその経緯

本章ではEUMAMの設立の背景およびその経緯について取り上げ、第1および第2のサーチ・クエスチョンへの解答を試みる。EUMAMは、EUの対ウクライナ支援の一環としてウクライナ軍の兵員に対して軍事訓練を提供するミッションであり、具体的には個人的、集团的、専門的訓練を実施する²⁶。例えば、イギリスはすでにEU加盟国ではないが、開戦後の早い時期に少人数を対象としたウクライナ軍への訓練を開始していた²⁷。ウクライナが欧米製の装備を駆使して大規模かつ高度な作戦を展開するためには、一定の訓練が必要なのは自明の理であろう²⁸。2022年10月7日にプラハで開かれた欧州理事会の非公式会合において、EUの加盟国のリーダーたちは、ロシアへの圧力を高め、その軍事力を弱体化させるために対ロシア制裁を強化するとの決定を含め、ロシアのエスカレーションに対応するEUの対応について協議を行った。その中でEUMAMの構想に関して協議されたのである²⁹。なお本稿ではEUMAMをEPFと関連づけるが、元来、EUMAMはEPFとは別に構想され、後にEPFの支援の一環（具体的には前述のようにEUMAMの第7トランシェにおいて）として実施されることになる。

その直接の背景としては、ロシアがウクライナ東部4地域において住民投票を行い、その投票結果に基づくと称してこれらの地域を併合したことなどが挙げられる。EUはこれに対して、住民投票や4地域の併合が違法かつ無効であるとして強く反発し³⁰、こうした経緯もEUの対ロシア制裁および対ウクライナ支援が継続される大きな要因となっている。その後、ゼレンスキー大統領が、ウクライナ南部におけるロシア占領地域の一部をウクライナ側が奪還したとを発表して、ウクライナの本格的な反転攻勢が始まったことを伺わせた。この点からもウクライナが支援を早急かつ大規模に必要としていることがわかる。なお非公式会合の前日の10月6日、EU理事会は対ロシア制裁の第8パッケージを採択している³¹。こうした状況下、EUによる対ウクライナ支援の方針について、欧州理事会議長（いわゆるEU大統領）シャルル・ミシェルはつぎのように表明している。「（ロシアの行動は）ウクライナに対する侵略戦争であり容認することはできない。われわれ（EU）は、ウクライナを財政的、軍事的、また人道的そしてもちろん政治的に支援するために、われわれが用いることのできるすべてのツールと手段を動員することを決意している³²。」

こうした協議を下に³³、11月15日、EU理事会は、ロシアによるウクライナ侵攻に対してウク

ライナ支援を続けるため、EUMAMを立ち上げ³⁴、EPFの下で支援措置が採択された³⁵。なおこの理事会において、各加盟国の国防相はNATOのイエンス・ストルテンベルク事務総長とともにロシアによるウクライナ侵攻について非公式な意見交換を行っている³⁶。欧州諸国によるウクライナ支援に関連して、ボレル上級代表は次のように述べた。「明らかなことは、ウクライナの東部と南部の両戦線では、欧州と米国が供与した装備が有効である。とくに対空装備が有効である。これはロジスティクスの戦争であり、サプライチェーンが非常に重要であり、戦車、火砲、防空システムなどの重要装備が不可欠である³⁷。」したがってこうした重要装備やシステムを運用するためにもウクライナの兵員の訓練は必要不可欠かつ緊急の課題となるのである³⁸。EUMAMの始動が求められる所以である。

EUMAMの当初の計画では、加盟国は15000名のウクライナ軍兵員を訓練する予定であり、24加盟国がミッションに貢献することを申し出た³⁹。ハンガリーがエスカレーションの恐れや戦争に引きずり込まれるリスクへの懸念から、加盟国としては唯一、EUMAMの設立に関する理事会決定から建設的棄権を行ったのは前述の通りである⁴⁰。なお24加盟国のうちドイツとポーランドが自国領土に訓練センターを迎え入れることに同意した。ドイツは、“地雷処理や戦術運用のような特化された訓練”を提供した一方で、ポーランドは、防空、砲兵、サイバー、そして医療支援における多国間作戦レベル（multinational operational-level）の訓練を提供するなど突出した姿勢を見せている⁴¹。

IV EUMAMの支援内容

本章ではEUMAMによる支援内容を明らかにし、第三のリサーチ・クエスションへの解答を試みる。EUMAMでは次の二点がミッションの目的とされている。第一に、この支援により軍事作戦を効果的に実施するウクライナ軍の能力の強化に貢献することである。第二に、これによりウクライナが国際的に認められた国境内で領土保全を守り、主権を効果的に行使し、民間人を保護することである⁴²。EUMAMの支援内容は、第一に、EU加盟国の領土内（複数個所）において、最大15000人のウクライナ軍要員に個人的、集団的および専門的訓練をEUが提供することである。実際に訓練指導にあたるのはEU加盟国の軍となる。第二に、訓練を提供するEU加盟国の活動をEUが調整し同期化することである⁴³。またEUMAMには調整機能があり、ウクライナとそれを支援するEU加盟国の二国間活動、そして志を同じくする他の国際パートナーとの間の調整が行われる。第三に、参加を希望する非EU諸国との調整も行われる⁴⁴。なお2022年12月6日、非EU諸国としては初めてノルウェーがEUMAMを支持する協定に調印している⁴⁵。

EUMAMの支援はEPFの下で行われる。11月15日に開かれたEU理事会では、EUMAMによってウクライナ軍の能力構築を援助するため、EPFに基づく1600万ユーロ相当の支援措置が採択された⁴⁶。この支援措置によって、具体的には次のようなものが供与される。第一に、致命的力（殺傷力があるとの意）を発揮するように設計された弾薬、装備およびプラットフォームである。

ここでいうプラットフォームとは、例えばミサイルやロケットの発射装置およびそれらを搭載した車両などを指す。第二に、この支援措置を通じて資金が提供された機器の輸送、保管、保守および修理である⁴⁷。装備などが供与されても適切な場所に運ばなければ運用できず、また適切に保管されなければ十分に維持されず、また絶えず保守点検しなければ稼働率が落ちるか使用不可となる。修理は迅速かつ適切に行われる必要があり、こうした点は民生用の機器と全く変わらない。ちなみにEU側が設定した支援期間はこの時点では24ヶ月であった⁴⁸。この支援措置は、10月17日にEPFの下で第6トランシェの支援策が理事会で採択された後で決定され、いわゆる一連のトランシェとは区別される。EUMAMによるこうした支援措置を貫くEUの方針は、第一に、国際的に認められた国境内でのウクライナの独立、主権、領土保全、およびロシアの侵略から自衛するウクライナの正当な権利をEUが支持することである⁴⁹。第二に、EUとしては、ウクライナへ軍事的、経済的、社会的、財政的支援を可能な限り供与することである⁵⁰。

前述のようにEUMAMはその名の通り、EUによる対ウクライナ軍事訓練支援のミッションであり、支援に参加するのはEU加盟国である。しかし第三国の参加も認められており、ノルウェーがEU加盟国以外では初めてこの訓練ミッションに支援側として参加することとなった⁵¹。ノルウェー政府は以前、EU加盟を試みたことがあったが、国民投票により加盟が否決された経緯があった⁵²。他方で安全保障に関してはNATOに加盟することによって自らの国防の担保としていた⁵³。ノルウェーはロシアの近隣諸国として、その脅威を身近に感じる距離にあり、こうした安全保障上の懸念がEUMAMへの参加の背景となった可能性が高い。こうした観点からすると、EUMAMへ参加する第三国が他に現れる可能性は十分にある。

ノルウェーがEUMAMへ参加するとの決定を発表したのが10月31日であった⁵⁴。この決定は、12月6日、ノルウェーとEUが2023年に向けてウクライナを支援するためEUMAMに対するノルウェーの自発的財政上の拠出に関する行政協定に署名することによって正式なものとなった。これによってノルウェーはEUMAMのためにEPFに14億5000万ノルウェー・クローネ（約1450万ユーロ）の自発的財政拠出を行う⁵⁵。EUMAMの受け皿は当初からEPFであり、ノルウェーの事例においてもEPFの下でEUMAMへの資金提供がなされる⁵⁶。上記の協定にノルウェーが署名したことの意義は次の三点が考えられる。第一は、ノルウェーの事例は第三国がEUMAMへ財政拠出する初めての例ということにある。第二はEU加盟国ではないノルウェーが、安全保障および防衛問題でEUと限定的とはいえ緊密に協力するようになったことである。第三は、この事例においてノルウェーが、ウクライナの自由と主権の擁護を断固として支持していることが確認された点である⁵⁷。こうして上記の協定が発効することによって、ノルウェーはEUMAMの支援の枠組みにおいて、ウクライナ軍の訓練と装備に効果的に貢献し得ると考えられるのである。ノルウェーのこうした支援行動をEU側はどう評価しているのだろうか。この点についてボレル上級代表は次のような声明を出している。「EUMAMに対するノルウェーの財政支援は、ウクライナ軍がロシアの侵略に対して闘い続けるため、ウクライナ軍の訓練と装備をさらに後押しする。（こうした）パート

ナーとともに、(EUは)可能な限りあらゆる方法でウクライナを支援し続ける⁵⁸。」

EUMAMに関して、その後さらなる新展開がみられた。2023年2月2日、EU理事会はEPFの下で第7トランシェの支援措置を採択し5億ユーロの拠出を決めたのみならず、EUMAMへ4500万ユーロを拠出することが追加されている⁵⁹。こうした支援措置のもつ意義についてはボレル上級代表が次のように表明している。「ウクライナはロシアの侵攻から国土と国民を守るために必要なすべての軍事装備と訓練を受けるべきである。彼らは国を守るだけではない。彼らはまた、われわれの共通の価値観と国際法の基本原則を擁護している⁶⁰。」またEU理事会では、必要とされる限り、ウクライナを支援し続けるとの明確なメッセージが示されている⁶¹。このEU理事会の翌日、2月3日、ウクライナとEUの首脳会談が開かれて、ウクライナのゼレンスキー大統領とEUのミシェル大統領およびフォンデアライエン欧州委員長との間で協議がなされた⁶²。この首脳会談は24回目を数えており、協議の内容もさることながら、EUによるウクライナへの政治的支援を表明するという点で象徴的意味をもつ。この会談の場では、EUによるEPFの下での支援とともに、軍事訓練支援に関しても2023年にウクライナの兵員3万人を訓練するEUMAMを歓迎する旨がウクライナ側から表明されている⁶³。その後、訓練対象となる兵員は拡大され、2025年1月の段階では7万人のウクライナ兵の訓練が終了し、さらに訓練支援は続けられるとされている⁶⁴。

V EUMAMに関する考察

本節では以下においてEUMAMに関する考察を行う。ウクライナのロシアに対する抵抗および反撃が続く中で欧米各国やEUによる対ウクライナ支援が開始され、その中で一部の国によって軍事支援、とりわけ最新装備の供与が始められた。欧米各国によるウクライナへの最新装備の供与が始まるとその運用のための訓練が必要となる。当初、供与された装備は、歩兵携帯型のスティンガー地対空ミサイルやジャベリン対戦車ミサイルといった簡易型装備であり、運用には特別な訓練は必要とされなかった⁶⁵。その後、ドイツ製のPzH2000自走砲、フランス製のカエサル自走砲、アメリカ製のM777榴弾砲（前二者と異なり自走できず、他の車両により牽引される）⁶⁶、さらにその後、アメリカ製のM1エイブラム、イギリス製のチャレンジャー2、ドイツ製のレオパルト2の供与が決定されると、その高性能さゆえに兵員に対する訓練が必要となった⁶⁷。そのため前述したように、イギリスをはじめ欧州各国はウクライナ軍の兵員に対する訓練支援を展開することになったのは当然の成り行きといえる⁶⁸。注目すべきは、本稿が焦点を当てるEUによる軍事訓練支援である。EUは経済分野を中心に欧州統合を行っており、近年は独自の安全保障を模索しつつあるが⁶⁹、いわゆる軍事的活動はほとんど行っていない。こうした点を考慮すると、非軍事組織であるEUにとって、軍事訓練への支援という措置は従来の路線から一步踏み出すことを意味している⁷⁰。他方でウクライナにとって、欧米からの訓練支援は、最新装備の供与とともに必須かつ緊急である⁷¹。ここでは訓練支援を提供する側と提供を受ける側の思惑が一致しており、こうした背景の下でEUによる軍事訓練支援が構想されたことを指摘しておきたい。

前述の通り EUMAM の直接の目的はウクライナ軍の強化であり、そのことは二つの点で軍の強化に結びつくと考えられる。第一に、最新装備が欧米諸国から供与されることに伴い、その運用のための訓練を支援することによってウクライナ軍の強化へと結びつく。第二に、上記の目的以外に、兵員の基礎能力を向上させることによってウクライナ軍の強化へと結びつく⁷²。EUMAM の最終目的は、ウクライナ軍を強化することによって、ウクライナが領土を保全し、自らの主権を行使し、自国の民間人を保護することの三点に要約される⁷³。これら三点は EUMAM に関して EU によってしばしば用いられる言説であり、領土、主権、国民という、いわゆる国家の基本要素と合致する。EUMAM の目的には、国家としてのウクライナの存続という大方針が根底に秘められている。

EUMAM が EPF の下で支援を展開する点にも注目したい。EU にとって EUMAM の目的とは、EU が衝突を防ぐ能力、平和を築く能力、そして国際安全保障の能力を強化することにある⁷⁴。具体的にその目的は、共通安全保障防衛政策（CSDP）の下で防衛のための作戦行動への資金調達を可能にすることである⁷⁵。したがって EUMAM が EPF の下に設置されることは、EUMAM が EU の対外的軍事支援の柱の一つとして位置づけられることを意味する。EUMAM（そして EU）が目的とするウクライナ国家の存続は、EU による国際安全保障と緊密に結びつけて考えることができる。

EUMAM の支援内容について着目すると、前述したようにその第一は、EU 加盟国の領土内で、最大 15000 人のウクライナ軍の要員に個人的、集団的および専門的訓練を EU が提供することである。EU 加盟国の複数個所において訓練の実施が予定されており、これは実施側の負担軽減が意図されていると考えられる。第二に、訓練を提供する EU 加盟国の活動は EU によって調整される⁷⁶。訓練の実施主体はあくまでも EU 加盟国（の軍）であり、EU はそのための調整役・コーディネーター役の機能を担うわけである。EUMAM の調整機能は他にも、ウクライナを支援する EU 加盟国の二国間活動の調整だけではなく、他の国際パートナーとの調整も担い、さらに参加を希望する非 EU 諸国との調整も受け持つなど、訓練支援に関して総合的な調整役を担うことが想定されている⁷⁷。非 EU 諸国の参加という点では、初めてノルウェーが EUMAM に参加したことは前述の通りである⁷⁸。ノルウェーが EUMAM への参加を決めた背景には、元来、軍事大国ロシアの近隣として安全保障上の懸念を抱き続けてきた過去からの経緯に加えて、独自の外交・安全保障政策を模索するというノルウェー外交の大原則があった⁷⁹。このように、他の EU 非加盟国と比べてノルウェーは EUMAM に参加する動機が強くあったと考えられる。そのためノルウェーに続いて他の EU 非加盟国がただちに EUMAM への参加を選択するかは、必ずしも確実ではない。他の EU 非加盟国がノルウェーほど参加への強力な誘因を持たないかもしれないからである。ただしノルウェーの参加決定は、EUMAM が EU 非加盟国からも支持を受けていることを示し、その正統性をより高めることが考えられる。EU 側からは、前述のボレル上級代表の声明にあるように、ノルウェーの決定は歓迎され、評価されている⁸⁰。

11月15日に開かれた EU 理事会の決定では、EUMAM によってウクライナ軍の能力構築を援助

するため、1600万ユーロ相当の支援がEPFに基づき拠出されることになっており⁸¹、ここではその支援がEPFを通して行われることに注目したい。なお11月15日の時点では、EPF本体の支援は総額で約30億ユーロに達しており、その金額と比較するとEUMAMへの拠出額は少額にみえる。しかしながら訓練への独自の支援の枠が確保されている点には注目すべきである。

EUMAMの支援内容がウクライナにおける戦局および状況の変化に応じて柔軟に変更され、そして追加される点にも注目したい。EUMAMの具体的支援措置は2022年11月に採択されたが、しかしウクライナの状況はそれ以前から目まぐるしく変化している。2023年に入るとウクライナの攻勢は強まり、また欧米からの主力戦車などの供与が始まるなど軍事支援の強化がみられた。これに応じて理事会において、2月2日に、EPFの下で第7トランシェの支援が決定されたことは前述の通りであり、EUMAMにも4500万ユーロの拠出が追加されている⁸²。こうした措置などは状況の変化に応じた支援追加の代表的事例といえるのであり、EUが状況の変化に一定の程度は対応し得ることを示している。EUMAMを検討する際には、こうした状況の変化に対応した支援の追加ないしは強化という点も重要な視点となろう。

VI おわりに - 今後の課題

本稿ではまずEUの軍事支援プログラムであり、EUMAMの基盤であるEPFの概要が明らかにされた。具体的にはEPFがトランシェと呼ばれる支援の区分から成り立っており、2023年4月の時点では7つのトランシェが実施されている。そのうち第7トランシェにおいてはEUMAMへの支援が含まれ、EPFとEUMAMが結びつけられたことが明らかにされた。またEUMAMの設立の背景として、欧州各国によるウクライナに対する装備の供与や訓練支援の実施が始まる中で、EUMAMがEUによる対ウクライナ支援の訓練支援プログラムとして構想されたことも明らかにされた。EUMAMの下での支援が開始されたのが2022年11月である。また本稿では、EU非加盟国であるノルウェーがEUMAMに参加を表明することによって、EUの加盟国ではない第三国にも門戸が開かれたことが指摘された。以上の点は本稿の冒頭で示されたリサーチ・クエスチョンに答えようとするものであり、EUMAMが単なるEUによる支援に留まらない広がりをもたせよう。

以上、本稿におけるEUMAMについての記述と考察を踏まえて、今後の課題を以下に記しておく。本稿は確実な資料を入手する都合上、2023年4月までを論考の対象としている。したがって、EUMAMがどのような展開をみせたのかについての解明は、今後の研究課題として残される。その際、EUの支援がどのような形を取って継続されたのかについて注目されるべきだろう。いわば次なるリサーチ・クエスチョンとして、具体的にはEPFを軸とした支援が継続されるのか、EUMAM単独の支援が継続されるのか、あるいは新たな支援のステップへとEUが着手するのか、という点について解明される必要がある。そのことは欧州各国およびEUのリーダーの決断およびウクライナ側からの要請、そしてウクライナの戦況如何にかかっているとの仮説が立てられ

得るであろう。

EUMAM 自体については、EU の訓練支援がウクライナ軍に向けた支援全体の中でどのような役割と位置づけであるのか、今後明らかにされる必要がある。この点は EUMAM の意義をどう評価するのに関わり、ひいては EU による対ウクライナ支援の評価にも関わると考えられる。装備を単に供与するだけでなく、訓練自体を実施することは、供与された装備が現場において効果的に使われるために必要不可欠と考えられる。そのための支援は、ウクライナへ政治的支援をもたらすことに通じ、すなわち支援国が明らかにウクライナ側へ加担することを意味する。またウクライナにとって EUMAM による支援がどの程度有効であったのか明らかにされる必要があり、この点は今後の EU にとって、ウクライナ以外の国や地域に対して EUMAM と同様の支援を実施する際に、それが意味あるものとなるかどうかの試金石として評価されることになる。

¹ 欧州諸国の中ではイギリスがいち早く歩兵携行式の対戦車ミサイルなどの最新装備を供与したことが注目される。当時のイギリスのジョンソン首相は欧州の首脳の中で最初にウクライナを訪問しており、ウクライナへの貴重な政治的支援を行ったといえる。なお開戦当初、アメリカはスティンガー（携行式対空ミサイル）、ジャベリン（携行式対戦車ミサイル）をウクライナへ提供した。ジャベリンは、分厚い装甲で防護されている戦車の弱点である上部を攻撃するトップアタックが可能であり、都市部の戦闘においてきわめて有効と評価されている。またイギリスもジャベリンと類似の NLAW（携行式対戦車ミサイル）をウクライナへ提供した。この点について次の論稿を参照のこと。小谷賢（2023年）「ウクライナ戦争における欧米の対ウクライナ支援-機密情報と武器供与の観点から」『国際武器移転史』、第15号、38頁。

² そこには財政支援や人道支援などが含まれる。財政支援については次を参照。 The Council of the EU, (20th September 2022), *Council adopts additional €5 billion assistance to Ukraine*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/09/20/council-adopts-additional-5-billion-assistance-to-ukraine/> (2025/11/15最終閲覧)。人道支援については次を参照。 The European Commission, (2023), *EU Civil Protection Mechanism-Fact sheet*, https://civil-protection-humanitarian-aid.ec.europa.eu/what/civil-protection/eu-civil-protection-mechanism_en#:~:text=Print%20friendly%20pdf-,What%20is%20it%3F,preparedness%2C%20and%20response%20to%20disasters (2025/11/15最終閲覧)。

³ Hennadiy Maksak, Mykhailo Drapak, Sergiy Gerasymchuk, (2023) “EU Defense Cooperation with Ukraine”, *SCREEUS GUEST REPORT* (Stockholm Centre for Eastern European Studies), No. 15, p.5.

⁴ The European Council, (2023), *The European Peace Facility*.

⁵ 戦場が東部の平原等に展開されると、米国や各国から 155mm 榴弾砲などの重火器類が提供された。さらに火力の強化のため、米国は高機動ロケット砲システムのハイマースの供与に踏み切った。これらの西側現役の最新装備は習熟するのに一定の訓練が必要となる。ここに軍事支援としての訓練の緊急性が浮上してくるのである。小谷（2023年）、38頁。

⁶ アメリカをはじめとした欧米諸国は、ウクライナ軍への訓練支援の必要性を認識しつつも、こうした高性能装備の供与にためらったのも事実である。小谷（2023年）、38-39頁。

⁷ The European Council, (2023), *EU solidarity with Ukraine*, <https://www.consilium.europa.eu/en/policies/eu-response-ukraine-invasion/eu-solidarity-ukraine/>

(2025/11/15 最終閲覧).

⁸ Maksak, Drapak, & Gerasymchuk, 2023,p. 5.

⁹ Maksak, Drapak, & Gerasymchuk, 2023,p.5.

¹⁰ Maksak, Drapak, & Gerasymchuk, 2023,p.5.

¹¹ すなわち、個人レベルでは、欧米諸国から供与された装備の操作手順等の訓練、集団レベルでは軍の基本単位の連携などを指すと考えられる。上限は大隊レベルとされる。Maksak, Drapak, & Gerasymchuk, 2023,p. 26. なお専門的レベルの訓練内容については詳細が明らかではなく、おそらく現代戦に必須のインテリジェンスおよび電子戦に関する訓練が施されているものと思われる。欧米からのインテリジェンス支援に関しては次を参照。小谷（2023年）、第15号、2023年、29-41頁。

¹² Maksak, p. 26

¹³ The European Council, (2023), *The European Peace Facility*.

¹⁴ The European Council, (2023), *The European Peace Facility*.

¹⁵ The European Council, (2023), *The European Peace Facility*.

¹⁶ The European Council, (2023), *The European Peace Facility*.EU条約第28および第30については次を参照。小林勝訳（2009年）『リスボン条約』御茶ノ水書房、32-33頁。

¹⁷ The European Council, (2023),*The European Peace Facility*. EU条約第42（4）および第43（2）の条文については次を参照。小林勝訳（2009年）、41-42頁。

¹⁸ The European Council, (2023), *The European Peace Facility*.

¹⁹ The European Council, (2023), *The European Peace Facility*.

²⁰ The Council of EU, (28th February 2022), *EU adopts new set of measures to respond to Russia' s military aggression against Ukraine*,
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/02/28/eu-adopts-new-set-of-measures-to-respond-to-russia-s-military-aggression-against-ukraine/>（2025/11/15最終閲覧）。

²¹ The European Council, (2023), *The European Peace Facility*.

²² The Council of EU, (28th February 2022).

²³ The Council of EU, (13th April 2022), *EU support to Ukraine: Council agrees on third tranche of support under the European Peace Facility for total €1.5 billion*,
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/04/13/eu-support-to-ukraine-council-agrees-on-third-tranche-of-support-under-the-european-peace-facility-for-total-15-billion/>（2025/11/15最終閲覧）。

²⁴ The Council of EU, (2nd February 2023), *Ukraine: Council agrees on further military support under the European Peace Facility*,
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/02/02/ukraine-council-agrees-on-further-military-support-under-the-european-peace-facility/>（2025/11/15最終閲覧）。

²⁵ The Council of EU, (2nd February 2023).

²⁶ The European Council, (2023), *EU solidarity with Ukraine*.

²⁷ BBC News Japan, (2022年4月24日)「英政府、ウクライナに武器の追加供与へ ウクライナ兵20名以上が英国内で訓練」, <https://www.bbc.com/japanese/61205979>（2025/11/15/最終閲覧）。

²⁸ この点に関連して、ウクライナ軍が高度な作戦を展開するには、高性能な装備や質の高い訓練のみならず、インテリジェンス能力も必要となることは言うまでもない。アメリカからウクライナへ機密情報の提供が行われているとされ、そのことがウクライナ軍の損耗低減、ロシア軍への打撃に貢献しているとされる。小谷論文ではその一例としてロシア黒海艦隊の巡洋艦モスクワ撃沈が挙げられている。またサイバー防御の面でもアメリカ等の官民の支援も特筆されるべきであろう。アメリカ等のインテリジェンス支援については次を参照のこと。小谷賢（2023年）、33-38頁。

²⁹ The European Council, (7th October 2022), *Informal meeting of heads of states or government in Prague*,
<https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/european-council/2022/10/07/>（2025/11/15 最終閲覧）。

- ³⁰ The European Council, (30th September 2022), *Statement by the Members of the European Council*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/09/30/statement-by-the-members-of-the-european-council/> (2025/11/15/ 最終閲覧).
- ³¹ The Council of the EU, (6th October 2022), *EU adopts its latest package of sanctions against Russia over the illegal annexation of Ukraine's Donetsk, Luhansk, Zaporizhzhia and Kherson regions*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/10/06/eu-adopts-its-latest-package-of-sanctions-against-russia-over-the-illegal-annexation-of-ukraine-s-donetsk-luhansk-zaporizhzhia-and-kherson-regions/> (2025/11/15 最終閲覧).
- ³² The European Council, (7th October 2022).
- ³³ The European Council, (2023), *EU solidarity with Ukraine*.
- ³⁴ The Council of the EU, (15th November 2022), *Ukraine: EU launches Military Assistance Mission*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/11/15/ukraine-eu-launches-military-assistance-mission/> (2025/11/15 最終閲覧). Kristi Raik, Steven Blockmans, Anna Osypchuk & Anton Suslov, (2024) "EU Policy towards Ukraine: Entering Geopolitical Competition over European Order", *The International Spectator* (Italian Journal of International Affairs), VOL. 59, NO. 1, p. 50.
- ³⁵ The Council of the EU, (15th November 2022), *Foreign Affairs Council (Defence)*, <https://www.consilium.europa.eu/en/meetings/fac/2022/11/15/> (2025/11/15 最終閲覧).
- ³⁶ The Council of the EU, (15th November 2022), *Foreign Affairs Council*. なおEUMAMは当初、すべての加盟国から賛同を得ていたわけではない。ハンガリーはEUMAMに投票しなかった唯一の加盟国であり、エスカレーションのおそれと戦争に引き込まれるリスクに言及していた。しかしハンガリーは、建設的棄権 (constructive abstention) によってEUMAMを可決させた。Raik, Blockmans, Osypchuk & Suslov, (2024), p.50.
- ³⁷ The Council of the EU, (15th November 2022), *Foreign Affairs Council*.
- ³⁸ こうした訓練支援に追加して、理事会はミッションへ訓練器材 (training equipment) を提供するため、2022年11月14日と2023年2月2日に、別の 'より小規模な二つ (smaller duo)' の支援措置を採択した (致命的装備と非致命的装備)。Ioannis Foukas, Panagiotis (Panos) Blanos and Georgios Papagiannis, (2024) "EPF: Fostering Differentiation with Flexibility or Contemplating CSDP Out of the Box", *European Journal for Security Research*, No.9, p.106.
- ³⁹ Kristi Raik, Steven Blockmans, Assem Dandashly, Gergana Noutcheva, Anna Osypchuk and Anton Suslov, (2023) *Tackling the Constraints on EU Foreign Policy towards Ukraine: From Strategic Denial to Geopolitical Awakening*, JOINT Research Papers, No. 20, p.30.
- ⁴⁰ Raik, et al., (2023), p.30-31.
- ⁴¹ Raik, et al., (2023), p.30-31.
- ⁴² The European Council, (2023), *EU solidarity with Ukraine*.
- ⁴³ The Council of the EU, (15th November 2022).
- ⁴⁴ The Council of the EU, (15th November 2022).
- ⁴⁵ The Council of the EU, (6th December 2022), *EU and Norway sign an agreement in support of EUMAM Ukraine*, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/06/eu-and-norway-sign-an-agreement-in-support-of-eumam-ukraine/> (2025/11/15 最終閲覧).
- ⁴⁶ The Council of the EU, (15th November 2022), Ukraine.
- ⁴⁷ The Council of the EU, (15th November 2022), Ukraine.
- ⁴⁸ The Council of the EU, (15th November 2022), Ukraine.
- ⁴⁹ The Council of the EU, (15th November 2022), Ukraine.
- ⁵⁰ The Council of the EU, (15th November 2022), Ukraine.
- ⁵¹ The European Council, (2023), *EU solidarity with Ukraine*.

- ⁵² ノルウェーと欧州統合の関係については次を参照。大島美穂（1990年）「ノルウェー」75-81頁（百瀬宏編著『ヨーロッパ小国の国際政治』、東京大学出版会、1990年所収）。
- ⁵³ 大島（1990年）。
- ⁵⁴ The Council of the EU, (6th December 2022).
- ⁵⁵ The Council of the EU, (6th December 2022).
- ⁵⁶ The Council of the EU, (6th December 2022).
- ⁵⁷ The Council of the EU, (6th th December 2022).
- ⁵⁸ The Council of the EU, (6th th December 2022).
- ⁵⁹ The Council of EU, (2nd February 2023).
- ⁶⁰ The Council of EU, (2nd February 2023).
- ⁶¹ The Council of EU, (2nd February 2023).
- ⁶² The European Council, (3rd February 2023), *Joint statement following the 24th EU-Ukraine Summit*,
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/02/03/joint-statement-following-the-24th-eu-ukraine-summit/> (2025/11/15 最終閲覧)。
- ⁶³ The European Council, (3rd February 2023).
- ⁶⁴ The European Union, (2025), *European Union Military Assistance Mission Ukraine (EUMAM Ukraine) Fact Sheet*, <https://www.eeas.europa.eu/sites/default/files/documents/2025/2025-EUMAMUkraine.pdf> (2025/11/14 最終閲覧)
- ⁶⁵ これらの装備が、小規模な機甲部隊しか有さないウクライナにとって、初期の防衛戦において有効であった。しかしこれらをもって本格的な反攻作戦を展開するのはほとんど不可能でもあったことは明らかである。
- ⁶⁶ これら欧米製の火炮（正確には榴弾砲）が、速射性能、命中精度いずれにおいてもロシア製のそれを大幅に上回っており、ウクライナ側の大規模な反撃作戦の原動力となっていることは論を待たないであろう。
- ⁶⁷ これらは第3世代戦車、あるいは最新型になると第3.5世代戦車と呼ばれ、高性能である分、その運用には高い技量が求められる。しかも個々の車両の操作訓練に加えて、機甲部隊として運用されるためには、車両間の連携、さらに歩兵、自走砲、歩兵戦闘車などとの連携訓練、部隊運用の訓練も欠かせない。したがってこうした点からも質の高い訓練を行う必要が求められる。
- ⁶⁸ BBC News Japan, (2022年4月24日)。
- ⁶⁹ この点はEU防衛白書の策定に現れている。次を参照のこと。The European Union, (2025), *JOINT WHITE PAPER for European Defence Readiness 2030*,
https://defence-industry-space.ec.europa.eu/document/download/30b50d2c-49aa-4250-9ca6-27a0347cf009_en?filename=White%20Paper.pdf (2025/11/14 最終閲覧)。
- ⁷⁰ しかしながらこのことをもって、EUが1950年代に構想されたいわゆるプレヴァン・プラン、すなわち欧州防衛共同体（EDC）構想のような段階に入るとは考えられない。EDCについては次を参照。益田実、山本健（編著）（2019年）『欧州統合史-二つの世界大戦からブレクジットまで』、ミネルヴァ書房、54-63頁。
- ⁷¹ この点はウクライナ側、あるいはゼレンスキー大統領からEU-ウクライナ・サミットにおいても繰り返し強調されている。The European Council, (3rd February 2023).
- ⁷² The European Council, (2023), *EU solidarity with Ukraine*.
- ⁷³ The European Council, (2023), *EU solidarity with Ukraine*.
- ⁷⁴ The European Council, (2023), *EU solidarity with Ukraine*.
- ⁷⁵ The European Council, (2023), *The European Peace Facility*.
- ⁷⁶ The Council of the EU, (15th November 2022).
- ⁷⁷ The Council of the EU, (15th November 2022).
- ⁷⁸ The Council of the EU, (6th December 2022).

⁷⁹ The Council of the EU, (15th November 2022). 大島美穂（1990年）。

⁸⁰ The Council of the EU, (6th December 2022).

⁸¹ The Council of the EU, (15th November 2022).

⁸² The Council of EU, (2nd February 2023).

住民意識調査に基づく地域犯罪予防の課題抽出 ー神奈川県都筑警察署との協働事例¹ー

日本大学危機管理学部 教授 木村 敦

- I はじめに
- II 協働プロセス
- III 調査実施
- IV 結果と考察
- V まとめ

I はじめに

本論文は、日本大学危機管理学部の地域連携・地域貢献活動の一環として、2023年9月から2024年3月にかけて神奈川県都筑警察署と協働した「居住地域の治安等に関する意識調査」の結果について報告するものである。本学の地域連携活動の事例報告として、調査内容に加えて協働の経緯や学生参画を中心とした協働プロセスについても簡潔に紹介する。

II 協働プロセス

1 経緯

2023年9月に神奈川県都筑警察署から日本大学危機管理学部に対し「犯罪等に関する意識調査等に関する協力について」の依頼があった²。都筑警察署は同年上半期におけるサイバー犯罪、街頭犯罪（自転車盗、痴漢等）の犯罪発生件数や相談件数の増加を踏まえ、地域住民に対しこれらの犯罪や「体感治安」(subjective security) 等に関する意識調査を実施し今後の治安対策として活用することを計画していた。なお、調査実施に際しては都筑警察署が地域協定を締結した株式会社オーケーの「オーケーネットスーパー」³を利用する住民を調査対象者とするものであった。この意識調査において今後の治安対策に活用できるような質問項目の検討に関する助言が本学部への主たる依頼内容であり、心理調査に関する専門性を鑑み筆者が担当することとなった。都筑警察署からの提案により筆者のゼミナール学生も有志で参画することとなり、ゼミナール内で募集したところ、3年生3名、2年生5名の計8名から応募があった。その8名に対し改めて説明を行った上で参加同意を得てから活動を実施した⁴。

2 活動概要

都筑警察署からの依頼内容は、今後の治安対策に活用できる住民意識調査用質問項目の提案であった。体感治安等に加え、とくにサイバー犯罪と街頭犯罪（自転車盗、痴漢）に着目した内容としたいとのことであった。そこで、8名の学生を「体感治安等」（3年1名・2年1名）、「サイバー犯罪」（3年1名・2年2名）、「街頭犯罪」（3年1名・2年2名）の3つのグループに分け、それぞれのグループが中心となり調査計画や質問項目案の作成を行うこととした。筆者は調査実施責任者並びにゼミナール指導教員として本プロジェクト全体の監督・監修を担当した。協働期間中は月に1~3回程度、学内でサブゼミとして集まり、各グループの調査計画や進捗の報告とディスカッションを行った。また、10月には都筑警察署の担当者との打合せを2回実施し、質問項目や調査実施スケジュールを検討した。その後、学内の研究倫理委員会による承認を経て調査を実施した。調査データ回収後はグループで作成した調査計画に基づき筆者が統計ソフトウェアを用いてデータ解析を行い、学生が自身のグループの結果に基づいて考察と報告を行った。

本プロジェクトの都筑警察署への報告として、まず令和5年度第4回都筑警察署協議会（2024年2月26日開催）にて調査概要・調査計画の報告を行った。その後、令和6年度第3回都筑警察署協議会（2024年12月17日開催）にて調査結果の報告と今後の治安対策に関する提案を行った⁵。

3 調査計画

(1) 体感治安等

本研究で用いた体感治安等に関する質問項目を図表1に示す。山本・島田（2016）⁶によると、体感治安は日本全体あるいは居住地域の治安に関する主観的評価であり、個人あるいはその同居家族を含め犯罪被害への不安の度合いである「犯罪不安」（*fear of crime*）とは異なる概念であるという。そこで本研究では、居住地域の治安に関する主観的評価としての体感治安を測定する項目を用いることとした。

個人の犯罪被害に関するリスク認知においては、自己のリスクを過小視する「楽観バイアス」（*optimistic bias*）が生じる可能性があることから⁷、犯罪被害に関する相対的リスク評価を測定して楽観バイアス得点を算出し⁸、体感治安との関連を分析することとした。また、体感治安に影響を及ぼす要因を検討するため、地域犯罪予防の各参与者（自分自身、地域住民、警察・行政）が地域の犯罪予防にどの程度協力していると思うか（防犯協力度認知）、犯罪予防のための各取り組み（地域住民による防犯パトロール、地域住民による地域美化活動、防犯カメラ設置、警察による防犯パトロール）に対する効力感（防犯効力感）を測定することとした。

(2) サイバー犯罪

本研究で用いたサイバー犯罪に関する質問項目を図表2に示す。サイバー犯罪に関する都筑警察署内での相談件数の増加を踏まえ、地域住民のサイバー犯罪に対するリスク認知や、知識・対策行

図表 1 体感治安に関する質問項目

項目名	質問文
体感治安	あなたがお住まいの地域は、治安が良いと思いますか、悪いと思いますか。 7:とても良い, 6:良い, 5:やや良い, 4:どちらともいえない, 3:やや悪い, 2:悪い, 1:とても悪い
犯罪被害の 楽観バイアス	あなた自身が、何らかの犯罪被害に遭う確率は、同世代・同性の一般的な他者と比較して 高いと思いますか、低いと思いますか、同じ程度だと思いますか。 1:とても高い, 2:高い, 3:やや高い, 4:同じ程度, 5:やや低い, 6:低い, 7:とても低い
防犯協力度認知	
自分	あなた自身は、地域の犯罪予防に協力したいと思いますか。
地域住民	地域住民は、地域の犯罪予防に協力していると思いますか。
警察・行政	警察や行政は、地域の犯罪予防に力を入れていると思いますか。
防犯効力感	
住民パトロール	地域住民が防犯パトロールを行えば、地域の犯罪は減少すると思いますか。
美化活動	地域住民が地域の美化活動を行えば、地域の犯罪は減少すると思いますか。
防犯カメラ	防犯カメラが設置されれば、地域の犯罪は減少すると思いますか。
警察パトロール	警察が防犯パトロールを行えば、地域の犯罪は減少すると思いますか。

※ 図表 1～4において、回答選択肢の記載のない項目は以下の 7 段階評定を用いた。7:とてもそう思う, 6:そう思う, 5:ややそう思う, 4:どちらともいえない, 3:あまりそう思わない, 2:そう思わない, 1 まったくそう思わない

動の有無を把握するための質問項目を中心に構成した。

サイバー犯罪に対するリスク認知についても、楽観バイアスによる自己リスクの過小視が生起するかどうかを検証することとした。また、リスク認知に知識や対策行動が及ぼす影響を明らかにするため、サイバー犯罪に関する自身の知識・対策行動・情報入手経路をそれぞれ測定した。また、フィッシング詐欺に関しては春田他 (2023)⁹ を参考に作成した URL 真偽判断課題を実施し、知識に基づく真偽判断ができるかどうかを検証した。

犯罪者に対するステレオタイプ¹⁰が、リスク認知や対策行動に影響を及ぼす可能性もある。そこでサイバー犯罪者のステレオタイプの認知を把握するために、インターネットを利用した犯罪者の典型的な人物像に関し、性別、年代、国籍、個人／組織犯、計画性、知性についてそれぞれ測定した。

(3) 街頭犯罪

街頭犯罪については、都筑警察署からの依頼に基づき自転車盗と痴漢に着目して調査を行うこととした。本研究で用いた自転車盗に関する質問項目を図表 3 に、痴漢に関する質問項目を図表 4 にそれぞれ示す。なお、地域の治安に焦点を当てた調査であることから、痴漢については電車・バス内等を除く街頭での痴漢に限定することとした。

自転車盗に関する調査は、現在自転車を所有している者を対象とした。まず、自転車の施錠行動について、自宅、駅の駐輪場等への長時間駐輪、スーパーやコンビニ等への短時間駐輪の場面別に測定した。また、施錠しない状況の有無について別途回答を求めた。次に、施錠行動に影響を及ぼす要因を明らかにするために、自転車の使用年数、点検・メンテナンス頻度、防犯登録の有無、自転車盗難被害のリスク認知について測定した。自転車の防犯登録については有効期限があることがあまり知られていないという調査結果もあることから¹¹、有効期限の知識についても測定すること

図表 2 サイバー犯罪に関する質問項目

項目名	質問文
自己看破効力感	あなたは、詐欺のメールが届いた際に、詐欺と見破ることができると思いますか。
相談相手	あなたは、詐欺あるいは詐欺かもしれないメール等が届いた際に、誰に相談すると思いますか。あなたが相談する相手として当てはまる人をすべて選択してください。1:家族, 2:友人等, 3:警察, 4:消費者センター, 5:その他, 6:相談相手がいない, 7:誰にも相談しない
フィッシング詐欺知識	あなたは、「フィッシング詐欺」について知っていますか？ 1:どのような犯罪か知っている, 2:聞いたことはあるが、どのような犯罪かは知らない, 3:聞いたことがない
フィッシング詐欺被害リスクの楽観バイアス	あなたが「フィッシング詐欺」の被害に遭う確率は、同世代・同性の一般的な他者と比較して高いと思いますか、低いと思いますか、同じ程度だと思いますか。 1:とても高い, 2:高い, 3:やや高い, 4:同じ程度, 5:やや低い, 6:低い, 7:とても低い
URL正誤判断課題	以下のようなメールは、正規のメールか詐欺のメールか、どちらの方が可能性が高いと思いますか。実際に検索はしないで教えてください。 運転免許更新時の認知機能検査、オンライン予約はこちらから https://onl.bz/Fejg3fc 1:正規, 2:詐欺
判断根拠	上の設問に対する回答について、判断の根拠となった情報は何か。 1:文面, 2:URL, 3:その他, 4:勘で回答した
サイバー犯罪手口知識	以下に挙げる犯罪について、どのような手口の犯罪であるかご存じのものがあれば、すべて選択してください。 1:ワンクリック詐欺, 2:サポート詐欺, 3:フィッシング詐欺, 4:偽警告, 5:偽通販サイト, 6:ランサムウェア, 7:どれも知らない
サイバー犯罪対策行動	あなたがインターネットを利用した犯罪の被害に遭わないために日ごろから行っていることがあれば、すべて選択してください。 1:アカウントのパスワード変更, 2:ファイアウォール導入, 3:ソフトウェア更新, 4:有害ブロックソフト, 5:電話番号を検索してみる, 6:不審なメールを開かない, 7:その他, 8:特にない
サイバー犯罪情報入手メディア	あなたは、詐欺の被害に遭わないために、手口や対策に関する情報を入手していますか。当てはまるものをすべて選択してください。 1:警察や自治体のホームページ, 2:チラシやパンフレット, 3:新聞・雑誌・書籍, 4:テレビ・ラジオ, 5:SNS, 6:インターネットや電子メール, 7:口コミ(人から聞く), 8:その他, 9:入手していない
サイバー犯罪の犯行者ステレオタイプ	
インターネットを利用した犯罪を行うのはどのような人物である場合が多いと思いますか。	
性別	1:男性, 2:女性, 3:性別に偏りはない
年代	1:10代, 2:20代, 3:30代, 4:40代, 5:50代, 6:60代, 7:70代以上, 8:年齢に偏りはない
国籍	1:日本人, 2:外国人, 3:国籍に偏りはない
計画性	7:とても計画的, 6:計画的, 5:やや計画的, 4:どちらともいえない, 3:やや場当たりの, 2:場当たりの, 1:とても場当たりの
知性	7:とても知的, 2:知的, 3:やや知的, 4:どちらともいえない, 5:あまり知的でない, 6:知的でない, 7:まったく知的でない
個人犯/組織犯	1:個人犯, 2:組織犯, 3:どちらともいえない

とした。自身の自転車が盗難被害にあった際の行動意図として、「見つかるまで探したい」、「犯人を捕まえたい」、「新しい自転車に買い替えたい」の各行動意図を測定した。自転車盗難の犯罪者ステレオタイプを把握するために、犯罪者の典型的な人物像に関し、性別、年代、国籍、個人／組織犯、計画性、知性、犯行理由、犯行時間帯、居住地域についてそれぞれ測定した。

痴漢に関する調査は、痴漢を含む女性の犯罪被害不安に関する民間調査¹²を参考とし10代～30代の女性を対象とすることとした。街頭痴漢に関するリスク認知、対策行動、犯罪者ステレオタイプを中心として測定することとした。なお、リスク認知に関しては、「自分は痴漢の被害にあう確

図表3 自転車盗に関する質問項目

項目名	質問文
使用年数	現在の自転車の使用年数 1: 1年未満, 2: 1年以上～3年未満, 3: 3年以上～5年未満, 4: 5年以上～10年未満, 5: 10年以上
メンテナンス頻度	あなたは、普段から自転車の点検やメンテナンスを行っていますか。 1: よくしている, 2: たまにしている, 3: あまりしていない, 4: まったくしていない
施錠行動	
自宅	あなたは、自転車を自宅に駐輪する際に施錠をしていますか。 1: 必ずしている, 2: ほとんどしている, 3: たまにしている, 4: あまりしていない, 5: まったくしていない
長時間駐輪	あなたは、自転車を駅の駐輪場等に長時間駐輪する際に施錠をしていますか。 (選択肢同上)
短時間駐輪	あなたは、自転車をスーパーやコンビニ等の駐輪場に短時間駐輪する際に施錠をしていますか。 (選択肢同上)
施錠しない状況	あなたが、自転車を駐輪する際に施錠をしない状況があれば、どのような状況かあてはまるものをすべて選択してください。 1: 急いでいるとき, 2: 駐輪時間が短い場合, 3: 防犯カメラがある場所, 4: 見通しがよい場所, 5: 人通りが多い場所, 6: 人通りが少ない場所, 7: 周囲の自転車も施錠されていない場合, 8: 施錠するのが面倒なとき, 9: その他, 10: 必ず施錠する
自己の盗難被害リスク認知	あなたは、自分の自転車が盗難のターゲットとして狙われやすいと思いますか。
対処行動意図	あなたは、もし自分の自転車が盗難に遭った場合、どのような行動を取ると思いますか。 当てはまるものをすべて選択してください。 1: 付近を探索する, 2: 警察に被害を届出る, 3: SNS等で探索の協力を呼びかける, 4: オークションサイト等を監視する, 5: その他, 6: 探さない
自転車盗難被害時の対処行動意図	
探索	あなたは、もし自分の自転車が盗難に遭った場合、「見つかるまで探したい」と思いますか。
犯人逮捕	あなたは、もし自分の自転車が盗難に遭った場合、「犯人を捕まえたい」と思いますか。
自転車買替え	あなたは、もし自分の自転車が盗難に遭った場合、「新しい自転車に買い替えたい」と思いますか。
防犯登録	あなたは、ご自身の自転車の防犯登録をされていますか？ 1: している, 2: していない, 3: わからない
防犯登録期限	自転車の防犯登録には有効期限があることを知っていますか？ 1: 知っており、有効期限も把握している, 2: 知っているが、有効期限は把握していない, 3: 知らない
自転車盗の犯行者ステレオタイプ	自転車盗を行うのはどのような人物である場合が多いと思いますか。
性別	1: 男性, 2: 女性, 3: 性別に偏りはない
年代	1: 10代, 2: 20代, 3: 30代, 4: 40代, 5: 50代, 6: 60代, 7: 70代以上, 8: 年齢に偏りはない
国籍	1: 日本人, 2: 外国人, 3: 国籍に偏りはない
計画性	7: とても計画的, 6: 計画的, 5: やや計画的, 4: どちらともいえない, 3: やや場当たりの, 2: 場当たりの, 1: とても場当たりの
知性	7: とても知的, 2: 知的, 3: やや知的, 4: どちらともいえない, 5: あまり知的でない, 6: 知的でない, 7: まったく知的でない
個人犯/組織犯	1: 個人犯, 2: 組織犯, 3: どちらともいえない
居住地域	1: 犯行現場と同じ地域に居住している, 2: 犯行現場と近隣の地域に居住している, 3: 犯行現場から遠方の地域に居住している, 4: 居住地域に偏りはない
盗難理由	自転車の盗難を行うのはどのような理由である場合がもっとも多いと思いますか。 1: 自分で所有するため, 2: 移動して乗り捨てるため, 3: 車体や部品を転売するため, 4: 嫌がらせや気晴らしのため, 5: 自分の自転車と勘違いしたため, 6: その他
時間帯	自転車の盗難はどのような時間帯に行われる場合がもっとも多いと思いますか。 1: 早朝, 2: 午前, 3: 午後, 4: 夕方, 5: 夜, 6: 深夜, 7: 時間帯に偏りはない

図表 4 痴漢に関する質問項目

項目名	質問文
痴漢被害リスクの楽観バイアス	あなたが街頭（電車・バス内等を除く）で痴漢の被害に遭う確率は、同世代・同性の一般的な他者と比較して高いと思いますか、低いと思いますか、同じ程度だと思いますか。 1: とても高い, 2: 高い, 3: やや高い, 4: 同じ程度, 5: やや低い, 6: 低い, 7: とても低い
痴漢遭遇確率の楽観バイアス	あなたが街頭（電車・バス内等を除く）で痴漢の犯人に出くわす確率は、同世代・同性の一般的な他者と比較して高いと思いますか、低いと思いますか、同じ程度だと思いますか。 (選択肢同上)
痴漢対処可能性の楽観バイアス	あなたがもしも街頭（電車・バス内等を除く）で痴漢に遭遇した際に自ら被害回避する（逃げる・撃退する）確率は、同世代・同性の一般的な他者と比較して高いと思いますか、低いと思いますか、同じ程度だと思いますか。 (選択肢同上)
痴漢対策行動	あなたは、犯罪の被害に遭わないように外出時・歩行時に普段からどのようなことに注意していますか。当てはまるものをすべて選択してください。 1: 防犯ブザーを身につける, 2: 人通りの少ないところは通らない, 3: 危ないとされているところに近づかない, 4: 夜遅く出歩かない, 5: 夜は一人で行動しない, 6: 夜は誰かに迎えに来てもらう, 7: バッグを車道と反対側に持つ, 8: 歩きスマホをしない, 9: 後ろや周囲を気にしながら歩く, 10: イヤホンをしながら歩かない, 11: 通話しながら歩く, 12: 護身術を習う, 13: その他, 14: 特に注意していることはない
歩行時イヤホン	あなたは、外出時・歩行時にイヤホンやヘッドフォンを用いて音楽等を聴くことはありますか。 1: よくある, 2: たまにある, 3: ほとんどない, 4: まったくない
歩行時通話	あなたは、外出時・歩行時に通話をすることはありますか。 (選択肢同上)
歩行時通話の痴漢対策効力感	外出時・歩行時に通話することは、街頭（電車・バス内等を除く）での痴漢対策として有効だと思いますか。
歩行時通話の交通事故リスク	外出時・歩行時に通話することは、交通事故の危険が高いと思いますか。
痴漢の犯行者ステレオタイプ	
街頭（電車・バス内等を除く）で痴漢を行うのはどのような人物である場合が多いと思いますか。	
年代	1: 10代, 2: 20代, 3: 30代, 4: 40代, 5: 50代, 6: 60代, 7: 70代以上, 8: 年齢に偏りはない
計画性	7: とても計画的, 6: 計画的, 5: やや計画的, 4: どちらともいえない, 3: やや場当たりの, 2: 場当たりの, 1: とても場当たりの
知性	7: とても知的, 2: 知的, 3: やや知的, 4: どちらともいえない, 5: あまり知的でない, 6: 知的でない, 7: まったく知的でない
居住地域	1: 犯行現場と同じ地域に居住している, 2: 犯行現場と近隣の地域に居住している, 3: 犯行現場から遠方の地域に居住している, 4: 居住地に偏りはない
時間帯	街頭（電車・バス内等を除く）での痴漢はどのような時間帯に行われる場合がもっとも多いと思いますか。 1: 早朝, 2: 午前, 3: 午後, 4: 夕方, 5: 夜, 6: 深夜, 7: 時間帯に偏りはない

率が低い」という表現には「自分は痴漢の犯人に遭遇する確率が低い」という遭遇確率の側面と「自分は痴漢に遭遇した際に自ら被害回避できる（逃げる・撃退する）」という対処可能性の側面の両者が含まれる可能性があることから¹³、それぞれの側面について測定し関連を検証することとした。また、痴漢対策として夜間の歩行通話をするものの危険性に関する注意喚起がなされていることから^{14,15}、歩行通話の痴漢対策としての効力感や危険性の認知についても把握することとした。

Ⅲ 調査実施

1 目的

本研究は、神奈川県横浜市都筑区ならびにその周辺地区に在住する住民を対象として、居住地域の体感治安や犯罪予防に関する意識・行動の特徴を質問紙調査により明らかにするとともに、そのデータに基づいて地域の犯罪予防に関する課題抽出を行うことを目的とする。

2 調査対象者と手続き

神奈川県都筑警察署とオーケー株式会社との地域協定(2023年10月)に基づき、オーケー株式会社が運営するネットスーパー(オーケーネットスーパー)の利用客を対象としてオンライン質問紙調査を実施した。設問数が多いことと街頭犯罪(自転車盗・痴漢)は調査対象者が限定されることから、調査を2つに分割した。まず、調査1として体感治安とサイバー犯罪に関する調査を実施し、次に調査2として街頭犯罪に関する調査を実施した。調査期間は調査1が2023年12月～2024年2月、調査2が2024年2月～3月であった。これらの調査期間にネットスーパーで商品を購入した18歳以上の客に対し、購入手続き完了後に調査協力依頼画面を表示するとともに、購入した商品の配送時に調査協力依頼文書と薄謝(防犯グッズやお茶等)を同梱して募集した。なお、調査2において自転車盗に関する設問は現在自転車を所有している者を対象とし、痴漢に関する設問は10～30代の女性を対象として回答を求めた。調査1・調査2とも匿名で回答を収集した。

調査1は145名(男性32名、女性92名、その他・回答しない21名、平均年齢53.2歳、 $SD = 13.3$)から、調査2の自転車盗調査は81名(男性19名、女性57名、その他・回答しない5名、平均年齢47.7歳、 $SD = 9.5$)、痴漢調査は女性28名(平均年齢38.7歳、 $SD = 13.3$)から回答が得られた。なお、痴漢の設問において40代以上の調査参加者からの回答($n=2$)も分析対象に含めることとした。

倫理的配慮に関して、本研究の目的や内容、倫理的配慮に関する説明は調査開始前の画面に表示し、回答提出をもって同意を得たものとした。本研究は日本大学スポーツ科学部に設置された研究倫理委員会の承認を得ている(承認番号: 2023-005)。

3 調査内容

調査1では体感治安に関する設問(図表1)とサイバー犯罪に関する設問(図表2)を用いた。調査2では自転車盗に関する設問(図表3)と痴漢に関する設問(図表4)を用いた。また、両調査とも調査参加者の社会属性情報として、性別、年齢、職業、居住エリア(青葉区、港北区、都筑区、緑区、その他)、居住年数、住居形態、同居家族、自身ならびに近親者(家族や身近な人)の犯罪被害歴についてそれぞれ回答を依頼した。

4 データ解析

本調査はもともと都筑警察署の管轄である都筑区民を主たる調査対象者として実施したものであるが、オーケーネットスーパー利用者として都筑区民のみならず近隣区民等からの回答も得られた。そこでまず居住地域による意識・行動の差異について確認するため、都筑区民 ($n = 78$) と近隣区民等 ($n = 67$) とで体感治安、犯罪被害の楽観バイアス得点、防犯協力度認知、防犯効力感の各平均評定値を比較した。その結果、いずれの項目においても居住地域間で有意な差はみられなかった。そこで、以降の分析では都筑区民と近隣区民のデータをあわせて分析に用いることとした。

楽観バイアスを測定する各項目（犯罪被害、フィッシング詐欺被害、痴漢被害）については、木村他 (2023)¹⁶ を参考に7段階評定の値 (1: とても高い, ~4: 同じ程度, ~7: とても低い) から4を減じた値を楽観バイアス得点として分析に用いた。楽観バイアス得点が正の値 (最大で+3点) であれば自己リスクを他者よりも低く、負の値 (最小で-3点) であれば自己リスクを他者よりも高く評価していることを表す。

統計解析にはIBM SPSS Statistics 27を用いた。

IV 結果と考察

1 居住地域の治安や犯罪に関する意識・行動

(1) 結果

体感治安の平均評定値は5.77 ($SD = 1.05$) であった。この値について中間評価値である4を基準値とする一標本 t 検定を行ったところ、有意に基準値よりも高かった ($t(145) = 20.32, p < .001, d = 1.05$)。また、犯罪被害の楽観バイアス得点 ($M = 0.66, SD = 1.21, Md = 1.0$) について、ゼロを中央値とする一標本Wilcoxon符号順位検定を行った。その結果、楽観バイアス得点はゼロよりも有意に大きかった ($Z = 5.544, p < .001$)。

防犯協力度認知と防犯効力感に関する各項目の平均評定値を図表5に示す。各項目の評定値について、それぞれ中間評定値である4を基準値とする一標本 t 検定を行った。その結果、いずれの項目得点も有意に基準値より高いことが示された (防犯協力認知 自己: $t(145) = 13.02, p < .001, d = 1.093$, 地域住民: $t(145) = 3.55, p = .001, d = 1.190$, 警察・行政: $t(145) = 3.88, p < .001, d = 1.151$, 防犯効力感 住民パトロール: $t(145) = 12.14, p < .001, d = 1.091$, 地域美化: $t(145) = 17.27, p < .001, d = 0.987$, 防犯カメラ: $t(145) = 25.12, p < .001, d = 0.975$, 警察パトロール: $t(145) = 27.99, p < .001, d = 0.908$)。

体感治安に影響を及ぼす心理・社会属性変数を検討するため、体感治安を予測変数とし、犯罪被害の楽観バイアス得点、防犯協力度認知、性別、年齢、居住年数、同居者を説明変数とする重回帰分析 (ステップワイズ法) を行った (図表6)。なお、犯罪被害歴の有無 (自己、近親者) は調査参加者間でデータの分散がみられなかったため説明変数から除外された。分析の結果、回帰モデルは有

意であり ($F(1, 35) = 9.46, p = .004, \text{adjusted-}R^2 = .195$)、犯罪被害の楽観バイアス得点の偏回帰係数が有意であった ($\beta = .59, p = .004$)。

防犯協力度認知 (警察・行政) に防犯効力感の各項目評定値が影響を及ぼすかどうかを検討するため、防犯協力度認知 (警察・行政) を予測変数とし、防犯効力感 (住民パトロール、地域美化、防犯カメラ、警察パトロール)、性別、年齢を説明変数とする重回帰分析 (ステップワイズ法) を行った (図表 7)。分析の結果、回帰モデルは有意であり ($F(1, 59) = 17.39, p < .001, \text{adjusted-}R^2 = .217$)、地域美化に関する防犯効力感の偏回帰係数が有意であった ($\beta = .48, p < .001$)。

(2) 考察

体感治安に関して、地域内での犯罪認知件数は増加傾向にあったものの、調査参加者の居住地域に対する体感治安は全体として高かった。居住地域の安全と住民の安心が必ずしも一致していない状態といえる。体感治安に影響を及ぼす心理・社会属性要因の検討のため体感治安を予測変数とする重回帰分析を行ったところ、犯罪被害の楽観バイアス得点が正の影響を及ぼしていることが示された。犯罪被害の楽観バイアス得点も全体として高い傾向にあり、「自分も地域も大丈夫」といった楽観的認知を有している者が多いことが推察される。防犯協力度認知等は体感治安に影響を及ぼさず楽観バイアス得点のみが影響を及ぼしていることは社会安全の観点から健全な状態とは言い難く、居住地域の犯罪発生状況や防犯活動の実態等からの的確に地域の治安を推定できるよう住民に対する啓発・教育を進める必要があろう。

図表 5 防犯協力度認知と防犯効力感に関する質問項目の平均評定値 (n = 145)

	防犯協力度認知			防犯効力感			
	自己	地域住民	警察・行政	住民パトロール	地域美化	防犯カメラ	警察パトロール
<i>M</i>	5.17	4.32	4.37	5.07	5.35	6.01	6.10
<i>SD</i>	1.08	1.20	1.14	1.10	1.04	0.96	0.91

M: 平均評定値, *SD*: 標準偏差

図表 6 体感治安を予測変数とする重回帰分析の結果

説明変数 (ステップワイズ法)	β	<i>t</i>	<i>p</i>	95 % CI	
				下限	上限
犯罪被害の楽観バイアス	0.59	3.08	.004	0.20	0.98

Adjusted- $R^2 = .195, F(1, 35) = 9.46, p = .004$.

図表 7 防犯協力度認知 (警察・行政) を予測変数とする重回帰分析の結果

説明変数 (ステップワイズ法)	β	<i>t</i>	<i>p</i>	95 % CI	
				下限	上限
防犯効力感 (地域美化)	0.48	4.17	.000	0.29	0.84

Adjusted- $R^2 = .217, F(1, 59) = 17.39, p < .001$.

地域治安に関する課題抽出のため、防犯協力度認知や防犯効力感の高さについて検討したが、いずれの項目も中間評定値 (4) より高く、明確に改善が必要といえる防犯施策は見当たらなかった。そこで、警察による今後の地域防犯活動展開の参考とするため、防犯効力感を説明変数とし防犯協力度認知 (警察・行政) を予測変数とする重回帰分析を行った。その結果、地域美化に関する防犯効力感が防犯協力度認知 (警察・行政) に正の影響を及ぼすことが示された。たとえば防犯パトロール車やコンビニ防犯ボックス等の直接的な防犯活動の展開は地域住民の犯罪不安やリスク認知を高める可能性が指摘されてきた^{17,18}。そのため地域美化のような間接的な防犯活動が住民から好まれるのかもしれない。警察の企画による地域住民参加型の地域美化活動等を通じて地域の安全も安心も高める防犯活動の実践が期待される。

2 サイバー犯罪に関する防犯意識・対策行動

サイバー犯罪に関する手口知識、対策行動、情報入手メディアの各度数を図表8に示す。

サイバー犯罪の自己看破効力感 ($M = 4.72$, $SD = 1.30$, $Md = 5$) について、中間評定値である4を中央値とする一標本 Wilcoxon 符号順位検定を行った。その結果、自己看破効力感は中央値よりも有意に大きかった ($Z = 5.750$, $p < .001$)。また、フィッシング詐欺被害に関する楽観バイアス得点 ($M = 0.21$, $SD = 1.17$, $Md = 0$) について、ゼロを中央値とする一標本 Wilcoxon 符号順位検定を行った。その結果、楽観バイアス得点はゼロよりも有意に大きかった ($Z = 2.078$, $p = .038$)。なお、サイバー犯罪の自己看破効力感とフィッシング詐欺被害の楽観バイアスの相関係数は、 $r = .383$ ($p < .001$) であった。サイバー犯罪の自己看破効力感にサイバー犯罪に関する知識や対策行動が影響を及ぼすかどうかを検討するため、サイバー犯罪の自己看破効力感を予測変数とし、サイバー犯罪に関する手口知識数、情報入手メディア数、対策行動数、性別、年齢を説明変数とする重回帰分析 (ステップワイズ法) を行った (図表9)。その結果、回帰モデルは有意であり ($F(1, 59) = 8.41$, $p = .005$, $\text{adjusted-}R^2 = .112$)、手口知識数の偏回帰係数が有意であった ($\beta = .36$, $p = .005$)。

春田他 (2023)⁹ を参考に作成したフィッシング詐欺に関する知識を問う URL 正誤判断課題については、まず回答者145名のうち自由記述回答欄に選択肢以外の回答根拠 (e.g., 自分は免許を返納したから) を記載した8名については、当設問の意図が正しく伝わらなかったものと判断し分析から除外した。その上で、正規・詐欺の判断およびその根拠ともに正当した者 (正規・URL) は137名中5名 (3.6%) であった¹⁹。

サイバー犯罪の犯罪者ステレオタイプについては、性別と国籍に関しては「偏り無し」(66.9%, 73.8%)、年齢に関しては「20-30代」(53.1%) あるいは「偏り無し」(44.1%)、そして「組織的」(66.2%)、「計画的」($M = 5.70$, $SD = 1.31$)、「やや知的」($M = 4.81$, $SD = 1.29$) といった人物像を有している場合が多かった。

図表 8 サイバー犯罪に関する手口知識、対策行動、情報入手メディア (n = 145)

(1) 手口知識

	ワンクリック 詐欺	サポート 詐欺	フィッシング 詐欺	偽警告	偽通販サイト	ランサム ウェア	どれも 知らない
度数	110	43	110	94	109	54	12
%	75.9	29.7	75.9	64.8	75.2	37.2	8.3

平均手口知識数 = 3.59 ($SD = 1.70$)

(2) 対策行動

	パスワード 変更	ファイア ウォール	ソフトウェア 更新	ブロック ソフト	電話番号 検索	不審メール 開かず	その他	特にな
度数	44	46	56	40	88	125	2	7
%	30.3	31.7	38.6	27.6	60.7	86.2	1.4	4.8

平均対策行動数 = 2.77 ($SD = 1.64$)

(3) 情報入手メディア

	警察・ 自治体 HP	チラシ	新聞・雑 誌・書籍	テレビ・ ラジオ	SNS	ネット・ メール	口コミ	その他	未入手
度数	25	17	36	78	43	76	52	7	18
%	17.2	11.7	24.8	53.8	29.7	52.4	35.9	4.8	12.4

平均情報入手メディア数 = 2.30 ($SD = 1.63$)

図表 9 サイバー犯罪の自己看破効力感を予測変数とする重回帰分析の結果

説明変数 (ステップワイズ法)	β	t	p	95 % CI	
				下限	上限
手口知識数	0.36	2.90	.005	0.08	0.46

Adjusted- $R^2 = .112$, $F(1, 59) = 8.41$, $p = .005$.

(2) 考察

サイバー犯罪に関するリスク認知においても楽観バイアスの影響がみられた。サイバー犯罪の自己看破効力感やフィッシング詐欺被害に関する楽観バイアス得点は全体として高く、自身のサイバー犯罪被害リスクを低く推定する者が多かった。サイバー犯罪の自己看破効力感に知識や対策行動が及ぼす影響を検討したところ、手口知識数が正の影響を及ぼすものの対策行動数は影響を及ぼさないことが示された。この結果は、手口を知っていればサイバー犯罪を見破ることができることを示唆する。一般的な詐欺対策として、まずは日々多様化する手口に関する知識の入手・更新が不可欠であるものの、特殊詐欺被害者の多くは手口知識を有していたことを踏まえると²⁰、手口概要を知っているだけでは詐欺を看破できない懸念もある²¹。そこで、手口を知った上で犯人側との当初接触を避けるための具体的な対策行動をとることが不可欠である。サイバー犯罪に関する調査参加者の知識や対策行動に関しては、手口知識数が6種類中平均3.59 ($SD = 1.70$)、対策行動数が7種類中平均2.77 ($SD = 1.64$)であり(図表8)、対策行動が相対的に少ない。そこで、サイバー犯罪対策の広報・啓発に際しては、手口とあわせて具体的な対策行動を明示する等、対策行動の促進に力を入れる必要がある。

また、フィッシング詐欺について、調査参加者の約76%は手口知識を有していると回答し、被

害リスクに対する楽観バイアスもみられた。しかし、実際にはフィッシング詐欺の知識に関する URL 正誤判断課題を完全正当した者は 3.6% と極めて少なかった。本研究では手口知識について「どのような手口の犯罪か知っているか否か」を自己報告させたのみであったが、今後はどの程度の知識を有しているかまで把握できるよう知識の確認方法を工夫する必要があるだろう。サイバー犯罪において手口知識の有無は犯罪予防の出発点として重要であり、信頼性の高い測定が求められる。

サイバー犯罪の犯罪者ステレオタイプに関して、「組織的」「計画的」「やや知的」といったステレオタイプの認知を有していることが示された。これらのステレオタイプの認知からはサイバー犯罪の犯人に対する能力の過小評価等はあまりないと推察される。一方でサイバー犯罪被害に対する楽観バイアス自体は生じていることから、サイバー犯罪における犯人に対するステレオタイプの認知とリスク認知の関連についても今後詳しく検討する必要があるだろう。

3 自転車盗に関する防犯意識・対策行動

(1) 結果

自転車の施錠行動や盗難被害対応に関する結果を図表 10 に示す。「必ず施錠する」という回答の比率は「自宅」で 84.0%、「駅の駐輪場等に長時間駐輪」で 90.1%、「スーパーやコンビニ等の駐輪場に短時間駐輪」で 86.4% であった。また、施錠しない状況については、「急いでいる時」(17.3%)、「駐輪時間が短い場合」(8.6%) 等であった。

自転車盗難被害の自己リスク認知と自転車の特徴等に関する各項目について相関分析を行ったところ、自己リスク認知は使用年数、メンテナンス頻度、防犯登録の有無といずれも有意な相関はみられなかった。自転車盗難被害の自己リスク認知と施錠行動について相関分析を行ったところ、自己リスク認知と短時間駐輪時の施錠行動に有意な相関がみられた ($r = .341, p = .002$)。自己の盗難被害リスク認知が高いほど短時間駐輪の際も施錠していることが示された。自宅や長時間駐輪時の施錠行動との間には有意な相関はみられなかった。この結果を踏まえ、短時間駐輪時の施錠行動を予測変数とし、自転車盗難被害の自己リスク認知、使用年数、メンテナンス頻度、施錠しない各状況 (ダミー変数) を説明変数とする重回帰分析 (ステップワイズ法) を行った (図表 11)。その結果、回帰モデルは有意であり ($F(2, 80) = 19.129, p = .001, \text{adjusted-}R^2 = .312$)、無施錠状況 (見通しがよい場所) と自己の盗難被害リスク認知の偏回帰係数がそれぞれ有意であった ($\beta = -.47, p < .001; \beta = .27, p = .005$)。

自転車盗難被害時の対処行動意図として、「見つかるまで探したい」は平均 5.60 ($SD = 1.46$) であり、調査参加者の 77.7% は探したい (7: とても～5: ややそう思う) と考えていた。また、「犯人を捕まえたい」は平均 5.63 ($SD = 1.56$) であり、回答者の 76.5% は犯人を捕まえたいと考えていた。一方で、「新しい自転車に買替えたい」は平均 5.23 ($SD = 1.30$) であり、回答者の 70.4% は買い替えたいと考えていた。

自転車盗の犯人ステレオタイプに関して、盗難理由については「移動して乗り捨てるため」

(67.9%)、「車体や部品を転売するため」(29.6%)が多く、「自分で所有するため」(1.2%)、「嫌がらせや気晴らしのため」(1.2%)、「自分の自転車と勘違いしたため」(0%)、「その他」(0%)はあまりなかった。犯人の性別は男性(61.7%)、年代は10～20代(計42.0%)、国籍は偏り無し(77.8%)、個人犯(61.7%)、居住地域は犯行現場の近隣地域(44.4%)、犯行時間帯は夜間であり(夜・深夜計54.3%)、あまり計画的でなく($M = 3.63$, $SD = 1.45$)、あまり知的でない($M = 3.25$, $SD = 1.27$)といった印象を有していた。

(2) 考察

自転車盗に関して、全体として調査参加者の施錠率は高いといえる。しかし、急いでいる時や買い物等での短時間の駐輪に際しては無施錠のままという回答も散見された。そこで短時間駐輪時の施錠行動に影響を及ぼす要因を検討したところ、自転車盗難被害の自己リスク認知が低く、見通しよい場所に駐輪する際に無施錠のまま駐輪しやすいことが見いだされた。見通しのよい場所は衆人監視性も高いのではといった期待に基づく行為と考えられるが、見通しのよい場所への無施錠駐輪は盗難のターゲットにもなりやすい可能性がある。無施錠に起因する自転車盗を減らす上で、見通

図表 10 自転車の施錠行動や盗難被害対応に関する回答 (n = 81)

(1) 駐輪時に「必ず施錠」

	自宅	長時間駐輪	短時間駐輪
度数	68	73	70
%	84.0	90.1	86.4

(2) 施錠しない状況

	急いでいるとき	駐輪時間が短い場合	防犯カメラがある場所	見通しがよい場所	人通りが多い場所
度数	14	7	2	1	0
%	17.3	8.6	2.5	1.2	0
	人通りが少ない場所	周囲の自転車も無施錠な場合	施錠するのが面倒なとき	その他	必ず施錠
度数	0	2	1	6	60
%	0	2.5	1.2	7.4	74.1

(3) 自転車が盗難に遭った場合の行動意図

	付近を搜索	警察に被害届出	SNS等で搜索協力呼びかけ	オークションサイト監視	その他	探さない
度数	25	73	3	6	2	4
%	30.9	90.1	3.7	7.4	2.5	4.9

図表 11 短時間駐輪時の施錠行動を予測変数とする重回帰分析の結果

説明変数 (ステップワイズ法)	β	t	p	95% CI	
				下限	上限
無施錠状況 (見通しがよい場所)	-0.47	4.97	.00	-3.65	-1.56
自己の盗難被害リスク認知	0.27	2.89	.005	0.04	0.19

Adjusted- $R^2 = .312$, $F(2, 80) = 19.23$, $p < .001$.

しよい場所への短時間駐輪における施錠行動を促すための広報・啓発活動の強化が求められる。

また、自転車盗難被害の自己リスク認知は、自転車の使用年数、メンテナンス頻度、防犯登録の有無といずれも相関はみられなかった。自転車盗難被害の自己リスク認知の高さは新車だからといった自転車の特徴と関わるものではなく、個人の認知バイアスに依存する部分が大きいものと推察される。

防犯登録の有効期限について、調査参加者 50%以上が知っていると回答した。東京都の自転車所有者を対象とした 2022 年の民間調査 (n=1,200) によると有効期限を知っている者の割合は 17.4%であったことから¹¹、防犯登録の有効期限に関する知識の普及率は比較的高いといえる。

自転車盗難被害時の対処行動意図に関して、調査参加者の多くは見つかるまで探したい・犯人を捕まえたいと考える一方で、新しい自転車に買い換えたいとも同時に考えていることが伺えた。この一見矛盾する態度については、被害自転車の発見に対する期待の低さや、自転車の即時の必要性等が影響している可能性もある。しかし、盗まれたら新しい自転車に買い替えればよいという態度は自転車の盗難防止や日頃のメンテナンスに対する意識や行動に負の影響を及ぼす懸念もあることから、今後詳細に検討する必要があるだろう。

自転車盗の犯人像としては、「夜間」「移動して乗り捨てるため」「10～20代」「犯行現場の近隣地域に住む」「男性」「あまり計画的でない」「あまり知的でない」「個人犯」といったステレオタイプの認知が抽出された。盗難理由や犯人の社会属性等は都筑警察署が把握している区内の自転車盗における被疑者の統計情報²²と概ね一致しており、調査参加者は比較的正確に犯人像を推定できているといえる。

4 街頭痴漢に関する防犯意識・対策行動

(1) 結果

痴漢被害リスクの楽観バイアス得点 ($M = 1.21$, $SD = 1.37$, $Md = 1.5$) について、ゼロを中央値とする一標本 Wilcoxon 符号順位検定を行った。その結果、痴漢被害リスクの楽観バイアス得点は中央値よりも有意に大きかった ($Z = 5.152$, $p < .001$)。また、痴漢被害リスクの楽観バイアス得点を予測変数とし、遭遇率の楽観バイアス得点と対処可能性の楽観バイアス得点を説明変数とする重回帰分析 (強制投入法) を行った (図表 12)。その結果、回帰モデルは有意であり ($F(2, 27) = 52.896$, $p < .001$, adjusted- $R^2 = .794$)、遭遇率の楽観バイアス得点の偏回帰係数が有意であった ($\beta = .89$, $p < .001$)。対処可能性の楽観バイアス得点の偏回帰係数は有意ではなかった。

日頃実践している痴漢対策行動の回答度数を図表 13 に示す。「イヤホンをしながら歩かない」(64.3%)、「夜遅く出歩かない」(57.1%)、「後ろや周囲を気にしながら歩く」(57.1%)、「人通りの少ないところは通らない」(53.6%)、「歩きスマホをしない」(46.4%)、「危ないとされているところに近づかない」(39.3%) が比較的多かった。

歩行通話の痴漢対策効力感は平均 4.18 ($SD = 1.22$) であり、回答者の 32.1%は有効 (7: とても～

5: ややそう思う) と考えていた。外出時通話の交通事故危険性認知については、平均6.00 ($SD = 0.77$) であり、回答者の96.4%は危険性があると考えていた。なお、歩行通話の痴漢対策としての効力感と交通事故危険性認知の間には有意な相関はみられなかった。

痴漢の犯罪者ステレオタイプに関して、年代は偏り無し (42.9%) あるいは40代 (28.6%)、居住地域は犯行現場の遠方 (39.3%) あるいは近隣地域 (35.7%) であり、犯行現場と同じ地域ではないという回答が多かった。また、犯人はやや計画的であり ($M = 4.86, SD = 1.53$)、あまり知的ではない ($M = 3.25, SD = 1.43$) といった印象を有している場合が多かった。なお、犯行時間は、早朝・午前 (32.1%)、夜・深夜 (39.3%)、偏りなし (25.0%) と回答の分散が大きかった。ただし、昼間・夕方の回答は少なかった (3.6%)。

(2) 考察

痴漢被害リスクに関しても自己の被害リスクを過小評価する楽観バイアスが確認された。また、痴漢被害リスクの楽観バイアスを予測変数とし遭遇率と対処可能性の楽観バイアスを説明変数とする重回帰分析を行ったところ、遭遇率のバイアスのみ有意に正の影響を及ぼした。このことから、痴漢被害リスクの楽観バイアスは「自分は痴漢の犯人に遭遇しにくい」という危機の生起確率に対する楽観視による部分が大きいことが示唆される。

夜間の歩行時における痴漢対策としての「通話をしながらの歩行」の是非に関しては賛成・反対ともあったが、約3割は有効と考えていた。通話により通話相手と状況の共有が可能となる一方で、実際には通話に注意が向くためイヤホン装着時と同様に犯行者の接近に気づきにくくなることや、たとえ通話相手が危険を察知したとしてもすぐに助けにこれるわけではないことから、女性の夜間歩行時の痴漢対策として有効とはいえない^{14,15}。また、賛成・反対に関わらずほとんどの調査

図表 12 痴漢被害リスクの楽観バイアス得点を予測変数とする重回帰分析の結果

説明変数 (強制投入法)	β	t	p	95% CI	
				下限	上限
遭遇率の楽観バイアス	0.89	9.79	.00	0.78	1.20
対処可能性の楽観バイアス	-0.03	0.28	.786	-0.22	0.17

Adjusted- $R^2 = .794, F(2, 27) = 52.90, p < .001$.

図表 13 日頃実践している痴漢対策行動 (n = 28)

	防犯ブザーを 身につける	人通りの 少ないところは 通らない	危ないところに 近づかない	夜遅く 出歩かない	夜は一人で 行動しない	夜は誰かに 迎えに来ても らう	バッグを車道 と反対側に持 つ
度数	2	15	11	16	10	5	8
%	7.1	53.6	39.3	57.1	35.7	17.9	28.6
	歩きスマホを しない	後ろや周囲を 気にしながら 歩く	イヤホンを しながら歩か ない	通話しながら 歩く	護身術を 習う	その他	特に注意して いることはない
度数	13	16	18	3	1	0	2
%	46.4	57.1	64.3	10.7	3.6	0	7.1

参加者は交通事故の観点からはこの行為は危険と考えていた。以上を踏まえ、夜間歩行時の通話の危険性について警察からも情報発信し、適切な痴漢被害防止策²³をとるよう啓発する必要があるだろう。

路上痴漢の犯行内容としては、不同意わいせつ（強制わいせつ、抱きつく等）と公然わいせつ（露出等）に大別される。犯行者ステレオタイプに関して犯行の時間帯として昼間や夕方は少なかったが、区内の公然わいせつの事件・事案に関してはこれらの時間帯も他の時間帯と比較して少なくはないことから²⁴、夜間に限らず日中においても基本的な痴漢対策（人通りの多い道を選ぶ等）²⁵を心掛けるよう周知する必要がある。

V まとめ

本研究の目的は、神奈川県横浜市都筑区ならびにその周辺地区の住民を対象とした意識調査を通じて、体感治安や地域内で増加傾向にある犯罪等に対する防犯意識・行動の実態を明らかにするとともに、それらに基づき地域の犯罪予防に関する課題を抽出することであった。調査の結果から、地域内の犯罪発生件数が増加した時期であったものの住民の体感治安は全体として高いこと、体感治安には自己の犯罪被害リスクに関する楽観バイアスが正の影響を及ぼしていることが明らかとなった。楽観バイアスはサイバー犯罪や痴漢の被害リスクに関しても頑健に確認されており、犯罪予防に関する啓発・広報を行う上で留意が必要である。また、サイバー犯罪の手口を知っていれば被害に遭わないだろうというリスク認知や、街頭犯罪に関して見通しのよい場所における無施錠駐輪、痴漢対策として通話しながら歩行する等、犯罪予防の観点から適切とはいえない認識・行動も抽出された。適切な犯罪予防行動を促すよう広報・啓発を強化する必要がある。

本調査で得られた地域住民の意識・行動傾向については前述の通り警察署協議会の場合等で報告済ではあるが、一方向的な報告・提案のみではなく今後は警察署との協議により改めて本報告・提案内容の妥当性や有効性について整理し直し、地域の犯罪予防施策に具体的に活用していくことが望まれる。

本研究の限界として、サンプルサイズの問題が挙げられる。本調査ではオーケーネットスーパー利用客に調査依頼を行ったことで都筑区とその周辺地区の住民を対象を絞り効率的に調査を実施することができた。ただし、痴漢に関しては10～30代女性に限定して回答を依頼したこともあり、約1カ月間の調査期間において回答者が28名にとどまった。条件が限定されたサンプルを調査対象とする場合には依頼周知の方法等に工夫が必要であろう。

本研究は官学協働によるエビデンスに基づく犯罪予防 (evidence-based crime prevention) のための第一段階の取組み事例といえる。本研究の成果と課題を基礎資料の1つとし、今後本学で様々な地域連携・地域貢献活動が展開され、本学の知的資源が地域の危機管理上の課題解決に資することを期待したい。

利益相反の開示について

本論文に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。

謝辞

本研究の遂行にあたり、神奈川県都筑警察署ならびにオーケー株式会社の協力を得た。また、日本大学危機管理学部の木村友香、安中恵理香、安藤加奈、石原莉理子、樋口遥、山野奈々子、大澤匠、原田翔多郎の各氏(2024年度の学生番号順に記載)は、木村敦ゼミナール所属の有志学生として本協働に参画し、活動終了まで継続的に貢献した。ここに記して御礼申し上げます。本研究の一部は、科学研究費補助金基盤研究(C)24K15624、ならびに日本大学危機管理学部令和7年度研究費の助成を受けた。

¹ 本研究の一部は令和6年度第3回神奈川県都筑警察署協議会で報告された。

² 神奈川県都筑警察署長「犯罪等に関する意識調査等に関する協力について(依頼)」(都地発3397号、令和5年9月26日)

³ オーケーネットスーパー、<https://ok-netsuper.com/> (2025年9月10日アクセス)

⁴ 参加学生の氏名は本文末の「謝辞」に掲載されている。

⁵ 本調査結果報告に対し、都筑警察署から筆者のゼミに対して感謝状が贈呈された(令和6年12月17日)。「危機管理学部・木村敦ゼミナールに神奈川県都筑警察署より感謝状が贈呈されました」、日本大学危機管理学部 ニュース、<https://www.crm.nihon-u.ac.jp/news/1174/> (2025年9月10日アクセス)

⁶ 山本功・島田貴仁(2016)「地域防犯事業が体感治安と犯罪不安に及ぼす効果の研究 ―千葉県コンビニ防犯ボックスモデル事業を事例として―」、『犯罪社会学研究』、41巻、80-97頁。

⁷ Weinstein, N. D. (1980) “Unrealistic optimism about future life events,” *Journal of Personality and Social Psychology*, Vol.39, No.5, pp.806-820.

⁸ 木村敦・齊藤知範・山根由子・島田貴仁(2023)「楽観バイアスが高齢者の特殊詐欺対策行動に及ぼす影響」、『心理学研究』、94巻、2号、120-128頁。

⁹ 春田悠佳・濱田萌・小林鈴乃・小向佳波・高木美幸・樋口匡貴(2023)「防護動機理論に基づく情報提供がフィッシング詐欺予防行動に及ぼす影響」、『上智大学心理学年報』、47号、1-15頁。

¹⁰ 岡田至雄・安藤仁朗(1994)「犯罪および犯罪者に関するイメージの研究」、『関西大学社会学部紀要』、26巻、2号、1-29頁。

¹¹ au損保保険株式会社(2022)「東京都における自転車の盗難に関する調査: 都内自転車利用者の4割以上が盗難経験あり 盗まれた自転車の約7割は施錠あり 盗難防止には補助錠などで二重ロックを」、<https://www.au-sonpo.co.jp/corporate/news/detail-300.html> (2025年9月10日アクセス)

¹² セコム株式会社(2020)「女性の『安全・安心』に関する意識調査」、https://www.secom.co.jp/corporate/release/2020/pdf_DL/nr_20200728.pdf (2025年9月10日アクセス)

¹³ 木村敦(2022)「特殊詐欺対策研究における詐欺脆弱性認知をめぐる課題についての一考察」、『危機管理学研究』、6号、98-115頁。

¹⁴ NIKKEI STYLE(2018)「夜道の電話は逆効果 痴漢や暴漢から守る4つの護身術」、<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO32506170S8A700C1000000/> (2025年9月10日アクセス)

¹⁵ 佐伯幸子(2006)「夜道を無事に自宅に帰るために」、All About、<https://allabout.co.jp/gm/gc/55805/2/> (2025年9月10日アクセス)

- ¹⁶ 木村他 (2023)、122-123 頁。
- ¹⁷ 山本・島田 (2016)、93-94 頁。
- ¹⁸ 島田貴仁・雨宮護・菊池城治 (2010)「近隣での防犯対策が市民の犯罪の知覚に与える影響 —青色防犯パトロールと犯罪発生マップを例にして—」、『犯罪社会学研究』、35 巻、132-148 頁。
- ¹⁹ ほとんどの調査参加者は正規・詐欺の判断で誤答していた (127 名, 92.7%)。正答は「正規」であったが、この種の設問が 1 つのみであったことや犯罪予防という調査主旨が要求特性として作用し、「詐欺」の選択肢に回答が偏った可能性もあることは留意する必要がある。
- ²⁰ 警察庁 (2018)「オレオレ詐欺被害者等調査の概要について」、<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/sagi.html> (2025 年 9 月 10 日アクセス)
- ²¹ 木村敦 (2025)「SNS 型投資・ロマンス詐欺の欺罔プロセスと対策に関する認知・社会心理学的考察」、『危機管理学研究』、9 号、42-56 頁、47-48 頁。
- ²² 都筑警察署から提供された「都筑区発生自転車盗被害者関連データ (暫定値) 対象期間 平成 30 年～令和 5 年」(未公開) による。
- ²³ 警察庁 (2025)「痴漢等の性犯罪被害防止対策」、<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/higai/koramu2/koramu8.html> (2025 年 9 月 10 日アクセス)
- ²⁴ 都筑警察署から提供された「都筑区発生わいせつ事件・事案関連データ (暫定値) 対象期間 令和 4 年 1 月～令和 6 年 3 月」(未公開) による。
- ²⁵ 警視庁「防犯チェックポイント —女性のための防犯対策—」、https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/higai/koramu2/koramu8.files/josei_bohan_2025.pdf (2025 年 9 月 10 日アクセス)

危機管理学における憲法学の意義 ー憲法学の課題と今後についてー

日本大学危機管理学部教授 杉山 幸一

- I はじめに
- II 危機管理学と憲法学の関わり
- III 危機管理学における憲法学の課題
- IV 危機管理学における憲法学の今後
- V おわりに

I はじめに

1 危機管理学とは

日本大学危機管理学部は、創設から10年を迎えた。この10年間、社会では多くの災害、事件や事故が発生してきた¹。こうした多様な危機の発生を背景に、危機管理学もまた進化を続けてきている。

危機管理学は、法学、政治学、社会学、心理学などからなる複合的学問分野である。危機管理学は、現代社会の多様な危機に対処するための幅広い知識と実践的な能力を培う学問である。日本大学の教育理念である「自主創造」を根幹とし、危機管理学部では、グローバル化した現代社会を取り巻く様々な危機と向き合い、人々の生命や生活を守る強い信念と高い志を基に、リーガルマインド（法を用いて紛争や問題を解決する能力）とリスクリテラシー（危機管理能力）とを融合させた学識をもって主体的に行動し、日本の秩序の維持と国民の安全、さらには世界の平和の実現に向けて問題解決を実践する人材、すなわち「危機管理パーソン」を養成することを目的としている²。

そして、危機管理学は、自然災害や大規模事故、治安問題、国民保護、国際安全保障、公衆衛生、情報セキュリティといったハザードへの対処法として危機管理を構築する学問であるとする³。さらに近年では「戦争や自然災害、パンデミックにおいて人々の命を守るだけでなく、人々の人権や自由、幸せな生活を守るためには、その基盤となる「ヒューマニズム(人道主義)」や「ダイバーシティ(多様性)」といった倫理や規範というものが不可欠であり、それらの価値を守るためには「コンプライアンス」や「ガバナンス」を平常時から社会の中で確立して」いかななくてはならなかった。これらの価値をめぐるトラブルは、テレビ局や芸能界でも、自治体の行政においても、一般企業においても、繰り返し起き続けて」⁴おり、これらのことに対処するために、「新しい危機管理学」を位置づけた。

2 憲法学とは

このような複合的学問分野である危機管理学の軸の一つとして法学があり、その中でも憲法学が危機管理学にどのように関連し、寄与するのか。憲法は、国家の基本法とされ、その国家の基軸となるルールを定める法規範であり、国民の権利や自由（いわゆる人権）、国家機関の組織や権限（統治）を定めているものである。端的に言えば、国家運営の基礎となる事項を定める法規といえる。そして、この憲法に関する歴史、解釈、適用、改正の可能性などを研究し、法的な視点から憲法がどのように機能するのかを考察するのが、憲法学である。このように憲法学を定義するならば、危機管理学において憲法学の役割は、憲法上の人権規定や国家機関の組織や権限に関する規定を危機的状況⁵において、どのように解釈し適用していくか、あるいは憲法を頂点とした秩序（法治国家体制・法の支配）を維持するためにどのような作用（国家緊急権）が必要となるのかなどを研究するものといえる。特に人権との関係では、危機的状況における対応の中で、人権保障を制限することがある。その場合、危機対応するために行政を中心に法令に基づき権力行使が行われる。それはすべて危機的状況における「公共の福祉」を実現するためである。これを実現するために、人権の制限を正当化できるのか、公共の福祉を実現するためにどの程度の制限が可能なかを明確にする、つまり、この「公共の福祉」は国家権力の発動の正当性を問うための原理⁶であり、それを探求するのが、憲法学といえよう。

3 本稿の目的

本稿の目的は危機管理学における憲法学の意義について論じることにある。危機管理学部では、いつ発生するかわからない危機的状況に対応できる人材、すなわち「危機管理パーソン」の育成を目的としている。このような教育目標に照らして、憲法学においては「国家緊急権」が危機対応の議論の中心となる。しかし、現実には直面する可能性のある緊急事態に備えるためには、憲法改正を伴う国家緊急権を論じる以前に、現行憲法で保障される個人の尊厳を基本とする人権への意識とともに、憲法の枠内でどのような対応可能かを検討することが重要であり、本学部の目指す「危機管理パーソン」にとって基本になるスキルとなる。例えば、わが国における危機的状況として、新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナとする。）のまん延があげられる。この状況に対して、現行憲法下では、国会（立法）が制定した新型インフルエンザ等対策特別措置法や感染症法などに基づき、行政が人権と公衆衛生のバランスを考え、対応・対策を実施してきた。特に新型インフルエンザ等対策特別措置法5条では「国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない」と規定され、対応する中で人権が制限される場合は「必要最小限」でなければならないとされている。ここでいう、人権は「営業の自由」や「移動の自由」を指し、行政が実施する感染症対策のためにこれらの権利や自由（人権）が制限され、その正当性が議論された⁷。

新型コロナ以外にも国家や企業組織などを揺るがす危機的な状況に対処する措置は、憲法上の権利や人権を不当に制限し、これらを不当に国民から奪っていないのか（憲法11条）、あるいは憲法によって国民から授けられた権力を立法や行政が適切に行使し、必要で最小限に抑えられているか、そして権利や人権を制限することで、国民の生命や安全を守り、今後も保障される人権や権利を最大に尊重しているのか（憲法13条）。権力が実施する制限と授けのバランスを考える必要があり、特に危機的状況における権力行使に基づく人権制限が「必要最小限」であるかを解明するのが憲法学の意義といえるのではないだろうか。さらに、現代社会では、個々人が「ヒューマニズム（人道主義）」や「ダイバーシティ（多様性）」といった倫理観や規範意識をもつことが不可欠であり、憲法が保障する人権への意識が重要となってきた。そのため、危機的状況に対処する者は憲法に基づく権力行使が求められ、倫理観や規範意識のもと「必要最小限」を判断し、人権制限を行う際にはその正当性を主張できることが極めて重要となる。

以上のことから、本稿では危機管理学と憲法学の関わり、憲法学による危機管理学の現在と今後の発展の可能性について、適切な公権力行使と人権制限を扱う「行政ガバナンス」を中心に、憲法学の課題と今後、そして研究教育について検討する。

Ⅱ 危機管理学と憲法学の関わり

1 危機管理学と憲法学

危機管理学は、法学、社会学、心理学などの複合的学問分野であり、危機管理学部はさまざまな社会的危機に柔軟かつ的確に対応できる人材の育成を目的としている。つまり、危機や緊急事態に対処するための学問であり、被害を最小限にいか抑えるかを研究するといえる。日本は災害大国であり、古くは貞観地震（869年）があり、江戸時代には房総半島沖で発生した元禄地震（1703年）、近現代では関東大震災（1923年）、阪神・淡路大震災（1995年）、東日本大震災（2011年）、熊本地震（2016年）、能登半島地震（2024年）があり、地震が繰り返されている。また、台風や豪雨などの自然災害も毎年のように発生している。災害以外にも、近年では社会の安全を脅かすテロ行為、情報漏洩やサイバー攻撃、ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルによるガザ地区侵攻などの情勢、さらに中国による台湾有事や海洋進出など、日本国の存立や国民の安全を脅かす可能性のある状況でもある。

このように日本では、歴史的に繰り返される自然災害などの危機、日本を取り巻く環境の厳しさに対して、危機管理体制の不備が指摘されている⁸。福田充教授によれば、その原因は、わが国に危機管理能力を備えた人材が不足しているためである⁹。そして日本の政府や官庁、自治体、企業などで危機管理の実践を担える人材を養成することが急務であり、危機に対応するシステムなど研究をする必要があり、そこで生まれたのが「危機管理学」ということになる¹⁰。

一方で、法学とは法を対象とし、理論法学と実践法学がある。特に危機管理学においては後者に

重きを置き、現行法の解釈（解釈法学）を基本とし、具体的な事件や出来事に対して法的論拠と推論によって法的解決の正当性を論証するものである¹¹。特に危機や緊急事態へ法的に対処することは正当化できるのか否かの法解釈を研究することにある。これが危機管理学における法学の意味といえるであろう。法学の中でも、憲法学はその対象を憲法とし、社会での具体的事件や事象に対してどのように憲法を解釈していくべきかを研究するものである。憲法は国家の基本法といわれ、国家運営の基本構造である統治機構の仕組みを定め、その権力行使に関する基本ルール（授権規範）である。そして憲法は国民の権利や人権を保障し、授権された権力によって権利や人権が奪われ、侵害されないように制限するためのルール（制限規範）でもある¹²。近代以降の憲法は国民の信託に基づき国家統治の枠組みを定め、国民生活の基本といえる人権を保障する法規範である。だからこそ、憲法（典）は他の法令と違い、最高法規とされている。

日本国憲法もこのような歴史的・理論的背景を有する法典であり、統治機構である国会、内閣、裁判所はそれぞれ国民から信託された権力（立法、行政、司法）を行使する。この権力行使の一環として憲法で保障されている人権を制限する。そして、このための正当化根拠として、憲法13条などで規定される「公共の福祉」がある。憲法学はこの「公共の福祉」がどのようなものであるかを研究し、検証する必要がある。どのような事態においても立憲主義や憲法秩序の維持が重要であり、国民から信託を受けた統治機構をどのように維持し国家を保たせるか、そして国家を維持することは国民の生命や人権保障を守ることである。そのためには、統治機構を維持し、国民の生命や人権を守るために必要な制限する。そのような場合、人権に対する意識（個人の尊厳や各人権の保障内容の理解など）をもち、適切な権力行使と危機的状況での「公共の福祉」を研究するのが、危機管理学における憲法学の意義であり、危機管理学への貢献といえるであろう。

例えば、前述の新型コロナが感染拡大する中での経済活動の制限などの権利や人権が制限されたことなどがあげられる。ドイツでは、新型コロナ対策として、国民の行動を広範かつ強力に法律によって制限した。その法律とは、感染防止法（Infektionsschutzgesetz）28条¹³と32条¹⁴である。これらにより、条文に明記された基本権を制限することを連邦やラントの行政府に認めた。この法律では、ドイツ基本法で保障されている基本権のうち個人の自由（基本法2条2項2文）、移動の自由（11条1項）、集会の自由（8条）、住居の不可侵（13条1項）などを明記したうえで、制限を認めている。実際に同法で定められた措置を行った結果、国民の自由は大きく制限されることになった。その結果、基本権の制限に対する違憲性を訴える訴訟（憲法異議）が多く提起されることになる¹⁵。その中には、違憲と判断されたものもある¹⁶。

この憲法異議の中で注目すべきは、連邦憲法裁判所が述べているが、上記の措置や命令は、基本法2条2項「何人も、生命に対する権利および身体を害されない権利を有する」を国が原理的に保護することを義務づけられているとする点である。基本法は生命および身体を害されない権利を保護する義務を国に認め、感染拡大防止という社会公共のために感染防止法に基づく措置や命令によって国民の基本権制限を認めている。

基本法2条2項について、日本国憲法でも類似の規定が存在する。それが憲法13条である。憲法13条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定し、基本法と同様に「生命」について国政は最大の尊重をしなければならない。その点において、国政（国民から授権された統治機関）は国民の生命を害しないように尊重（保護）する義務を有するともいえる。

2 危機的状況と憲法

そこで、憲法が危機的状況にどのように関わっていくのか。まず、憲法は通常は適切な権力行使を定め、権力が濫用され国民の権利や人権を侵害しないように監視し（憲法尊重擁護義務、基本的人権の尊重など）、侵害された場合はこれを回復する（違憲審査制）ために作用する。これを実践するため憲法学では権利や人権を制限する場合、憲法違反になるかどうかの違憲審査の基準を中心に研究が進められ、また権力の授権や行使の在り方（社会契約や濫用の禁止）は、抑制的・制限的に考えられてきた。近代立憲主義憲法は「個人の権利・自由を確保するために国家権力を制限することを目的」¹⁷とし、「国家は国民生活にみだりに介入すべきではないという消極的な権力観を前提」¹⁸としている。

しかし、危機的状況においてはこのような従来の立憲主義または憲法に対する考えとは異なる視点を意識しなければならない。そもそも危機管理学は、「多様な危機の中でも、これまでの法学や政治学、経済学、社会学などの従来の社会科学がカバーしきれなかったハザード」¹⁹を研究対象とする学問である。したがって、憲法学も従来とは異なる意識や視点を持つ必要がある。そこで、異なる意識とは、危機的状況での適切な権力行使とコントロール、そして国民の人権・権利の享有を侵害しない、言い換えればこれらを奪ってはならないことを前提としたうえで、奪わない限りにおいてその保障をどこまで制限できるか、という積極的な権力観も必要であるとする点ではないか。危機的状況においては、人権制限を伴う可能性がある場合、いざというときの措置はできるだけ迅速にする必要がある。

また他方で、例えば、東日本大震災の際に災害緊急事態を布告しなかった理由について、当時の内閣府政策統括官（防災担当）付参事官小滝晃氏は、災害対策基本法109条に定める措置の必要性や国会が開会中だったことに加えて、「国民の権利義務を大きく規制するという非常に強い措置であるといったことも踏まえて適切な判断が必要なものではないかと」と答弁している。強い措置の必要性和同時に、人権への意識が見て取ることができる²⁰。ただ一方で「非常に強い措置」であるがゆえに、権力行使を躊躇してしまい、危機的状況に対応できないことも生じることもある。そのためにも憲法は制限規範であるばかりでなく、国民の信託によって授けられた国家権力行使を定めている授権規範でもあるという意識が必要となってくる。つまり、憲法13条の存在意義がますます重要となってきた。

そもそも憲法13条は、そもそも抽象的権利であり、初期判例では、憲法13条を他の明文規定（例：憲法31条の適正手続など）との関係で補完的に言及される傾向が強かった²¹。その後、現代では新しい人権の根拠として機能している。さらに憲法13条は個人の尊厳を最高価値とし、国家の活動（国政）がそれに従うべきことを示す規範的原理ともいえる。つまり危機的状況における国家の活動においても個人の尊厳という最高の価値を軽視せず、国政の指針となり、それをもって危機的状況に対応し、そして個人の尊厳や人権を奪うことがないようにすべきであると考えられる。

3 公共の福祉とは

「公共の福祉」とは多数の個々の利益が調和したところに成立する全体の利益、又はそれを超え、制約する機能を持つ公共的利益あるいは社会全体の利益を指すといわれ、基本的人権その他の諸権利の制約要因として法令上用いられているが、その内容は抽象的なものである²²。ただ、日本国憲法における「公共の福祉」は通常、公共の福祉の実現のために行われる。そして、権力行使による人権制限の妥当性は、比較衡量によって判断されている。

比較衡量は、多くの判例で権利や人権を制限する法律の目的とその目的を実現する手段（目的・手段審査）という形式で合憲性審査で用いられている²³。そして、単に目的が正当であるだけでは足りず、手段とのバランスが取れているか、比例原則を適用して審査する。比例原則による審査の際には「合理性」や「必要性」が用いられ、「比例原則の思考という基礎づけを与え、権利の重要性や制約の重大性により審査の密度を高めていこう」²⁴としている。そして、表現の自由（集会の自由）といった自由権を制限する場合などは、制限する目的が「相当な蓋然性」を必要とし、手段については「必要かつ合理的な範囲内にとどまるべきものと解する」²⁵として、その目的実現のために、必要とされるもの以上の手段になっていないか審査している判例が多くある。これは単なる「合理性」や「必要性」を審査するのではなく、それぞれを厳しく審査することを意味し、「厳格性」と「必要最小限」というものを読み取ることができる。

他方で、危機的状況における人権への制限を審査する場合の比較衡量では、つねに「生命」と「安全」が比較対象となる。そのため、国民の権利・人権の制限は安易に正当化され、制限が常態化する可能性が高い。結局、これによって人権を奪うことにつながり、憲法13条などに反することになる。しかし他方で、権利や人権を制限しなければ「国民の生命」「国民の安全」を守れないため、権力行使によってその保障を制限せざるを得ない。この国民側と権力側の事情がぶつかるため、そのバランスは従来の判例における比較衡量などとは異なり、常に生命や安全を守ることが公共の福祉とされ、前述のように「必要性」と「合理性」を判断する際に国民の生命と安全を守ることこそが危機や緊急事態において必要であり、やむを得ない（最小限）ものである限り、合理的であると判断されることになるだろう。危機管理学における憲法学の意義は、危機的状況における権力行使と人権制限のバランスを考えること、特に個人の尊厳に立脚した人権への意識を前提に、何が真の公共の福祉になるのか、つまり国家の行為（権力行使）が国民の生命と安全の維持・確保に

真に役に立つものなのか、この時の危機的状況においての「必要最小限」、やむを得ないものであったのか、それとも行き過ぎた権力の行使（権力の濫用）になるのかを研究することである。

Ⅲ 危機管理学における憲法学の課題

1 危機管理学と憲法学の違い

一般的に立憲主義は、市民革命の結果、個人権利や自由を確保するために国家権力を制限することを目的とする。近代立憲主義は近代以前の人による支配から法の支配を確立するためのものであり、個人の人権保障を確保するためのものである。近代以降、芦部教授が上記で述べているように、国家は国民生活にみだりに介入すべきではないという消極的な権力観を前提²⁶としている。

他方で危機的状況から国民の生命や安全を守るために強い措置が必要とされているにもかかわらず、過度に行き過ぎた人権制限に対して慎重になり、強い措置による規制を躊躇してしまう恐れもある。危機管理、特に防災においては「プロアクティブの原則」というものがある²⁷。この原則は「疑わしいときには行動せよ」、「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りは許されるが見逃しは許されない」の3つの考え方をいう。最悪の事態に備えて、まずは厳しく規制を行い、状況に応じて徐々に緩和をしていく²⁸。強い制限から弱い制限へ、つまり「大から小へ」「強から弱へ」ということになる。これを危機管理の基本と捉えると、国民保護法をはじめ多くの危機管理に関する現行法、例えば、前述の新型インフルエンザ等特別措置法5条、国民保護法において人権制限は「必要最小限」²⁹が求められており、はじめから制限・規制が抑制的なものとなる。危機管理上、必要となる対応と憲法上の公共の福祉による人権制限の考え方と真逆ともいえるであろう³⁰。

2 「公共の福祉」の理論的構成

このような公共の福祉の考え方と危機管理との融合が課題となる。確かに危機的状況において、国民の生命や安全を守ること＝公共の福祉と解するならば、憲法が保障する人権と公共の福祉の実現をバランスよく考える必要がある。少なくとも現在の憲法学の前提となっている人権制限に関しては、立憲主義の考え方に従い、抑制的かつ制限的な権力行使ととらえている。それが前述のように国民保護法など各法律に明記されている「必要最小限」という言葉に現れている。

一方で、学説においても人権制限に関しては、精神的自由権、特に表現の自由では厳格な審査が求められており（二重の基準論）、精神的自由に対する制約には「やむにやまれぬ利益（compelling interest）」と「必要最小限の手段（least restrictive means）」を要求する。また経済的自由権の制限に関しては、必ずしも「必要最小限」が求められているとは限らないが、目的と手段の合理的関連性を求めている³¹。そして、経済的自由権は精神的自由権に比べて制限しやすい人権であるといわれている。一般的に経済的自由権に関する人権制限は、規制目的二分論であり、国民生命・安全の保護と秩序の維持を目的とする場合（消極目的規制）と弱者保護、社会福祉のための社

会政策的目的とする場合（積極目的規制）、規制することができる。そして前者の制限を審査する場合は、違憲になる可能性もある厳格な合理性の基準となり、後者の制限をする場合は違憲になりにくい明白性の原則を基準としている。つまり、合理性や明白性を求めるもので、精神的自由権に比べて容易に制限することができる。しかし、経済的自由権であっても制限する目的や手段が過度である場合や不合理な場合には違憲となる。

判例においては、人権制限に関して制約される人権の性質、制約の態様、目的の重要性などを総合的に比較する比較衡量を中心に事案ごとに内容を精査し判断している。例えば、精神的自由権の表現の自由に含まれる国家公務員の政治的行為の制限に関する猿払事件³²では、制約の目的が正当であり、手段が目的達成に合理的に関連しているかが問われた（合理的関連性）。拘置中のメンバーが新聞記事の閲読（知る権利）を制限されたことが争点となったよど号ハイジャック事件³³では、表現が社会的害悪をもたらす相当の蓋然性がある場合のみ制限できるとした³⁴。また、経済的自由権についても「LRA原則（Less Restrictive Alternative【より制限的でない他の手段】）」の厳格な基準によって審査される。例えば、薬局の開設場所について距離制限を設けた薬事法違憲判決では、不良医薬品の供給防止という目的は、距離制限によらなくとも、立入検査の強化など他のより緩やかな規制手段によって達成できるとして、違憲と判断した。これらの判例が意味するところは、人権制限に関しては抑制的に考えられているということである。人権制限をする際には事案ごとに審査され、その制限を正当化としても目的と手段において比較衡量がなされ、さらに限られた場合となっている。

このような憲法学の思考は、危機管理学とは対極的な発想であり、両者は相容れない学問領域なのだろうか。しかし、危機管理学は戦争や災害といった危機状況において人々の命を守るのみならず、人権・自由・幸福な生活を守ることを目的とする。そのためには、ヒューマニズム（人道主義）やダイバーシティ（多様性）といった倫理・規範が不可欠である。この点において、憲法が基本理念とする個人の尊重や人権保障の考え方と一致している。

したがって、国民の命や安全のためといえども、無制限に人権を制限できるわけではないという点で、憲法学と危機管理学は共通の立場を有するといえる。一方で、「強から弱へ」「大から小へ」といった発想を基本とする危機管理学と、人権制限を極めて抑制的に考える憲法学との間には、危機的状況下における人権制限の措置の程度において立場の違いが見られる。したがって、憲法学が危機管理学の基盤であるとすれば、平時以外の状況における「公共の福祉」、すなわち危機的状況での公共の福祉について新たに考察する必要がある。特に、危機的状況における公共の福祉による人権制限の際の「必要最小限」とは何か、最小限とはいえ、平時の最小限とは異なるものと考えべきである。とはいえ、公共の福祉は「広範かつ程度も強くなりがちな人権制約を正当化だけの「万能性」は与えてこなかった」³⁵といえ、万能性を否定しつつ、危機管理学と憲法の基本理念が一致しているのであれば、その危機的状況における「必要最小限」とは何か、平時とは異なる「必要最小限」を追求していく積極的な視点が、現段階における危機管理学における憲法学の課題

といえる。

IV 危機管理学における憲法学の今後

1 国家緊急権と憲法学の再構築

(1) 国家緊急権に関する議論

このような憲法学と危機管理学は、近づくことができるのだろうか。ひとつ指摘できるのは、憲法学における人権制限の正当化根拠である「公共の福祉」が、基本的に「平時」を前提として構築されていることである。一方、危機管理学は「非平時＝危機的状況」を前提に研究される学問である。

危機管理学は、事件や事故、災害など危機的状況が起きるたびに変わり続け、常に変化をしていく学問領域であるといえる。この危機管理学の究極の目的は人々の命と安全を守ることにある。そのためには、迅速な対応が求められる一方で、憲法が保障する人権が制限される可能性がある。そこで、憲法学で一般的に国家緊急権の議論となる。憲法に国家緊急権を導入すべきか否かを中心に考える。国家緊急権は小林直樹教授によると「広義の国家緊急権は、国家及び基本法秩序（ひいては国民生活全体）の維持・存続を脅かす重大な非常事態に対処するため、一時的に平時法制を超えた権限を政府（および/または軍事部）に委任し、これに特別措置を可能ならしめる場合の例外権力」³⁶とされ、現行憲法における国家緊急権規定の欠如をめぐって、これを憲法の欠缺とみるのか、積極的に排除ないし否認したものと見るのか、また容認しているのかという3つの学説がある³⁷。欠陥説では、大西芳雄教授が「日本国憲法は非常事態に関してはまったく無関心の態度をとっているかのごとくに見える」とし、「平常時の国家権力の組織と方式で充分処置しきれないような非常事態の可能性が、必ずしもまったく否定できないにも」にかかわらず、日本国憲法上にこのような規定を置かないのは、法の欠陥であるとする³⁸。否定説では小林直樹教授が「緊急権は無批判に乗ずる危険な刃として、有害な作用をもちうる蓋然性が、きわめて大きいとみておくべきであろう」とし、「わが国での緊急権の制度化は、損益計算表のうえでは、むしろ大きなマイナスをしるすと思われる」³⁹とし、立憲主義の観念からして、明文で規定されていない場合に、憲法に先立つ国家それ自体に内在する権限は存在しないとしている。さらに、現行憲法の下でも緊急事態において必要な措置をとりうると主張する者もいる⁴⁰。このように、憲法学では今後国家緊急権や緊急事態条項の是非を議論し、そのための研究を進めていかなければならない。

(2) 高度の公共の福祉

従来、憲法学では前述のように危機的状況と憲法の関係は国家緊急権の議論が中心となり、危機的状況において立憲主義や憲法秩序を維持し、国民の人権や権利を守るかを研究してきた。しかし、この議論には憲法改正を含むため、たとえ現行憲法下でも国家緊急権（不文）を発動できるとする考え方があるとしても、そのための法整備を必要とする。さらに国家緊急権の議論は長年議論

すらタブー視されていたこともあり、停滞している状態である⁴¹。

とはいえ、災害やテロ、武力衝突はいつ発生するかわからない。そのため、危機的状況に対して、現行憲法やその憲法に基づく法律などで何ができるのか、を中心に議論を進めていくべきである。そのためには、まず、立憲主義とは国民の権利を守るための権力制限という側面ばかりでなく、危機的状況においても適切に権力行使ができるために、国民は統治機構に権力・国政を信託している以上、適切な行使と統制のバランスが重要であるという認識を持つべきであろう。それに基づき、憲法学は現在の「公共の福祉」の解釈を中心に、新たな「公共の福祉」の考え方の違いを認識すべきである。

現在の憲法解釈は平時を前提としているものであり、危機的状況を前提としているわけではない。そのため、公共の福祉による人権制限の正当化理由は判例で積み上げられてきたとはいえ、それをそのまま危機的状況下で行われた人権制限の正当化審査に用いることができないのではないのか。例えば、武力攻撃事態のような危機的状況において人権を制限する正当化根拠として、「高度な公共の福祉」という考え方が挙げられる。まず、人権の保障制限について政府では「公共の福祉の内容や制約の可能な範囲につきましては立法の目的等に応じて具体的に判断されなければならない」⁴²（宮崎礼壹内閣法制局第1部長の答弁）とし、さらに武力攻撃事態等による制限については「武力攻撃事態への対処のために国民の自由と権利に制限が加えられるとしても、国及び国民の安全を保つという高度の公共の福祉のため、合理的な範囲と判断される限りにおいては、その制限は憲法第13条等に反するものではない」⁴³とする福田康夫内閣官房長官の答弁がある。ここで使われている高度な公共の福祉とは、国及び国民の安全を保つものとされ、他人の権利などの保護、社会公共の秩序維持など従来言われている公共の福祉とは異なる次元のものといえるのではないだろうか。つまり、武力攻撃事態はその時点ですでに平時ではなく、危機的状況であり、他人の権利との衝突調整による保護、社会公共の秩序維持などによる人権制限とは次元の異なるものであるといえる。

ここでいう公共の福祉とは、国家があらゆる状況下において国民の生命および安全を確保するために最大限の努力を尽くすというものである。特に、武力攻撃事態等のように危機的状況においては、憲法で保障される人権や自由が一定程度制限される可能性がある。このような制限の正当化根拠として、「高度の公共の福祉」という概念が位置づけられる。危機的状況における人権制限を伴う措置を正当化する「高度の公共の福祉」は、従来のこれと異なり、「必要性」と「時限性」が求められる。今この時点で危機的状況にとって必要なものかどうか（必要性）でその正当性を判断すべきである。さらに、前述のように危機管理における措置は、強い制限から弱い制限へ、つまり「大から小へ」「強から弱へ」とするのであれば、当然その措置の効力は次第に弱くなっていく、時限的なものということになる（時限性）。ドイツにおける新型コロナに関する措置に関して、連邦憲法裁判所は「国家は基本法第2条第2項に従い、生命および身体的完全性の基本権に従って保護する義務を負っている」と前述の判例と同じことをいい、その上で宗教の自由（基本法4条）は

現在のところ、生命と健康の保護のために劣位に置かれている」⁴⁴とした。「現在のところ」という点で、時限的なもの（時限性）であり、その状況のその時点において必要なもの（必要性）であると読み取ることができる。

この場合、日本においても違憲審査における判断基準は、平時における「厳格性」や「必要最小限性」といった抑制的・制限的な視点に基づきつつも、国民の生命と安全を守るために必要かつ合理的な範囲で、しかも時限的なものであるとして、措置による制限が容認されるべきであるという積極的な視点が求められる。とはいえ、このような基準の緩和は、国家による権利制限の範囲を拡大させる可能性を孕んでおり、権力行使の適切性が失われ、結果として人権侵害が生じ、憲法違反に至る危険性も否定できない。しかしながら、憲法違反の懸念から国家が権利制限に対して過度に慎重な姿勢を取ることは、かえって国民の生命と安全を脅かす結果を招きかねない。したがって、「高度の公共の福祉」が正当化根拠となる危機的状況においては、平時とは異なる基準、少なくとも状況に比例して「必要最小限」の基準は平時とは異なることを認識して、適用されるべきである。危機的状況に応じた比例原則のもと、とくに「必要性」と「時限性」を中心に違憲性を判断すべきといえる。

また、「高度の公共の福祉」は危機的状況における正当化根拠になるが、正当化理由は公共の福祉の具体的な内容や目的、それに対する制限の程度、緊急性などを総合的に勘案して、その必要性を具体的に検討するとされる。つまり、これは比較衡量ということになる。国民の生命や安全の確保という具体的内容が高度の公共の福祉となり、正当化理由になる。そこでは人権制限が国民の生命や安全確保のために必要不可欠なのか（必要性）、そしてこの時点での状況に応じた程度であり、時間を区切ることを含んだ措置で妥当なものであるのか（時限性）、これと制限の対象となる人権の性質や人権を奪うことにならないのか、を比較衡量することになる。危機的状況に比例すると、その対応や措置は強力になることが多くなる。その上で妥当なものか判断すべきである。

そして、このような状況下において、まずは権力行使をする側の人権に対する意識の確立が必要となる。そして、国家権力の行使が憲法の枠内に収まっているか否かを判断する制度として、裁判所に違憲審査権を与えていることの意義は極めて大きい。違憲審査制は、立法・行政による人権制限が憲法に適合しているかを司法が客観的に審査することで、憲法の最高法規性を担保し、人権や権利の保障を確保する役割を果たす。特に危機的状況においては、国家の判断が迅速かつ強力になる一方で、憲法の理念が軽視される危険性が高まるため、危機的状況が収まった後の違憲審査制の機能は一層重要性を増すといえる。ただ、あくまで違憲審査権の行使は事後的に行われるものであり、事前に権力暴走を招かないためにも人権教育、人権に対する意識の向上が求められる。

2 危機対応と憲法学の役割

現代社会において、感染症の蔓延、自然災害、武力攻撃、テロなどの危機的状況は、国家に対して迅速かつ柔軟な対応を迫るものである。しかし、こうした危機的状況においても、憲法秩序の維

持と人権・権利の保障は決して軽視されるべきではない。人権制限を正当化する「公共の福祉」は万能なものではなく、むしろ、危機的状況における国家権力の行使こそ、憲法による厳格な統制と正当化が求められる場面である。もし行き過ぎた危機的状況への対処であった場合、そもそもこの対処の根拠となる法律に問題があれば、国民の権利を奪うことになり、違憲審査の結果、憲法12条や13条などに反することになる。そのため、憲法による統制を確実なものにするために、違憲審査権（憲法81条）が緊急事態における基本的人権との調和にとって重要な存在となる。

特に、平時とは異なる危機的状況においては、国民の生命・身体を守るという国家の根本的責務が前面に出る。すなわち憲法13条の実現こそが重要となる。危機的状況における公共の福祉は、個人の権利に対する一定の制約が、公共の安全や社会全体の利益を守るために正当化され得ることを意味する。しかし、通常はその正当化は無制限ではなく、LRA原則および比例原則に基づく厳格な審査などが不可欠である。すなわち、国家が人権や権利を制限する場合には、その目的が正当であることに加え、手段が必要最小限であり、かつ他により制限的でない代替手段が存在しないことが求められる。しかしこの人権制約の正当化基準（LRA原則、比例原則）は、平時を前提としているため、危機的状況を前提にする場合、「必要最小限」という視点をもちつつ、その状況に真に必要やむを得ない制限（必要性）であるのか、そして適切な時期に制限の緩和が行われるか（時限性）、平時とは異なる基準のもと憲法13条の趣旨を実現するためのものが重要となる。

また、危機的状況における国家行為は、単なる行政的判断にとどまらず、憲法による統制と正当化を不可欠とする。これは、国家権力の行使が常に憲法の枠内でなされるべきであるという立憲主義の基本原則に基づくものである。特に、緊急措置が一時的なものであるとしても、その正当性は憲法的根拠（13条）に裏打ちされなければならない。

さらに、憲法13条が掲げる「個人の尊重」および「幸福追求権」の理念を実現するためには、単なる理念的規定にとどまらず、制度的強化と政策立案のための枠組みとしての憲法の再評価が求められる。すなわち、憲法は危機的状況においても個人の尊厳を守るための制度的基盤として機能すべきであり、そのためには、立法・行政・司法の各機関が憲法の理念を具体的政策に反映させることが必要である。

このように、危機的状況においては、平時とは異なる判断基準や政策的配慮が求められるが、それでもなお、憲法の統制力と正当化機能を軽視することはできない。「高度の公共の福祉」のもとで、人権と権利の保障と国民の生命と安全との調和を図る制度的枠組みの構築こそが、現代の憲法理論に課された重要な課題である。

3 危機管理学部における憲法教育

危機管理学部では、グローバル化した現代社会において多様な危機と向き合い、人々の生命や生活を守る強い信念と高い志を基盤に、リーガルマインド（法を用いて紛争や問題を解決する能力）とリスクリテラシー（危機管理能力）を融合させた学識を備え、主体的に行動できる人材の育成を

目的としている。こうした人材は、日本の秩序の維持と国民の安全、さらには世界の平和の実現に向けて問題解決を実践する「危機管理パーソン」と位置づけられ、危機管理学部の目指す人材像でもある⁴⁵。

この目的の達成において、憲法学は危機時における法的判断や人権保障の観点から、危機管理学と密接に関係する重要な領域であり、学部教育の基軸の一つを担っている。社会的危機に柔軟かつ的確に対応できる人材の育成には、人権・権利の保障と国民の生命・安全との調和を図ることが不可欠である。また、国民から授けられた権力を適切に行使し、必要に応じて人権を制限することで、国民の安全を守ることが求められる。その際、危機管理に携わる者自身が人権・権利に対する深い理解と意識を持つことが重要となる。

日本国憲法には、緊急事態対応に関する明確な規定がほとんど存在せず、憲法54条2項に定められた参議院の緊急集会を除けば、危機的状況への対応は個別の法律に委ねられている。こうした法律には人権制約を伴う措置が含まれる場合があり、その憲法的根拠として「公共の福祉」が用いられる⁴⁶。

危機管理学部では、専門基幹科目「憲法と人権」と「立憲主義と統治⁴⁷」を通じて、人権の重要性やその歴史的背景を講義し、人権の大切さ、人権を失った場合に取返しのつかない事態になること、取り戻すための大変さを理解したうえで、平時の判例理論であるLRA原則や比例原則に基づく厳格な審査などの状況を学んでもらう。そして、これらを前提に、危機的状況において人権が制限され得ることを理解させる。「公共の福祉」という概念について、人権ごとに判例理論や学説を紹介し、判例に基づいて各人権の制限がいかに正当化されているかを明らかにする。その後、東日本大震災などの自然災害、テロ、新型コロナによるパンデミック、武力攻撃事態、情報漏洩などの事例を取り上げ、危機的状況下における「公共の福祉」の内容を検討する。それぞれの危機的状況における措置を検証し、その措置が必要なものであるため、その人権制限は正当化されたのか、そしてそれは時限的なものであったのか、を検証する。さらに、進んでそれぞれの状況でどこまで制限することが可能であったか、「必要性」と「時限性」を中心に「高度の公共の福祉」の観点から検討している。

危機的状況では、国家（特に統治機構）が国民の生命・自由・幸福追求の権利を守るために、一定の人権制限を行う必要が生じる。このような状況下での「公共の福祉」は、「高度の公共の福祉」とされ、その多くは国民の命と安全の確保を意味し、それを凌駕する価値は存在しない。この点において、「公共の福祉」概念は憲法上抽象的かつ曖昧であり、濫用や恣意的運用の危険性を孕んでいる。国民の命と安全の確保を根拠にすれば、あらゆる人権が容易に制限され得るため、権力の暴走を招きかねず、国民の人権が侵害される可能性が高まる。したがって、憲法秩序の保障と立憲主義の維持のためには、危機的状況に対して立憲国家としていかに対応すべきかを慎重に検討する必要がある。

一方で、人権制限の違憲性を過度に意識して何も対応できないようでは、国民の命や安全を守る

ことはできない。憲法によって国民から適切に授権された国家機関が機能するのか、暴走しないようにするにはどうすべきかを考えるため、危機管理学部では専門基幹科目に「立憲主義と統治」を置き、立憲主義や国家運営である統治の基礎理論を理解させ、そのうえで国民の生命と安全のための適切な権力行使の確保と国家の維持を検討する。さらに、立法や行政が危機的状況下で行った法律制定や措置の合憲性について、事後的に審査する制度としての違憲審査制について、その重要性和国家運営の最後の砦であること学び、裁判所の役割に関する重要性を検証している。

このような観点から、危機管理学部における憲法教育では、「憲法と人権」「立憲主義と統治」両科目を通じて、普遍的な価値としての人権に対する意識の向上と知識の取得のために、現在の判例理論を中心に理解をさせ、そしてこれらの理論を中心に危機的状況の事例を取り上げ、「公共の福祉」の解釈を事例ごとに検討する。比例原則やLRA原則などの審査基準との関係を整理し、人権の存在や重要性を強く意識させ、危機時における人権制限の憲法的統制枠組み、「高度の公共の福祉」を提示し、柔軟な憲法解釈ができることを目的としている。これは、危機管理学と憲法学の学際的視点から「公共の福祉」概念を再構築する試みでもあり、危機管理を担う人材の不可欠の素養である。

V おわりに

本稿では、危機管理学における憲法学の意義について、現行憲法の枠内で危機的状況に対応する可能性を中心に検討してきた。危機管理学が目指す「危機管理パーソン」の育成には、法的知識と危機対応能力の融合が不可欠であり、憲法学はその法的基盤として重要な位置を占める。特に、危機的状況においては、国家による権力行使が人権や権利を制限する場面が生じるが、その正当化には憲法13条を中心とした「公共の福祉」の理解が求められる。平時の憲法解釈に基づく抑制的な人権制限の考え方だけでは、危機的状況への対応が困難となる可能性があるため、「高度の公共の福祉」という新たな視点から、平時とは異なるとの意識を持ちつつ、LRA原則および比例原則のもと「必要性」と「時限性」を基準とした柔軟な憲法解釈が必要となる。ただ、公共の福祉はあらゆる国家行為の正当化に対して万能ではないという点に注意が必要である。そのため、本学部が目指す教育には、「ヒューマニズム(人道主義)」や「ダイバーシティ(多様性)」といった倫理や規範への意識が重視されている。

そして、危機対応においては、事後的に違憲審査が行われる可能性もあるため、対応する者(危機管理パーソン)は憲法上の人権を深く理解し、適切な権力行使を行う能力が求められる。これは、単なる法令遵守にとどまらず、憲法の理念に基づいた判断力と倫理観を備えた人材の育成につながる。

危機管理学における憲法学は、危機的状況においても憲法秩序を維持しつつ、国民の生命と安全を守るための法的枠組みを構築する。今後の研究と教育においては、危機管理学における憲法学の

位置づけをさらに深化させ、実践的かつ理論的な知見の蓄積を進めていく必要がある。危機管理学において憲法学は根幹であり、現代国家の原則である法の支配に基づく危機管理の基礎に、憲法がある。憲法学は危機管理学を实践していくための法的な軸であり、危機管理学の理論を法的基盤として支える役割がある。

¹ 例えば、2016年4月の熊本地震、2019年10月の台風19号、2020年7月豪雨、2024年1月の能登半島地震など大きな被害を出した災害、2020年の新型コロナによるパンデミック、2022年2月から始まったロシアによるウクライナ侵攻、2023年のイスラエルとハマスの衝突、本学やフジテレビをはじめとした企業統治（ガバナンス）問題や個人情報漏洩問題、2022年海上自衛官による特定秘密漏洩事件などである。

² 日本大学危機管理学部HP（<https://www.crm.nihon-u.ac.jp/>）閲覧日2025年11月6日

³ 福田充（2017）「危機の時代における「危機管理学」の確立—日本大学危機管理学部危機管理学研究所の設置に際して—」『危機管理学研究』創刊号、8頁。

⁴ 日本大学危機管理学部（2025）「危機管理学部パンフレット2025」

⁵ 本稿でいう「危機的状況」とは、緊急事態、非常事態などと言われる国家の存立にかかわる大規模なものから、存立にかかわらなくても国民の命や安全にかかわる中規模～小規模のものを含んだものとする。本来であれば、それぞれ規模に応じて人権制限すべきであるが、丁寧に整理するため本稿はあくまで危機的状況に共通する事柄を中心とし、人権制限の妥当性は個別具体的に別稿で論じた。

⁶ 玉蟲由樹（2014年）「人権と国家権力—「公共の福祉」の多元的機能—」『法律時報』86巻5号36頁。

⁷ 大林圭吾「新型コロナの憲法問題に関する覚書——ロックダウンとワクチンを中心に——」『千葉大学法学論集』第36巻第2号（2021年）70頁以下。山田亮介「緊急事態における人権制約と「公共の福祉」—新型コロナウイルス感染拡大を契機とした—考察—」『政経論叢』189号（国士舘大学、2022年）19頁。秋山肇「新型コロナウイルス感染症対策と憲法的課題—ポスト・コロナ時代のパンデミック対策に向けて—」『月報司法書士』627号25頁以下など。

⁸ 福田（2017年）6頁。

⁹ 同上、6頁。

¹⁰ 同上、6頁～7頁。

¹¹ 団藤重光（1996年）『法学の基礎』、有斐閣、247頁以下。伊藤正巳・加藤一郎編（2007年）『現代法学入門』有斐閣、3頁～5頁。

¹² 高橋和之（2024年）『立憲主義と憲法』、有斐閣、16頁。

¹³ 「病人、病気の疑い、感染の疑い、または排泄者が特定された場合、または死亡者が病気であった、病気の疑いがある、または排泄されていたことが判明した場合、管轄当局は必要な保護措置…を講じるものとする。また身体の完全性（基本法2条2項1文）、個人の自由（基本法2条2項2文）、集会の自由（基本法8条）、移動の自由（基本法11条1項）、住居の不可侵（基本法13条1項）の基本権利は、この点で制限される」（参照：<https://www.gesetze-im-internet.de/ifsg/>）

¹⁴ 「ラント政府は、第28条から第28b条および第29条から第31条に基づく措置に適用される条件の下で、条例により伝染病対策に対応する命令や禁止事項を発する権限を有する。ラント政府は、法令により、この権限を他の機関に移譲することができる。身体の完全性（基本法第2条第2項第1文）、個人の自由（基本法第2条第2項第2文）、移動の自由（基本法第11条第1項）、集会の自由（基本法第8条）、住居の不可侵（基本法第13条第1項）、通信及び郵便の秘密（基本法第10条）の基本権利は、この点において制限されることがある。」（参照：<https://www.gesetze-im-internet.de/ifsg/>）

- ¹⁵ 岡田俊幸（2020年）「コロナ危機下の連邦憲法裁判所」『日本法学』86巻2・3号、345頁。
- ¹⁶ BVerfG, Beschluss der 1. Kammer des Ersten Senats vom 15. April 2020
管轄当局が権限を行使する際に集会の自由を顧慮すべきとしたヘッセン州の命令にもかかわらず、キーゼン市の処分は顧慮することなく集会を不許可にしたことは、基本法8条1項の集会の自由を侵害しているとし、違憲であるとした。
- ¹⁷ 芦部信喜（2023年）『憲法 第8版』岩波書店、15頁。
- ¹⁸ 芦部（2023年）16頁。
- ¹⁹ 福田（2017年）8頁。
- ²⁰ 平成23年3月22日第177国会参議院予算委員会8頁。
- ²¹ 例えば、死刑判決をめぐる判例（最大判昭和23年3月12日刑集2巻3号191頁）などである。憲法31条との関係で補完的に扱われた。「まず、憲法第十三条においては、すべて国民は個人として尊重せられ、生命に対する国民の権利については、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする旨を規定している。しかし、同時に同条においては、公共の福祉に反しない限りという厳格な枠をはめているから、もし公共の福祉という基本的原則に反する場合には、生命に対する国民の権利といえども立法上制限乃至剥奪されることを当然予想しているものといわねばならぬ。そしてさらに、憲法第三十一条によれば、国民個人の生命の尊貴といえども、法律の定める適理の手続によつて、これを奪う刑罰を科せられることが、明かに定められている。」
- ²² 法令用語研究会編（2020年）『法律用語辞典 第5版』有斐閣、341頁。
- ²³ 渡辺康行（2022年）「憲法判例における比較衡量論—その歴史と現在」、『行政法理論の基層と先端』、信山社、281頁。
- ²⁴ 同上、281頁。
- ²⁵ 同上、263頁。いくつか判例を挙げる。
- ²⁶ 芦部（2022）16頁。
- ²⁷ 総務省消防庁（2013年）『消防の動き』511号、3頁。
- ²⁸ 百地章（2021年）『日本国憲法八つの欠陥』扶桑社新書、22頁。
- ²⁹ 例えば、国民保護法5条2項では「国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ」としている。
- ³⁰ 山田（2022）19頁。
- ³¹ 市川正人「「厳格な合理性の基準」についての一考察」、『立命館法学』333・334号、92頁～93頁。
- ³² 最大判昭和49年11月6日刑集28巻9号393頁。
- ³³ 最大判昭和58年6月22日民集37巻5号793頁。
- ³⁴ 雑誌社がスキャンダルを報道しようとした際に、出版差し止めを求める仮処分を裁判所から受けた北方ジャーナル事件では、公権力による事前抑制は原則として許されず、真実でないことが明白であるなど厳格かつ明確な要件を満たす例外的な場合に限り認められるとした（事前抑制の法理）。
- ³⁵ 山田（2022）23頁。
- ³⁶ 小林直樹（1979年）『国家緊急権』学陽書房、25頁。
- ³⁷ 青柳幸一（2015年）『憲法』尚学社、386頁。
- ³⁸ 大西芳雄（1970年）『憲法の基礎理論』有斐閣、223頁。
- ³⁹ 小林（1979年）190～191頁。
- ⁴⁰ 百地章（2016年）「緊急事態条項Q&A いのちと暮らしを守るために」明成社、6～7頁。
- ⁴¹ 東日本大震災や新型コロナによるパンデミックなどが発生するたびに国家緊急権の議論は盛り上がるが、憲法改正に伴うこともあり、なかなか進まないのが現状である。
- ⁴² 第156国会平成15年7月16日参議院沖縄北方特別委員会5号4頁。
- ⁴³ 第154国会平成14年7月24日衆議院事態対処特別委員会第18号5頁。
- ⁴⁴ BVerfG, Beschluss der 2. Kammer des Ersten Senats vom 29. April 2020
ここで取り上げた憲法異議以外のコロナ対策における基本権制限に対する連邦憲法裁判所の判断は、基本法2条2項に基づいて保護義務があるとしたうえで「現在のところ」基本法2条2項による保護義務が

基本権保護よりも優先するとしている。例えば集会の自由の制限が問題となったBVerfG, Beschluss der 2. Kammer des Ersten Senats vom 9.April.2020、BVerfG, Beschluss der 2. Kammer des Ersten Senats vom 10. April 2020でも「一時的」に基本権が国家の義務（生命と身体的完全性の保護）の劣位に置かれるとした。ただいずれも連邦憲法裁判所はこれらの措置による基本権制限が憲法上正当化されるかどうかについては判断を示していないとされる【岡田（2020年）151頁】。

⁴⁵ 危機管理学部HP（<https://www.crm.nihon-u.ac.jp/>）閲覧日：2025年8月5日

⁴⁶ 山田（2022）6頁。

⁴⁷ 令和8年度施行の新カリキュラムでは「憲法と人権」は「国家ガバナンスⅠ【憲法と人権】」、「立憲主義と統治」は「国家ガバナンスⅡ【憲法と統治】」となる。



暴力・レジリエンス・ケアの表象研究

—『七破風の屋敷』における肖像画と女たちの顔／痕跡—

日本大学危機管理学部 准教授 加納（内堀）奈保子

- I はじめに
- II 家父長たちの顔と肖像——暴力装置としての機能
- III ヘプジバーの「しかめ面」——家父長制の内面化と亀裂
- IV フィービーの「どんなドアでも開いてしまいそうな顔」——新しい女の登場
- V 顔のないピンチョン家の女たちの痕跡——物・記憶・音楽に宿るレジリエンス
- VI おわりに——肖像画が消えた世界と新しい共同性

I はじめに

ポर्टレイト
肖像画とは単なる個人の顔の再現にとどまらない。2025年夏、同年一月に第47代アメリカ合衆国大統領として二度目の就任を果たしたトランプ大統領が、ホワイトハウスの玄関ホールに飾られていたオバマ元大統領の肖像画を移動させ、自らの肖像画に差し替えた。これは現代においても肖像画が依然として権威や影響力を象徴するものであることを示している。このような政治の場での肖像画の利用は建国期から続くものであり、ホワイトハウスや州議事堂に掲げられた歴代大統領の肖像画は、当代の大統領の正統性や政治思想の継承を示す役割を担ってきた。¹初代大統領ジョージ・ワシントン（George Washington）やトマス・ジェファソン（Thomas Jefferson）といった「建国の父」たちの肖像画は、硬貨や紙幣、公共建築に繰り返し利用され、国家アイデンティティを視覚的に共有する手段となっていた（Tschachler 1-12）。現代においては、カメラやスマートフォンの普及により、セルフイー（自撮り画像）を容易に生成・共有することが可能となったが、それでもなお肖像画という表象形式には、「誰を、いかなる様式で描くのか」「誰が、何の目的でそれを依頼するのか」「それがどの空間に配置されるのか」といった社会的・政治的判断が強く刻印される。したがって肖像画は、個人的な記憶や親密な関係性を保存する媒体である以上に、家族、共同体、さらには国家といった集会的単位の権威や価値観を可視化し、再生産する政治文化的装置として機能している。

米国作家ナサニエル・ホーソーン（Nathaniel Hawthorne）が活躍した19世紀中葉は、ミニチュア肖像画や写真の原型であるダゲレオタイプが市場に出回るようになり、肖像への関心が市井に広まった時代であった。そのなかでもホーソーンの見覚芸術への関心は、米国作家の中でも突出していた。米文学における肖像芸術研究の第一人者であるリタ・K・ゴリンが指摘しているように、ホーソーンは幼少期から叔父マニング家や親族の家に飾られている肖像画を見て育っているだ

けでなく、ホレス・ウォルポールの『オトランド城』やアン・ラドクリフのロマンスといったゴシック小説を愛読し、肖像画を介して恐怖を掻き立てる物語に親しんでいた（*Gollin Prophetic* 13; *Portraits* 3）。また、アマチュア芸術家であったソファイア・ピーボディとの出会いと結婚は、ホーソーンの視覚芸術への感受性と探求心を深めることとなり、とくに肖像画が「言葉では表現できないような」心の機微や関係性を表現しうる優れた芸術表現として評価されるようになる（*Gollin Portraits* 4-5）。実際、ホーソーン自身、幾度となく自ら肖像の被写体にもなっており、生涯を通じて少なくとも四十点以上の肖像の制作依頼を受けた。その種類においても、油絵、シルエット、ミニチュア画、クレヨン画、鉛筆スケッチ、ダゲレオタイプ、写真、彫像など、関わった肖像画は実に多種多様であった（*Gollin Portraits* viii-xv）。

ホーソーン作品においても肖像画は創作初期から主要なモチーフとして繰り返し登場している。1837年の「予言の肖像画」、1838年の「〈時の翁〉の肖像画」、同年の「エドワード・ランドルフの肖像画」では、いずれも一枚の肖像画が人物の運命を予兆したり、歴史的暴力を象徴、再生成したりする契機となっている。とりわけランドルフ総督の肖像画が独立革命期の抑圧と恐怖を表象しているように、ホーソーンは、肖像画を単なる人物像ではなく、歴史と権力を可視化する文化的装置として描いている。その集大成といえるのが、1851年に刊行された長編第二作『七破風の屋敷』である。同作において、肖像画は二百年にわたり、家系と共同体を呪縛する物語の中核を成している。

研究史においても、ホーソーン作品における肖像画の表象は繰り返し論じられてきた。1962年、ミリセント・ベルは著書『ホーソーンの芸術家像』において、肖像画を含む芸術とは、真実を照らす倫理的営みになると同時に、他者を支配し、傷つけ得るものでもあるという社会的な側面を深く掘り下げながら、ホーソーン作品における視覚芸術についての研究を大きく前進させた。さらに、先述のゴリンは『ナサニエル・ホーソーンの肖像画』（1983）と『予言の肖像画』（1991）において、ホーソーンがどのように絵画や彫刻に通じていたかを詳細に記すとともに、肖像画が作品内でどのように象徴的に作品構造に組み込まれているかを明らかにした。さらに近年では、下河辺美知子が「エドワード・ランドルフの肖像画」を独立革命期の暴力と恐怖の記憶を象徴するだけでなく、それらを生み出し続ける装置として読み直している。これらの研究は総じて、ホーソーンが肖像画の権力性と象徴性に強い関心を寄せていたことを示している。³

本稿では、ホーソーンが『七破風の屋敷』において肖像画をめぐる権力性と象徴性のテーマを展開させているだけでなく、肖像画に描かれない顔や、顔の不在が生み出す痕跡を、きわめて周到に書き込んでいる点に着目する。これまでも『七破風の屋敷』においてピンチョン大佐の肖像画が、ピンチョン家とモール家の確執を二百年にわたり反復・再生産し続けていることは先行研究でも繰り返し示唆されてきた。しかし他方で、肖像画という文化装置がもつ権力性に対し、あえて肖像画に描かない／描けない人物を描くことによって、抑圧の下に残る生の痕跡を浮かび上がらせている点については、いまだ十分に論じられていない。そこで本稿では、肖像画に描かれていない不連続

で不定形な生の痕跡に焦点を当て、作品内部で形成される暴力と支配、そしてそれに抗する生の持続の形を捉え直していく。

ここで重要となるのが、レジリエンスという概念の射程の広がりである。語の一般的な意味としては「困難から回復する力、強靱さ」であり（“resilience, n.”）、心理学では逆境や精神的外傷から肯定的に適応する過程として定義される（Luthar 543）。さらに社会学においても、災害や暴力の被害を受けた共同体の再生過程を示す枠組みとして発展してきた。⁴しかし近年のフェミニズム研究では、レジリエンスはより広い意味で捉えられつつある。すなわち、暴力と支配のただ中で、回復や適合に至らない状態のまま生き延びる姿をもレジリエンスとして再定義する議論が現れている（信田 223）。⁵本稿が注目する描かれない顔／痕跡は、まさにこの拡張されたレジリエンス概念と響き合うと思われ、信田の再定義をもとに読み直す。

次章からは、ピンチョン大佐や判事ら家父長的権力の描かれた顔が暴力と支配を再生産する一方で、ヘプジバーやフィービー、さらには名を与えられない女たちのレジリエンスの系譜が、肖像画に描かれない顔として脆くも確かに刻まれていることを論じる。『七破風の屋敷』を肖像画に描かれた顔と描かれない顔／痕跡の交錯として再検討することで、ホーソーンが描いたもう一つの物語を提示したい。

II 家父長たちの顔と肖像——暴力装置としての機能

『七破風の屋敷』の冒頭に提示されるのは、ピンチョン家の屋敷と、それを建てた大佐の顔／肖像画が放つ「邪悪な影響力（an evil influence）」である（21）。⁶大佐の顔は「厳格で和らぐこと」（21）がなく、その邪悪な影響力は屋敷のすみずみに漂い、死後も肖像画の奥から子孫に睨みを利かせ続ける。また、その影響力の及ぶ範囲はピンチョン家を越えて宿敵モール家の男たちにも伝播している。魔法使いの汚名を着せられたマシュー・モールが「神はやつに血をすすらせるだろう！」（21）と大佐に向かって呪詛を吐くとき、モール自身もまた、大佐と同じ「邪悪な目（an Evil Eye）」（190）をしていると描かれる。さらに、数代後の逸話として挿入されるアリス・ピンチョンの悲劇では、アリスの父ジャフレー・ピンチョンが土地権利書の身代わりとしてアリスをモール一族に差し出す際、壁に掛けられていたピンチョン大佐の肖像画が「顔をしかめ、拳を握りしめ」（frowning, clenching its fist）（198）、まるで肖像画がアリスの犠牲を指示しているかのように描かれる。このように作品中の肖像画は、人物の内面に介入しながら暴力的行為を促す「邪悪な影響」として機能しており、二百年にわたり権威と支配を再生産し続けているように描かれている。

この観点からすると、ホーソーンが描く肖像画の顔は、倫理性を論じる際に参照されてきた、エマニュエル・レヴィナスの提起する「顔」と対極をなす。レヴィナスが『全体性と無限——外部性についての試論』で定義する他者の顔とは、暴力を禁じ、応答を要請する倫理の起点であった（Levinas 197）。しかし、ホーソーンが描く大佐の顔は、むしろ暴力と支配を増幅させ、倫理に逆

行する顔である。すなわちそれは、倫理の起点としての「顔」という機能を裏切る存在として表象されている。ここには、肖像画という文化装置が家族や共同体の存続を保証する一方で、暴力性も固定化し、ときにそれを再生産してしまうという両義性が示されている。

ホーソーンは、肖像画をモチーフにした一八三七年の短編「予言の肖像画」のなかで、肖像画は消える鏡像と違って持続の特徴、つまり、「地上の不死 (earthly immortality)」があることに触れているが (Hawthorne, *Twice* 168)、『七破風の屋敷』では、肖像による固定化や再生産の負の側面を大佐の肖像画を通して描き出している。家族や共同体の生存を保証する力は、必ずしも肯定的に作用するのではなく、はからずも暴力の連鎖として持続しうるのである。この固定化の負の側面が強いほど、その後景に押しやられ、別の苦境に追いやられ、ときに存在の消滅にまでいたる者が出てくる。次章では『七破風の屋敷』における肖像画に描かれなかった顔を通してレジリエンスの痕跡について考察したい。

Ⅲ ヘプジバーの「しかめ面」——家父長制の内面化と亀裂

肖像画の顔が暴力と権威の象徴であるならば、その顔が命ずる法の下で生きざるをえなかったのが、ヘプジバー・ピンチョンである。ホーソーンは、未婚のまま歳を取り、先祖代々の屋敷を守るこのピンチョン家の末裔の老女に、大佐の顔貌と同じ「威圧的なしかめ面 (forbidding scowl)」という特徴を与える (34)。これは「彼女を知らない人なら、おそらく激しい怒りと悪意の表れだと解釈」されるものであり (33)、実際、ヘプジバーの内面については、彼女の厳めしい外見と同一視されてしまったり、注目を払われなかったりしてきた。しかし、興味深いことに、ホーソーンは、彼女の陰しいしかめ面は、大佐のような邪悪さの現れではなく「視覚を集中させた無邪気な結果」にすぎず、「彼女の心は決してしかめっ面をしなかった」と述べている (34)。また、外的な表情は厳格で威圧的だが、大佐の肖像画とは異なり、その内面は「生まれつき優しく、敏感で、震えに満ち」た被傷性ヴァルネラビリティに満ちているとある (34)。

威圧的な表情の下に優しさと脆さを秘めたヘプジバーのしかめ面とは何か。作品を読み返すと、彼女の抱える二重性が随所に示されていることに気づく。たとえば、貴族的な中・上流階級であるピンチョン家の女に期待されていた「淑女性」(46)を内面化しているために、ヘプジバーは新たに始めた経済活動を自分で阻害してしまう。労働しなければ生きられない状況であることを受け入れ、セントショップを開業してみるものの、「先祖の屋根の下で暮らすピンチョン家の一員として、唯一の友人からパン一切れのために金を受け取るなんてあり得ない」と (46)、労働の対価をもらうことができない。このヘプジバーの不自由さは、フィービーから屋敷への滞在を打診される場面でも表出している。ヘプジバーは、「母親の再婚のために別の家に身を寄せることが望ましい」状況にあるフィービーに寄りそう気持ちがありながらも、自分は家主ではないために「誰がピンチョン屋敷の客や住人になるかを決め」ることはできないとしか返答しない (75)。このヘプジ

バーの煮え切らない判断は、今は不在のピンチョン家の「主人」を差し置いて決定できないためであり、「不親切な無愛想さではなかった」という事情が語り手によってそっと添えられている(75)。フィービーの滞在を留保するヘプジバーの描写には、またしても家父長の権威を内面化し、無意識に自己規制する姿が見て取れよう。ホーソーンは、ヘプジバーのこうした家父長的命令への適合と内面化が、彼女の芸術的な領域にも及んでいることさえ描いている。フィービーに屋敷を案内するヘプジバーは、「壁に陰鬱なフレスコ画のように刻まれた伝統」である肖像画への「誇り高い満足を見出」しながらも、じつは過去に、ハープシコードを演奏したかったが、父の強い反対があったために「音楽のことを全部忘れてしまった」とつぶやいているのだ(85)。

こうしてみると、ヘプジバーのしかめ面とは、ピンチョン家の家長が命じる家の法と彼女自身の気持ちとのダブルバインドを表象するものとして立ち現れる。実際、ホーソーンは、彼女がこれまでずっと「人間の法律に歯ざしりしてきた (she had gnashed her teeth against human law)」とも描写している(85)。この「人間の法」とは、淑女を内面化し、フィービーのシスターフッドを阻み、芸術への関心を抑えてきた家父長的な法であり、彼女のしかめ面はそれへの煩悶や悲哀を抱えながら生きてきた彼女の生き様^{レジリエンス}を表している。

興味深いことに、このヘプジバーのしかめ面は、弱さと被傷性の現れとしてだけではなく、抵抗にも繋がられている。それが最も劇的に示されるのは、ピンチョン判事が屋敷を訪問する場面においてである。屋敷と土地の権利を奪おうとたくらむ判事に対し、ヘプジバーは「まるで守護者ドラゴンのよう」に立ちはだかり(126)、判事を当惑させるほどの強烈なしかめ面を向けて追いやろうとする。「急激な震え」に襲われ(127)、恐怖に震えながらも、彼女の「激しい怒りと悪意の表れ」に誤解されがちなしかめ面は、肖像画の大佐の生まれ変わりと形容されるピンチョン判事に立ち向かう抵抗の手段にもなっている。この弱さと抵抗が交差する点にしかめ面の意義がある。

ヘプジバーのしかめ面は、家父長制の規範を内面化しつつも、それに対する抵抗や矛盾を刻印した多層的な表情である。彼女の顔は、暴力的な家父長の顔とは異なり、脆さと強さ、服従と抵抗が同時に読み取れる二重性を帯びている。その二重性こそが、彼女の生を可能にし、また次章で取り上げるフィービーというピンチョン家の次世代の女への橋渡しになっている。

IV フィービーの「どんなドアでも開いてしまいそうな顔」——新しい女の登場

ヘプジバーの「しかめ面」が家父長制の内面化と密やかな抵抗を体現していたのに対し、フィービー・ピンチョンの顔は、まったく異なる光を放っている。彼女は「若くて花開いた、とても明るい顔」をしており、それは「ほとんどどんなドアでもひとりでに開いてしまいそうな顔」(a face to which almost any door would have opened of its own accord)だと形容される(68)。さらに、その顔は「新鮮で、型破りでありながら、秩序正しく、一般的な規範に忠実」である。すなわち、フィービーとは、肖像画を想起させるような厳格で陰鬱な没落した淑女たるヘプジバーの顔と

対照をなしているだけでなく、新しさと規範性を同時に兼ね備え、閉ざされたピンチョン一家を開放し、新たに進む力をもつ女性として造形されている。例えば、ヘプジバーが経営するセントショップにおいて、「新しい平民気質」のフィービーは「古い上品気質」のヘプジバーとは異なり(81)、顧客に笑顔で応じてパンやジンジャブレッドを売ることができる。また、彼女の朗らかな態度は、屋敷の陰鬱さを和らげ、バラや鶏といった屋敷の生命をいきいきと蘇えらせる。ピンチョン家の末裔として「父の面影を宿してい」ながらも、「フィービーはピンチョンではない」(Phoebe is no Pyncheon) (79) とも描かれる。⁷

ここには、フィービーがヘプジバーのしかめ面の原因となっていたピンチョン家の法の網目にすくい取られず、むしろそれを越境するピンチョン家の新しい女として登場している。ヘプジバーのしかめ面が矛盾や苦悩を刻み込んだ閉ざす顔であるのに対し、フィービーの顔は開く顔として描かれ、未来への可能性を担っている。しかも、その「新しさ」は必ずしも家父長的な法への急進的な抵抗を意味しない。むしろ、彼女は「秩序正しく、一般的な規範に忠実」であり(68)、秩序を尊重しつつも、それを柔軟に更新する姿勢を体現している。フィービーの「どんなドアでも開いてしまう顔」は、まさにそのような他者に向けた開放性と応答可能性を象徴しているのだ。

このように、ヘプジバーやクリフォードの陰鬱な世界に差し込む光としての彼女は、ヘプジバーのしかめ面のような苦渋と抵抗の形ではなく、その制度の外縁を和らげ、異なる可能性を芽吹かせる存在である。その「開かれた顔」を通じて、彼女は他者との新しい関係性を築き、共同体的な生活を支える力を持った人物として描写されている。ヘプジバーの「しかめ面」とフィービーの「開かれた顔」を対照的に読むとき、^{ヴァルネラビリティ}被傷性と応答可能性の間で揺れ動く女性たちのレジリエンスの系譜が立ち現れてくる。

V 顔のないピンチョン家の女たちの痕跡——物・記憶・音楽に宿るレジリエンス

ヘプジバーとフィービーという二人の女性は、それぞれ「しかめ面」と「開かれた顔」という対照的な表情によって描き出されていることを論じた。しかし、『七破風の屋敷』において重要なのは、それらの顔だけではなく、そもそも顔さえ描かれていない女性たちの存在が物語の基底に流れているところも忘れてはならない。興味深いことに、彼女たちは「地上の不死」を得たピンチョン家の家長の肖像画とは違い、明確な顔の描写さえ残されていない。しかし、屋敷の物や記憶、音楽といった別の形を通して、彼女たちの生の痕跡が作品に刻み込まれている。

まず注目すべきは、ヘプジバーがフィービーに見せるティーセットと銀のスプーンである。「あなたのひいひいひいひいおばあちゃんが結婚したときに、これらのカップを持っていたのよ」(77) と語られるこのティーカップは、ピンチョン家の女性たちが代々受け継いできたものである。それは単なる食器ではなく、「もしそのうちの 하나가割れたら、私の心も一緒に壊れてしまう」とヘプジバーが言うように(77)、ピンチョン家の女たちの歴史と脆さが同時に託された象徴であ

る。これは屋敷の中央でいく世代にもわたって盤石の様相で威圧的に監視し続けるピンチョン大佐の肖像画とは対照的に、ともすれば割れて壊れてしまいそうな脆さとはかなさを感じさせる。

こうしたピンチョン家の顔なき女たちの痕跡は、ヘプジバーが気遣い、大切にしているピンチョン家の男、クリフォードにも見られる。ホーソーンはクリフォードの面影の中に、「別の肖像画が浮かび上がった（中略）彼女〔クリフォードの母〕は愛らしく愛すべき女性だった」が、ピンチョン家の男たちが「母を迫害した！」と述べ（60）、ピンチョン家の末裔の男の顔の中に、いまは亡き母の顔と、彼女が家庭で「迫害」されていた記憶を刻み込んでいる。⁸その顔は「決してピンチョン家の者ではなかった！」（He never was a Pyncheon!）（60）。むしろ、肖像画の生き写しと形容される従弟のジャフリー・ピンチョンの謀略によって刑務所送りになり、ヘプジバーの下に帰ってきた時には、生きながら死んでいるかようになっていた。つまり、クリフォードの顔は、母の苦難の痕跡を伝える生きた肖像画となっているのである。

こうしたホーソーンの肖像画に描かれない女たちへの眼差しは、アリス・ピンチョンの幽霊譚においても見て取れる。アリスは作品の中で唯一女でありながら肖像画に描かれるが、その肖像画は「ヴェネツィアの画家が描き、父がイギリスに残し」てしまったため（200-01）七破風の屋敷には飾られないままになっている。彼女は「イタリアから美しい顔」と「並外れた教養」を持ち帰ってきたが（83）、上述したように、父のジャフレー・ピンチョンが肖像画の威圧の下で彼女を土地の権利書の身代わりにモール家に差し出したため、すぐに衰弱死してしまう。

ヘプジバーは百年前、この世にいたアリス・ピンチョンについて、かなり曖昧に、そして長々と語り始めた。彼女は生前、並外れて美しく教養豊かだったという。その豊かで魅力的な人柄の芳香は、今もなお彼女が暮らした場所の周囲に漂っていた。まるで枯れて朽ち果てたバラの蕾が、引き出しの中に香りを残すように。この愛らしいアリスは、ある重大で不可解な災難に見舞われ、痩せ細り青ざめ、次第にこの世から消え去っていった。しかし今でも、七つの切妻の家には彼女の亡霊が取り憑いていると言われ、特にピンチョン家の誰かが死ぬ前には、彼女がハーブシコードを悲しくも美しく奏でる音が何度も聞こえるという。（83-84）

アリスの肖像画が屋敷に飾られることはなかったとはいえ、ホーソーンはアリスの愛していたハーブシコードを、物語の冒頭から作品中に繰り返し描く。彼女の「悲しくも美しいハーブシコードの調べ」は、彼女の顔に変わる痕跡として意味を持ち、抑圧された生がなおも物語を揺さぶり続けるレジリエンスの声として響いてくる。

これらの痕跡の共通点は、いずれも「家父長の顔」のように権威を誇示するものではなく、むしろ失われ、忘れ去られ、幽霊のように漂う女性たちの存在の証であるということである。哲学者ジュディス・バトラーが論じたように、顔は必ずしも可視的な実体である必要はない。むしろ「不可視のもの、不在のものがいかに応答を求めてくるか」という点にこそ倫理が宿る（Butler

128)。つまり、不可視のものの痕跡や表出の瞬間をとらえ、そうしたモノへの想像力を使うことが肝要なのである。ピンチョン家の女たちの痕跡は、まさにそのような応答を迫る痕跡として、物や音楽を通して物語に現れるのである。

ここで重要なのは、これらの痕跡が必ずしも「抵抗」や「勝利」を意味しないという点だ。ティーカップは壊れやすく、クリフォードに宿る母の顔は悲嘆に彩られ、アリスの音楽は哀切に満ちている。だが、だからこそそれらは、^{ヴァルネラビリティ}被傷性を抱えながらも生をつなぐレジリエンスの姿として価値を持つ。先に信田の定義を引用したように、レジリエンスとは単なる困難を克服する強さではなく、暴力と支配のただ中で回復や適合するまでに至らない状態でも肯定的に生き延びる姿である。ピンチョン家の女たちの痕跡は、まさにこの意味でのレジリエンスを体現しているのである。

こうした「顔のない女たちの痕跡」を視野に入れると、物語の結末においてピンチョン大佐の肖像画が崩れ落ちる場面の意味もまた変わって見えてくる。家父長の顔が権威と暴力の象徴であったのに対し、ティーカップや音楽のような脆く儚い痕跡こそが、未来へと受け渡される新しい系譜を形作る。すなわち、暴力と権威に塗り固められた肖像画はその自身の暴力性ゆえに消え去っており、むしろ肖像画が象徴する家父長的な法よりも長らえて残るものは、脆さを抱えながら紡がれた顔なき女たちの痕跡であると描かれている。

最後に、この流れが作品の大団円において象徴的な形で結実していることに注目したい。ピンチョン大佐の肖像画が最終盤でついに崩れ落ち、二百年にわたるピンチョン家を象徴してきた顔／法は消え、かわって、長らく枯れていたモールの井戸から透き通る水が湧き出し、そこには「万華鏡のような絵 (a kaleidoscopic picture)」(319) が映し出される。さらには、アリスのハーブシンコードの甘美な音楽が再び響き渡り、世界を包み込む。この物語の最終場面は、権威が崩壊した後に残るのは、むしろ脆く儚い痕跡であり、水の揺らめきや音楽の調べであることを示している。つまり、肖像画に描かれる権威ではなく、顔なき痕跡こそが未来の共同性を紡ぐ基盤となるのである。

ここには、バトラーがレヴィナスを批判的に発展させた「顔」の倫理の反響が聞こえる。レヴィナスにとって「顔」とは、権威や力ではなく、他者の脆弱さを直接に開示し、暴力を禁じる呼びかけであったが (Levinas 197)、『七破風の屋敷』において、ピンチョン大佐の顔はむしろその逆であり、自身の正当性を堅持し、抵抗する者を封じる支配の象徴であった。一方で、ヘプジバーやフィービー、そして顔なき女たちの痕跡は、レヴィナス的な意味での「顔＝倫理的応答の要求」として現れる。バトラーは『生のあやうさ』において、レヴィナスの「顔」が持つ暴力禁止の呼びかけを評価しつつも、それを均質で統一された形而上学的な他者性に閉じるのではなく、社会的・歴史的な条件のもとでどの「顔」が認識され、どの「顔」が不可視化されるのかという問いへと展開した。この視点から『七破風の屋敷』を読むならば、ピンチョン大佐の「顔」が二百年にわたり共同体に暴力を再生産させたのは、まさにその「顔」が権威の象徴として可視化され続ける一方で、女性たちの顔や痕跡が不可視化されてきたからである。したがって、最終的に大佐の肖像が崩壊し、不可視の痕跡が共同性の基盤として立ち現れる結末は、バトラー的な意味で「顔の再政治化」

を体現する場面と読むことができる (Butler 128-51)。ホーソーンの世界もまた、女たちの痕跡を通して、暴力の遺産から応答と共同性へと移行するもう一つの道を示しているのである。

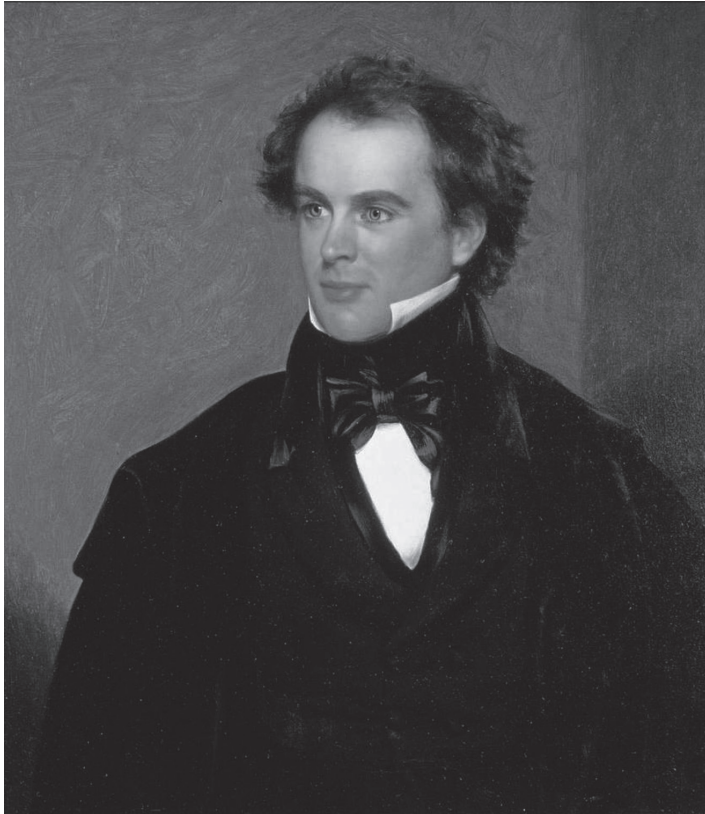
VI おわりに——肖像画が消えた世界と新しい共同性

これまでの研究では、作品の最後の唐突な和解や「大団円」はしばしば弱点とされてきた。しかし、女たちの痕跡の系譜をたどり直すならば、この結末は決して唐突ではない。むしろ、顔のない者たちの連綿とした痕跡が、最終的に肖像画を押し崩し、ケアを基盤とした新しい共同体の到来を準備していたと読むことができる。その共同体には、血筋に縛られない存在も含まれる。ピンチョン家の末裔であるヘプジバーとフィービーに加え、モール家の末裔であるホルグレイブ、さらに家を持たず、最も家父長に似つかわしくないヴェナーおじさんが「家父長」(patriarch) (61) と形容されて共に暮らすという構図は、従来の家父長制に基づく家族像を大きく逸脱している。ここに描かれるのは、バトラーの言う「五感の民主主義」を思わせるこの共同体であり、脆弱さと多様性を抱えながらも、応答とケアを通じて成立するレジリエントな共同性である (Butler 150-51)。

さらに、この肖像と痕跡の物語は、ホーソーン自身とも響き合う。ホーソーンが1840年の肖像画 (ジェイムズ・オズグッドによる素描) は、その繊細で女性的とも評された面差しゆえに称賛された。興味深いことに、この肖像は作家本人のみならず、彼の母や姉たちにとっても大切にされていた (Gollin *Portraits*, 19-20)。彼女たちは社会的には「顔」を残さず、ポートレートも伝わっていないが、その痕跡はホーソーンの世界と作品に深く刻まれている。『七破風の屋敷』において、クリフォードの母の顔が彼の面差しを通してのみ想起されるように、ホーソーンの世界もまた、直接の肖像ではなく感情や記憶の痕跡として小説に息づいているのである。ミリセント・ベルがかつて指摘したように、ホーソーンの世界は常に不在の表象をめぐる想像力を宿しており、ここでもまさに描かれざる顔が物語の核心をなしているのである。

ホーソーンは、肖像画に描かれなかった女たちの痕跡を物語としてすくい上げ、それを未来へと受け渡す役割を果たした。そこに浮かび上がるのは、肖像画には保存されなかった女たちの「不在の存在」が、なおもレジリエンスの系譜を形づくっているという事実である。本作の女たちがいかにレジリエンスの系譜を継承しているかという視点で読むことによって、脆さを抱えながらも生き延び、痕跡を残し、次世代へと繋ぐ女たちの姿を見出すことができる。肖像画に描かれることのなかった彼女たちの顔や痕跡こそが、暴力の遺産を超えて新しい共同性を準備する力を持つ。それこそが、『七破風の屋敷』が今なお私たちに語りかける最も重要なメッセージであろう。

ジェイムズ・オズグッドによるナサニエル・ホーソーンの素描



Portrait of Nathaniel Hawthorne
by Charles Osgood, 1840.

*本稿は、科学研究費助成事業（22H00649基盤研究B「19世紀アメリカにおける可傷性の文学的表象」）の助成を受けている。また、2024年6月29日に開催された日本ナサニエル・ホーソーン協会第42回全国大会（於：関西学院大学上ヶ原キャンパス）のシンポジウムで行った口頭発表に加筆・修正を施したものである。

¹ 保守系メディアのデイリー・コーラー（*The Daily Caller*）によれば、トランプ大統領は、ホワイトハウスに設置を予定している「大統領名誉の壁（Presidential Wall of Fame）」において、バイデン前大統領の肖像画の代わりに、「自動署名機（Autopen）」を展示する意向を示したという（2025年9月2日）。こうした一連の報道からは、肖像画という視覚的表象が、現代においてもなお政治的権力の行使や正統性の主張に深く関わっていることを示している。<https://dailycaller.com/2025/09/02/donald-trump-autopen-oval-office-joe-biden-rose-garden-exclusive-interview-tour-white-house/> (September 2, 2025)

² セルフィー（selfi）とは、自画像（self portrait）からオーストラリア英語の影響を受けて派生した俗語である。十九世紀においても、ミニチュア肖像画やシルエットなどが家族や親密な者同士で飾られるようになり、肖像がさまざまな形態に派生しながら共同体との記憶や結びつきを象徴するものとして大切にされていた（Jonhson 32）。

- ³ ホーソーソンと視覚芸術を網羅的に論じた近年の著書として、向井久美子の以下の研究は注目に値する。Kumiko, Mukai. *Hawthorne's Visual Artist and The Pursuit of a Transatlantic Aesthetics*, Peter Lang, 2008. また、クリストファー・カスティグリアによる、クィア理論からの読み直しも参考になる。Castiglia, Christopher. "The Marvelous Queer Interiors of *The House of the Seven Gables*." *The Cambridge Companion to Nathaniel Hawthorne*, edited by Richard H. Millington, Cambridge UP, 2004, pp. 179–202. Cambridge
- ⁴ 心理学においてはもともと、逆境や精神的外傷からの回復・適応する能力として定義されてきた。信田によれば、イギリスの心理学者ラターは「深刻な危険性にもかかわらず、適応的な機能を維持しようとする現象」と定義した。その後、アメリカの心理学者グロットバークは「逆境に直面し、それを克服し、その経験によって強化される、また変容される普遍的な人の許容力」と定義している。また、アメリカの心理学者マステンらは「困難あるいは脅威的な状況にもかかわらず、うまく適応する過程、能力、あるいは結果」と定義した（信田 197）。アン・マステンについては、以下を参照。Masten, Ann S. "Ordinary Magic: Resilience Processes in Development." *American Psychologist*, vol. 56, no. 3, 2001, pp. 227–38.
- ⁵ 信田さよ子は、『家族と国家は共謀する——サバイバルからレジスタンスへ』において、DVやレイプなどの被害にあった患者の診療を通して、病的な症状や不調が生じながら生きることさえレジリエンスの結果であるというレジリエンスの新しい解釈を提示している。
- ⁶ 以下からの引用については、頁数のみを記す。Hawthorne, Nathaniel. *The House of the Seven Gables*. The Centenary Edition of the Works of Nathaniel Hawthorne, vol. II, eds. William Charvat, Roy Harvey Pearce, and Claude M. Simpson Ohio State UP, 1965.
- ⁷ フィービーが「ピンチョン家の者ではない」存在として描かれていることについては、新井景子の以下の論文が参考になる。Arai, Keiko. " 'Phoebe Is No Pyncheon': Class, Gender, and Nation in *The House of the Seven Gables*." *Nathaniel Hawthorne Review*, vol. 34, nos. 1-2, Spring/Fall 2008, pp. 40-62. Penn State UP.
- ⁸ ピンチョン家の代々の男主人が妻に対して家庭内暴力を働いていた可能性について論じたものとして、ウォルター・T・ハーバートの以下の著書が参考になる。Herbert, T. Walter. *Dearest Beloved: The Hawthornes and the Making of the Middle-Class Family*. U of California P, 1993.

引用文献

- Arai, Keiko. " 'Phoebe Is No Pyncheon': Class, Gender, and Nation in *The House of the Seven Gables*." *Nathaniel Hawthorne Review*, vol. 34, nos. 1-2, Spring/Fall 2008, pp. 40-62.
- Bell, Millicent. *Hawthorne's View of the Artist*, State U of New York, 1962.
- Butler, Judith. *Precarious Life: The Powers of Mourning and Violence*, Verso, 2004. （ジュディス・バトラー『生のあやうさ——哀悼と暴力の政治学』本橋哲也訳、以文社、2007年。）
- Castiglia, Christopher. "The Marvelous Queer Interiors of *The House of the Seven Gables*." *The Cambridge Companion to Nathaniel Hawthorne*, edited by Richard H. Millington, Cambridge UP, 2004, pp. 179–202.
- Gollin, Rita K. *Portraits of Nathaniel Hawthorne: An Iconography*, Northern Illinois UP, 1983.
- . *Prophetic Pictures: Nathaniel Hawthorne's Knowledge and Uses of the Visual Arts*, Greenwood P, 1991.
- Hawthorne, Nathaniel. *The House of the Seven Gables*. The Centenary Edition of the Works of Nathaniel Hawthorne, vol. II, eds. William Charvat, Roy Harvey Pearce, and Claude M. Simpson Ohio State UP, 1965.
- . *Twice-Told Tales*, The Centenary Edition of the Works of Nathaniel Hawthorne, Vol. IX, ed. J. Donald Crowley. Columbus: Ohio State UP, 1974.

- Herbert, T. Walter. *Dearest Beloved: The Hawthornes and the Making of the Middle-Class Family*. U of California P, 1993.
- Johnson, Dale T. *American Portrait Miniatures in the Manney Collection*, Metropolitan Museum of Art, 1990.
- Kumiko, Mukai. *Hawthorne's Visual Artist and the Pursuit of a Transatlantic Aesthetics*, Peter Lang, 2008.
- Levinas, Emmanuel. *Totality and Infinity: An Essay on Exteriority*. Translated by Alphonso Lingis, Duquesne UP, 1969. (エマニュエル・レヴィナス『全体性と無限——外部性についての試論』合田正人訳、ポリロゴス叢書、国文社、1989年。)
- Luthar, S. S., Cicchetti, D., & Becker, B. (2000). "The Construct of Resilience: A Critical Evaluation and Guidelines for Future Work." *Child Development*, 71(3), 543–62.
- Masten, Ann S. "Ordinary Magic: Resilience Processes in Development." *American Psychologist*, vol. 56, no. 3, 2001, pp. 227–38.
- Norris, Fran H., et al. "Community Resilience as a Metaphor, Theory, Set of Capacities, and Strategy for Disaster Readiness." *American Journal of Community Psychology*, vol. 41, 2008, pp. 127–50.
- Reed, Amy Louise. "Self-Portraiture in the Work of Nathaniel Hawthorne." *Studies in Philology*, vol. 23, no. 1, Jan. 1926, pp. 40–54.
- "resilience, n." *Oxford English Dictionary*, Oxford UP, last modified Dec. 2025, www.oed.com/dictionary/resilience_n. Accessed 6 Jan. 2026.
- Tschachler, Heinz. *George Washington on Coins and Currency*, McFarland, 2020.
- . *George Washington and Political Fatherhood: The Endurance of a National Myth*, McFarland, 2020.
- 下河辺美知子「「総督官邸に伝わる物語」にはめ込まれた場所と時間と人間の心——アメリカ的恐怖の重層性」『ロマンスの倫理と語り——いまホーソーンを読む理由』西谷拓哉、高尾直知、城戸光世編著、開文社出版、2023年、41-61頁。
- 信田さよ子『家族と国家は共謀する——サバイバルからレジスタンスへ』KADOKAWA、2021年。

戦後80年の平和構築

杉山 日本大学危機管理学研究所シンポジウムを開催させていただきたいと思います。開会に際して、研究所長の福田充教授よりご挨拶を申し上げます。



福田 皆さんこんにちは。日本大学危機管理学部長・危機管理学研究所長の福田です。本日は週末のご多忙の中お集まりいただきありがとうございます。日本大学危機管理学部は来年が10周年となります。危機管理学部と大学院危機管理学研究科博士前期課程・後期課程があります。そして、危機管理学研究所もあり、日本そして世界を牽引する危機管理学研究を推進してまいりました。その成果をご報告するのがこの研究所シンポジウムです。

今年のテーマは「戦後80年の平和構築」になります。第二次世界大戦、そこから戦後80年ということで、先日石破首相の談話も発表されましたが、戦後80年を迎えた今現在、世界も日本も安全保障の岐路に立っています。ロシア・ウクライナ戦争も今まだ続いていき、イスラエルによるガザ侵攻もまだ先が見えない状況です。台湾有事に関しては、日本も国民保護の関連で既に動き始めています。

危機管理学研究所は安全保障、その中でも世界からどうやって平和を構築していくか、どうやって戦争をなくしていくか、平和構築という観点からリベラルな安全保障の研究を進めてまいりました。本日は、安藤教授、小谷教授、大八木准教授という危機管理学部を代表する国際法、国際安全保障もしくは国際関係、国際政治、そして平和構築、インテリジェンスの専門家にお集まりいただき、このテーマについて議論していただきます。質疑応答や討論などもできればと思いますので、どうぞ最後までよろしくお願いします。

杉山 福田先生、ありがとうございました。戦後80年の節目ということで、国際法学や国際政治学等の観点から戦後の歩みを振り返り、持続可能な平和の構築に向けた展望と、現代の国際秩序と平和実現に向けての課題などを多角的に検討していきたいと思います。

本日の登壇者を話題提供順にご紹介いたします。まず、大八木時広准教授です。専門は国際政治学で、演題は「平和構築 ―その国内政治的条件とは―」です。次に、安藤貴世教授です。専門は国際法学で、演題は「国際刑事裁判による平和構築の可能性」です。そして、小谷賢教授です。専門は国際政治学で、演題は「なぜウクライナ、ガザでの戦闘は終結しないのか」です。それではまず、大八木先生から話題提供をお願いいたします。



大八木 本日の大きなテーマは、突き詰めるところ「平和」ということになろうかと思います。平和とは何か？というのは実は意外に考えさせられる問いと考えています。おそらく平和という言葉で一般的にイメージするのは「戦争とか紛争のない状態」かと思います。残念ながら世界史といいますか人類史を振り返ると、絶え間のない戦乱、紛争の繰り返しとなるかと思います。古来から現代に至るまで、世界の人々の課題は、いかに戦争や紛争を根絶あるいは防ぐことができるかですが、残念ながら根絶もできていないし、なかなか防げていないというのが現状かと思います。

では、「平和」は戦争と戦争の間のことを指すのかといったドライな見方も確かにあります。戦争と戦争の間の中休みみたいなものという、シニカルな考え方というか、ある意味人類史の不幸な現実を指しているということかと思います。

国際関係論に平和研究という分野があり、そこでは、戦争や紛争の単にないというだけの状態は「消極的平和」と表現されます。一方で、消極的平和から、言わば一步踏み出した、「積極的平和」という考え方もあり、本日はその点についてご紹介したいと思います。

本シンポジウムは、平和構築を3名の話者提供で分担してプレゼンさせていただくということですが、小谷教授と私は国際政治学、安藤教授は国際法学ということで、「国際」が3名並んでいきますので、国内的な問題を取り上げる必要もあるかと思ひ、私はあえて本来の守備範囲を外れて国内的な平和の条件を取り上げたいと思います。

伝統的に、平和を達成する国内的条件というのは、いわゆる統治システムの問題が注目されてきました。政治体制が安定したものかといった政治体制や、国家の機能。国家の機能というのは、丁寧な言い方をすると、国家の政府の機能ということになりますが、それがちゃんと機能しているのかどうか、国内の治安維持も含めてその国が安定的に統治されてきたのかという点がまずは問われると思います。

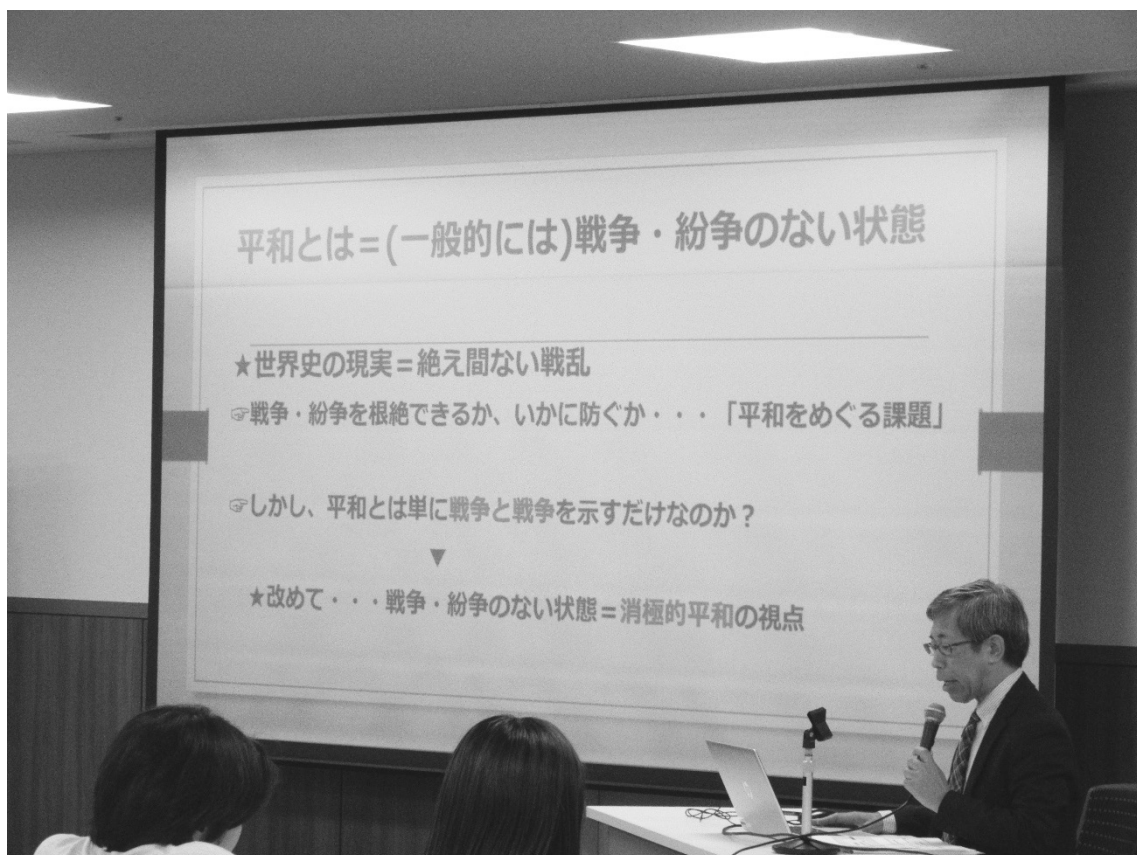
失敗国家・破綻国家という言葉がありますが、国内の統治に失敗した国、残念ながらいわゆる一部の発展途上国の中にはこういう言葉に当てはまってしまう国家もあり、国家というものは一応あり政府もあるのだけれども、政治体制や統治システムが機能していない崩壊した状態を指します。国内的な統治に失敗して国家や政府は存在するもののほぼ有名無実化している、日本でいえば室町幕府でしょうか、戦国時代になってしまっただけのことだと思います。日本はその後、戦国時代が収束して江戸幕府から明治政府という形で、ある意味機能する政府というのを持つことに成功したわけですが、しかし21世紀に至ってもそうではない国もあり、失敗国家とか破綻国家という言葉が使われているということになります。ちなみに、アメリカでは“failed state”という言葉を使うのですが、日本の場合は、さすがに失敗国家は語感に抵抗があるため公的には破綻国家という言葉を使っているようです。

先ほど消極的平和という言葉を紹介しましたが、戦争がない状態ということです。それに対し

て、戦争がない状態プラスアルファという形で平和を考えていこうとするのが積極的平和という言葉であり視点となります。ここでは、ヨハン・ガルトゥング (Johan Vincent Galtung)、実は昨年亡くなってしまった人物ですが、この方の問題提起が役に立つと思います。ガルトゥングはノルウェー出身の国際関係論研究者で、「平和研究」という一分野を築き上げた人物として知られています。“Journal of peace research” という、その分野では大変著名な雑誌を創刊して、平和研究所をオスロに作り、国際関係の視点から平和の問題を考えるという一大学派を作り上げた人物でもあります。私自身は必ずしもガルトゥングの学説に完全に共鳴しているわけではないのですが、重要な学者ですのでここで名前を紹介しています。

この方が、積極的平和という視点を提示しています。戦争がない、それが平和だ、もちろんそうですね。それは、疑いようがない、戦争がない状態がなければ平和とは言わないわけですが、ただそれだけでいいのかというのがガルトゥングの発想です。例えば戦争がない中でも、人々が最低限生きていくものを手に入れることができるかどうか平和の条件として挙げなければいけない。貧困が克服されているかどうかという視点をガルトゥングは付け加えています。

衣食住のように人が最低限生きていくのに必要なものが満たされているか。ガルトゥングが使った言葉ではないのですが、国連機関等の国際機関では近年「基本的ニーズ」という言葉が使われており、基本的ニーズが満たされているかどうかというのがガルトゥングの挙げる積極的平和の第一



の条件となります。戦争が終わっても食べるものがなければそこで命をつなぐことができないということになりますので、単に戦闘が終わった、殺し合う必要がなくなったというだけで平和と考えてよいのかというのが、積極的平和の考え方になります。国内がどうなっているのかを見ていく、そういう視点です。

戦争というのは、国家対国家、近年は国家対武装集団というケースもありますが、通常は国家対国家の大規模な戦いのことを戦争と言い、それは国際関係の視点で語られるわけですが、そのそれぞれの国の中をさらに見ていくというところにガルトゥングの平和の視点があるということです。

そして、ガルトゥングがもう一つ注目する国内的条件というのが、抑圧ないしは差別の克服です。抑圧と差別、どう違うのか、抑圧というのは英語では **suppression** という言葉を使います。ガルトゥングもその用語を使っています。差別は **discrimination** という言葉を使います。抑圧とは、国家権力が人民を抑えつけることをイメージしていただくとよいかと思います。差別の場合は、もう少し社会的属性とか、つまり、例えば人種、民族、性別・ジェンダー、宗教などの社会的属性がむしろ差別では問題になるという感じがしますが、こういう抑圧や差別、これを克服するというのも平和という視点に入るのが積極的平和です。抑圧や差別がない状態、これが積極的平和というわけです。抑圧や差別を克服する、つまり人間が人間として尊厳ある生を全うするという視点になるかと思われます。

今の話の続きですが、したがってここでも一種政治体制が問題になります。つまり、例えば国内で戦争は起きていなくて、食べるものには不自由せず住むところには不自由せず、基本的ニーズは満たされている。しかし、国家権力が国民を何かの形で抑えつけている。つまり、ここで言う抑圧というものが行われている場合、それは積極的平和が達成されたとは言えないというような議論をするわけです。

ここで問題になる政治体制は、もちろん独裁体制は問題外ですが、いわゆる権威主義体制、例えば特定の権力集団が国家の権力を独占している、確かに社会はそれなりに豊かになってはいるけれども、真の自由とかそういうものは認めていないし、国家というか権力集団が恣意的に国民を抑えつける。これを本当の平和と言えるのか、これが積極的平和の考え方になります。

先ほども差別は社会的属性などにも関連があるという話をしましたが、人種、民族、特定の個人、あるいは宗教・信条、こういったもので差別がなされているというのも積極的平和は達成されていない。確かに、国内で戦いがなければ消極的平和は達成されていると言えるかもしれない。平和というのはそれだけではないのではないかという、そういう視点が積極的平和を問うわけです。そうすると、それは要するに国内で例えば法の支配が達成されているのかとか、さまざまな諸権利が保証されているのかという、まさに延々と人類が議論してきた、社会科学、特に法学なども昔から議論してきた、そういう中身が根底にあって、積極的平和が言うところは実はそんなに変わったことを言っているわけではないということになります。

積極的平和の視点のまとめをします。先ほども言いましたように、平和を単に戦争がない状態と

だけはみなさないということですね。さらにその先の条件をクリアすることを考えるということになります。そうすると、ちょっと大げさな話ですが、平和への流れを簡単に図式化すると、まず消極的平和が達成されるかどうか。つまり、戦争ないしは戦闘が終わっているかどうか。次に、今度は積極的平和が達成されているかどうかということになります。それによって初めて完全な平和が達成されると考える、これが積極的平和の視点となります。

積極的平和の考え方は、平和に向けて不断の改革がなされているかどうか。そこにはおそらく試行錯誤がつきもの、連続となるということで、そういうものがずっと続いていく。完全な平和の達成というのはまさに平和のあがりということですので、それもある意味究極の目的というか、ちょっと悲観的な言い方をすると、達成できない目的と言えるかもしれません。どこまでそれに近づけるか。

私は理想主義者ではなくて現実主義者ですので、現実的に考えていくと、完全なる平和というのは、目指すべき目標ではあるかもしれないけれど、おそらくそこに完全な達成があり得るのかというのは一抹の疑問を持つわけで、どこまでそこに近づけるのかということかと思います。どこまで近づけるのかというのは、試行錯誤が連続して行われるということであり、そして、いわゆる改革というものが不断に行われているということを意味します。

本日は、積極的平和という視点を皆さんにご紹介しました。皆さんの中で、大学等で国際関係論を学んだ方はそういう話が出てきたなと思い出されたかと思いますし、そういう考え方もあるのか、でも、言葉がもっともらしくついているけど中身はそれほど変わったことは言っていないなとも思われるかと思います。既にわれわれが国内で直面してきている社会の問題、政治の問題などに先ほどの話はつながると思います。これを、平和の問題に直結して結びつけているというところが積極的平和という考え方の大事なところですよ。

これは、もちろん国際的なその問題に取り組むことも必要ですが、まずは各国が国内でどう立ち向かうかということになります。逆に言うと、先ほどの権利を保障するとか法の支配というのは、外国や国際機関が外部から押し付けて定着するものなのか。さまざまな国々で民主化に向けて外から働きかけ、別の言い方をすると内政干渉という言い方もあるかもしれません。外からの働きかけはなかなかうまくいかないわけです。自由を求める動きであるとか、権利を求める動きが内側から巻き起こる、そういうことがないとなかなか真に積極的平和を国内に作り上げていくことは難しいと思います。平和の問題を考えると国内的条件にも注目していく必要がある、それが本日の私の話題提供の結論です。

杉山 大八木先生、ありがとうございます。それでは引き続き、安藤貴世先生に話題提供をいただきます。よろしくお願いします。



安藤 本日は「国際刑事裁判による平和構築の可能性」というテーマで話をさせていただきます。私の専門は国際法で、その中でも特に国際刑事法を研究対象としています。話の構成ですが、はじめに、導入の話をいたします。次に、国際社会における法の支配というキーワードを基に「国際司法裁判所」(ICJ)と「国際刑事裁判所」(ICC)という二つの裁判所について取り上げます。続いて、ロシアによるウクライナ侵攻を例として、国際刑事裁判による平和構築について考えていきたいと思います。最後に今後の展望を述べます。

まず、そもそも国際法とは何かという点ですが、ニュースや新聞などで「国際法に反している」とか「国際法に則って」というフレーズをお聞きになることがあるかもしれません。国際法は、基本的には国家間の関係を規律する法です。国際法の扱う範囲は非常に幅広いのが特徴で、例えばロシア対ウクライナのような武力紛争、さらには安全保障、人権の国際的保障なども含まれます。また国際犯罪、領土・海洋の問題、国際裁判、そして国連やEUをはじめとする国際組織、さらにWTOなどといった国際経済の問題、昨今非常に重要な課題として挙げられている地球環境問題など、このあたり全て国際法の守備範囲です。

このうち、国際犯罪、例えば戦争犯罪に責任を有する個人を国際法を通じて訴追・処罰する枠組みを構築するのが、私が研究対象としている国際刑事法となります。この分野は、第二次世界大戦後のニュルンベルク裁判、東京裁判を経て、1990年代の旧ユーゴ、そしてルワンダの国際刑事裁判所、さらに本日お話しする国際刑事裁判所の設立を通じて、特に冷戦終結後に急速に発展した分野です。

今回、「戦後80年の平和構築」というテーマのもとで、自分の専門分野の立場から、国際刑事裁判が今日の国際社会の平和構築にいかなる役割を果たし得るのかという点について、主にロシア・ウクライナの事態を例に挙げて考えます。

次に、国際法の視点から平和構築を考えた場合に重要であるのが、「国際社会における法の支配」という概念です。特にロシアによるウクライナ侵攻以降、この法の支配の重要性が指摘されています。先ほどの大八木先生のお話の中で、国内における法の支配について言及がありましたが、国際社会における法の支配は国内における法の支配の概念を国際社会に拡張したものです。つまり、全ての国家が力による支配ではなくて、国際法を誠実に守って国際的なルールに基づいて行動するということを求める考え方です。

この「国際社会における法の支配」を通して平和構築を実現するという流れになるわけですが、その際に重要な要素として挙げられるのが国際裁判の役割です。平和構築における国際裁判の役割を考えた際に、まず一つ目に、紛争の平和的解決があります。これを担っているのがICJです。二つ目が国際犯罪の責任追及を通じた平和構築です。こちらはICCが担っています。

本日の話題提供のテーマは国際刑事裁判ですので、このうちICCに焦点を当ててののですが、こ

の2つの裁判所はどちらもオランダのハーグにあり、国際裁判所として共通していますのでしばしば混同されることがあります。そこでまず両者の特徴についてみていきたいと思います。

まず、ICJは国連の主要機関の一つです。設立年は1945年になりますので、今年で設立80年になります。役割は主として国家間の紛争を解決することです。裁判所ですので当然裁判官がいるのですが、15名の裁判官で構成されており、日本からは岩沢雄司先生（前 東京大学教授）が2018年より裁判官を、さらに2025年3月から所長を務められています。ちなみに今まで日本がICJに関わった事件としては、2014年に判決が出た南極海捕鯨事件があります。

ロシアによるウクライナ侵攻については、2022年2月にウクライナがロシアを提訴し、現在係争中です。さらに、本日は詳しく触れませんが、イスラエル対ハマスの武力衝突に関してもICJに提訴されています。これは、イスラエルがジェノサイド条約に違反しているのではないかと、南アフリカがイスラエルをICJに提訴したというケースになります。その後支持が広がり、南アだけではなく例えばニカラグア、コロンビア、リビアといった10カ国以上の国々が訴訟参加している状況です。南アはご承知のとおりイスラエル対ハマスの武力衝突に直接関わっているわけでは無いのですが、そういった国がイスラエルを提訴するという、国際社会全体の共通利益を守ろうという動きが出ている点でも特徴的なケースとなります。

続いてICCについてみていきたいと思います。ICCは比較的新しい裁判所で、2002年設立となります。私自身とICCの個人的なつながりとしては、2002年当時、私は国際法を専攻する大学院生だったわけですが、国連本部で開催された最後の、すなわち設立直前の準備委員会と、設立直後の締約国会議に日本政府代表の随員として外務省の方々と一緒に参加する機会がありました。このことがきっかけの一つとなって国際刑事法への関心が高まったわけです。

話を戻します。ICCは、ここは勘違いされがちなのですが、国連とは別組織です。国際刑事裁判所規程という設立条約の締約国がメンバーとなっており、現状、日本を含む125の国が締約国、すなわちICCの加盟国になっていて、最も新しい加盟国がウクライナです。他方で、例えばロシア、アメリカ、中国、イスラエルなどはICCの加盟国ではありません。日本はICCに加盟しており、ICCに分担金を一番多く拠出している国でもあります。

ICCは最も重大な犯罪に責任を有する「個人」を裁くという特徴があり、その点でICJと区別されます。最も重大な犯罪というのは一体何なのかというと、ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する犯罪、侵略犯罪の4つとなります。裁判官は18名で構成されており、日本からは赤根智子裁判官（前 法務省検事）がいらっしやいまして、この方も現在所長を務められています。つまり、現在ICJとICCともにトップを日本人が務めているという、非常に誇らしい状況となっています。

ロシアとウクライナの件に関しては、後ほど詳しく述べますが、ICCはプーチン大統領らに逮捕状を発付しています。さらに、イスラエル対ハマスの武力衝突の事態に関しても、イスラエルのネタニヤフ首相ら、またハマス幹部らにも逮捕状が発付されています。また、ICCの特徴として欠席裁判が認められないので、身柄をICCに連れてこないと裁判が始められないという点と、時効が

ないという特徴も有しています。もし逮捕状が出された場合、被疑者の身柄を拘束するにはどうすればよいかというと、ICC自体には逮捕権限がありませんので、加盟国による協力が必要となります。

この点を踏まえて、ロシアによるウクライナ侵攻の事態をみていきたいと思います。まず、ロシアはICCの加盟国ではなく、ウクライナは2025年1月1日より加盟国になっています。経緯としては、日本を含む約40の加盟国からICCに対して事態の付託があり、検察官が捜査に着手しています。今回の事態では、ウクライナ領域内で行われた戦争犯罪と人道に対する犯罪、さらにジェノサイドが対象となっています。当然ながらロシア側の行為だけではなくて、ウクライナ側の行為も捜査の対象になります。

ただし留意しなければならないのは、侵略犯罪に関しては両当事国、つまりロシアとウクライナの双方がICCの加盟国であることが条件になりますので、今回のこの事態において侵略犯罪は対象外ということになります。そうした中でICCは2023年3月にロシアのプーチン大統領と、ロシアの大統領府で子どもの権利などを担当しているマリア・リヴォワ＝ベロワという大統領全権代表に対して逮捕状を出しています。何の容疑で逮捕状が出されたかということ、子どもの違法な連れ去りというもので、ウクライナに軍事侵攻した後に、ウクライナにおけるロシアの占領地域でウクライナの子どものロシア側に違法に連れ去るという行為に関与した容疑で逮捕状が出ています。

これに関してロシアがどういう反応をしたかということ、そもそもロシアはICCの管轄権、つまり裁判をする権利を認めていないという報道官の発言もありましたし、さらにロシアはICCの検察官、逮捕状を出した3名の裁判官、当時の所長らを指名手配のリストに載せるという措置も取っています。

逮捕状に関して評価をしたいと思います。最初に負の側面から述べたいと思います。残念ながら現状では逮捕状が執行される可能性が非常に低いという点です。つまり、ICCは欠席裁判を認めていないので裁判を行うには身柄の拘束が必要ですが、プーチン大統領がロシア国内にいる限りは身柄の拘束の可能性が低い。さらにICCの加盟国ではない国をプーチン大統領が訪問しても、そういった国には身柄をICCに引き渡す義務はないので、実際のところ逮捕状が出た後も中国、北朝鮮、UAEといった国を実際にプーチン大統領は訪問しています。それが負の側面です。

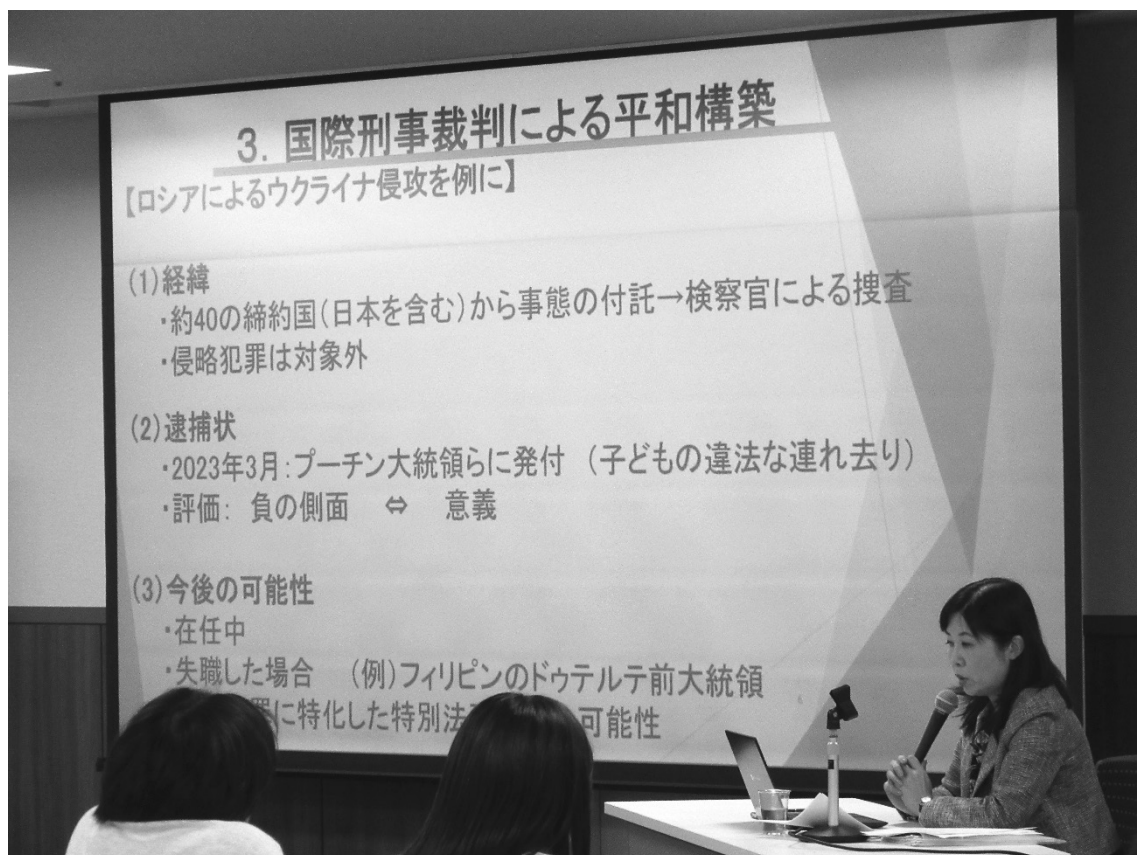
では、何の意味もない逮捕状なのかということそういうわけではなく、3つほど意義があると指摘できると思います。1つ目は、これはICC自体がプレスリリースで言っていることですが、さらなる犯罪の発生を抑止するというものです。ICCの逮捕状というのは実は出されても公表されないケースもあるのですが、今回はさらなる犯罪発生を抑止になるとして、逮捕状の存在、容疑者の氏名、罪状も公表したとICCが述べています。

2つ目の意義としては、プーチン大統領の行動の制約です。つまり、ICCの加盟国は125に及んでおり、国家元首としてそういった国に行くのを避けることになりますので、外交活動が大いに制約されるという意義もあります。

3つ目は、レッテルです。ICCの被疑者というレッテルが貼られるということで、逮捕状の発付というのはきちんとした法的な、司法判断を経たものですので、他国の認識の形成につながるという、そういった利点があると思います。

では、今後の可能性について考えたいと思います。在任中はプーチン大統領自身がICCに出廷する可能性はほぼないに等しいのですが、他方で、失脚などにより失職した場合というのが例に挙げられると思います。そういった場合、ロシアの中の新しい政権が身柄を拘束してICCに引き渡す可能性はあると言えます。実際に、例えばフィリピンのドゥテルテ前大統領は、麻薬捜査に絡んだ大規模な殺害という容疑でICCにより逮捕状が出されており、現政権によって身柄が拘束され逮捕されてICCに引き渡されました。

次に、侵略犯罪に特化した特別法廷設置の可能性です。ICCでは現状ロシアの侵略犯罪を裁くことができないから仕方がないと終わるのではなく、ヨーロッパを中心とした有志の国々が集まり、この侵略犯罪に特化した特別法廷を作ろうという話し合いをウクライナと共にしています。2025年6月に欧州評議会が中心となってウクライナとの間で協定を締結して実現の可能性が高まりました。ですので、必ずしもICC一辺倒ではなく、特別法廷設置の試みなどと並行して、不処罰を許さないという平和構築の試みがなされているということになります。



最後に今後の展望について2点述べたいと思います。まず現状、戦争が起きている中で、つまり戦争犯罪がまさに行われている状況で、ICCが捜査をして証拠を積み重ねています。これは、ICCには時効がないという観点からも非常に重要です。国家元首ないしはその経験者を訴追するというのは実現可能性が低いのではないかと思います。従って、逮捕状が執行されないのでは意味がないのではないかと判断するのは時期尚早であり、要は、80年前にニュルンベルク裁判からこういった重大な国際犯罪を犯した個人を裁くという仕組みが始まって、それが今ICCという形で受け継がれているわけですので、不処罰を許さないというこの姿勢を世界に示し続けることが大事なのではないかと思います。

次に、日本の役割として、アジアにおけるICC加盟国が他の地域に比べて少ないという現状のなか、今回ウクライナの事態をアジアで唯一日本はICCに付託したわけですが、そうした中でアジアの加盟国を増やすという、そういった重要な役割も日本には課せられているのではないかと思います。日本はこれまで国連の活動にも積極的に関与してきましたし、ICCの活動にも大いに貢献していますので、「国際社会における法の支配」を尊重する姿勢を今後も常に堅持することが必要なのではないかと思います。私からは以上となります。ご清聴ありがとうございました。

杉山 安藤先生、ありがとうございました。それでは続いて小谷賢先生より「なぜウクライナ、ガザでの戦闘は終結しないのか」を中心に話題提供いただきます。よろしくお願いします。



小谷 戦争と平和の問題を語るには、やはりガザとウクライナが念頭に浮かんだのですが、ちょうど先週、石破総理が戦後80年の総理談話を出されたということと、あと、昨日ですが、戦後50年の総理談話を話された村山元総理がお亡くなりになったということで、総理談話から概観したいと思います。

昨日亡くなった村山元総理が戦後50年の総理談話を出されたというのは、もともとそれまで日本政府が太平洋戦争をどのように見るかということを公式に発表してこなかった、だから戦後50年を契機に日本政府がああ戦争をどう見ているのかということ内外に示したいということで総理談話というものが作られたわけです。

村山談話は当時いろいろ批判されましたが、日本が諸外国、特に東南アジア諸国に迷惑をかけたということが主眼です。だから日本は反省とお詫びの気持ちを強く打ち出して、過去に対する贖罪の意識が強かったのが50年談話でした。その後、小泉政権が60年談話を出し、安倍政権が70年談話を出しました、それぞれの談話は村山談話を踏襲、受け継ぎますという形は採っていますが、やはり徐々にそのスタンスが変わってきています。

安倍談話の場合は、悪いのは日本だけではなくて当時の時代がそういう帝国主義的な時代で植民

地もあったので日本はその流れに乗ろうとしたけれども結局悲惨なことになるしました、だから日本は周りの国に迷惑をかけましたけれども、自分らも大変な目に遭ったと、反省すべきは反省して未来に目を向けましようというところで、個人的には非常に客観的に・冷静な視点で書かれているのが安倍70年談話と思います。

先週、今度は石破総理が80年談話を出したということで、今度はどういう見方で来るのかと期待していたのですが、80年談話はざっくり言えば、なぜ日本は戦争を始めたのかという視点になっているわけです。非常に中身はテクニカルな歴史の議論です。要は、当時の日本の大日本帝国憲法にそもそも問題があったとか、政治体制に問題があったとか、あとマスコミにも問題がありましたといった形でいろいろな内的な要因の結果、日本は戦争をすることになりましたという議論で、それはそれで非常に、石破総理は大変勉強熱心だなという印象は受けつつも、終戦80年の年に開戦の話はちょっとどうなんだろうなと思った次第で、個人的には終戦、どうやって日本は戦争を終わるに至ったかというところのほうがよくあったのかなと思うわけです。

皆さんもよくご承知だと思いますが、日本では、8月15日が終戦の日と定められています。しかしながら、諸外国では第二次世界大戦と太平洋戦争の終結の日は9月2日になっています。何が違うかということ、8月15日というのは、これは日本が停戦命令を出し、ポツダム宣言、無条件降伏を受け入れますという表明をした日です。これはやはり昭和天皇の玉音放送があってインパクトがあったので、日本人は8月15日が終戦の日と定めているわけですが、停戦しますという内容ですので、先ほど大八木先生がおっしゃったように、これは消極的平和を達成したのが8月15日ということになります。

9月2日は、休戦協定を結んだ日です。日本の代表団がアメリカのミズーリという戦艦まで行き、そこで連合国側から出された無条件降伏の文書にサインをしました。休戦協定を結んだのが9月2日。だから公式には9月2日が休戦日です。

さらに、その後に和平協定もあるわけです。1951年9月8日にサンフランシスコ平和条約を結んで、これでやっと戦争状態が終わり日本は各国と平和的な関係を結びました。これでやっと恒久的な平和、もしくは先ほどの大八木先生の言葉を借りると積極的平和という形になる。だから段階があります。停戦と休戦とを一括りでまとめられますが、停戦・休戦があって、最後に平和条約、和平条約というものを結んでやっと平和が訪れるというのが一般的な考え方になります。

一般論として、戦争がどう終わるのかという話ですが、これはまず考えないといけないのが軍事。軍事対立、軍事力ですね。どちらかが勝ったと認識してどちらかが負けたと認識すれば戦争は終わるわけですが、明白・明確に勝ち負けのつく戦争というのは、太平洋戦争以降それほどありません。フォークランド紛争とかイラク戦争など、明らかに軍事力の強い側と弱い側が戦って弱い側を打ち負かしたという戦争はむしろ少数です。ですから、例えば朝鮮戦争などは今でも休戦状態ですね。昨今、軍事力で明確に決着がつくという戦争はむしろ少数になってきています。

もう一つ、平和を考える上で大事なのは、これも先ほど大八木先生がおっしゃった国内的な要因

で、国民や世論から厭戦気分が高まり、心から平和を希求できるかどうかというところがポイントになります。要は、国民がもう戦争はこりごりだから平和を求めるということが、姿勢として明らかでないと、平和は達成できないと思います。太平洋戦争の場合は、日本が明らかに軍事的には優勢にありましたが、国民や世論は、表向きは強気なことを言っていますが内心は「もうこれは無理だ」と思っていましたので、スムーズに終戦に持ち込めたのではないかと思います。

さて、問題のガザとウクライナの話に入っていきます。ガザは、ちょうど先週、停戦合意を結びました。ただし、この停戦というのは、実はハマスとイスラエルが直接何か文書を交わしたものではありません。この停戦合意というのは、アメリカ、カタール、エジプト、トルコの国々が作って、その国がサインしているだけの文書です。ですから、イスラエルもハマスも「いや、われわれは文書にサインしていません」と言われればそこまでの話です。これは大変不安定な平和と関係筋は見ています。

ちょうど私も先週トルコに行ってきた、トルコ政府の関係者の話を聞いてきましたが、やはり彼らも、停戦案は作ったけどいまひとつ自信がないようで、これはいつ壊れるか分からないとおっしゃっていました。彼らは、材質の違うものを接着剤でくっつけようとしているという比喻をされていました。私がそのときに思いついたのが、石と木を接着剤でくっつけるような作業です。普通にくっつけてもすぐにポロっと取れてしまう。だから彼らは接着剤をつけて違う材質のものを両側から押し付け、ずっと押し付け続けて、そのうち固まるだろう、固まるまで押さえつけないといけない、その役割がアメリカであり中東諸国だとおっしゃっていたぐらいですから、うまくいくのかというところはあります。



停戦の第1段階、とりあえずイスラエル軍が戦闘をやめて停戦ラインまで下がって、ハマスは人質を返す。この停戦の第1段階は今進んでいるわけですが、厄介なのは第2段階です。これがもう頓挫するのは目に見えています。なぜなら、第2段階になると今度はハマスが武装解除して責任者を全員出せといった、ハマスを解体しろといった話になるわけです。そのような条件をハマスが受け入れるかという、それはさすがにどうかと思います。ハマスも自分たちが解体されるぐらいなら戦闘継続となるかもしれませんし、イスラエル側もハマスがその気ならまたやるぞということで停戦が崩れるかもしれない。そもそも、停戦合意はこれまでこの2年間で2回行っていますが2回とも頓挫しています。今回が3回目の停戦合意ということですが、これは停戦自体が成り立つかどうかという見通しすら相当怪しくなっているのが現状と思います。

さらに、先ほどの話、停戦があつて休戦してさらに和平合意まで結ばないと恐らく平和が訪れない。そもそも最終的に中東における和平とは何なのかということですが、これはよく言われているように、イスラエルとパレスチナ国家の二国平和共存です。二国共存というのは実は90年代からずっと言われ続けています。特に93年にオスロ合意を結び、イスラエルとパレスチナは二国平和に暮らしますという合意を結んだはずですが、そこから30年以上たっても全然実現していない。

ということは、お互い和平はしたいとは思っているけれども、やはり条件面で折り合いがつかずに、どちらかと言えばすぐ戦闘のほうに行ってしまう。これはやはり、先ほどの私の話に戻りますが、双方の国民が心から平和を希求する段階にまだなっていないのではないかな。もちろん今回ガザの人々はひどい目に遭いましたので、彼らはもう平和が一番だと考えているのですが、問題はイスラエルの市民です。イスラエルでも今は厭戦機運が高まっていて、戦争をやめろという声も高まっています。しかし、理由を詳しく見てみると、彼が戦争をやめたがっている理由は、要は人質を返してほしいからです。だから、ガザの人々がかわいそうだとか、こんな人道的悲劇を繰り返したくないとか、戦争は嫌だからという理由ではなくて、人質を返してほしいから平和を望んでいるという状況で、イスラエル側はまだそれほど深刻な状況にはないわけです。ですので、どちらかといえばイスラエルが、本当に平和を望むという状況にならない限りは、まだまだイスラエルとパレスチナの関係は十数年単位で緊張が続くのかなと想像しております。

ウクライナのほうは、停戦すら今見えない状況です。昨日、ちょうどトランプ大統領がウクライナのゼレンスキー大統領と会ってアメリカ側から合意案というのを出したわけです。それは現在のロシアが占拠している領地を認めると、結構むちゃくちゃな条件です。

もともとなぜロシアとウクライナは戦争をしているかというと、お互いの方針が180度異なるからです。ロシアはウクライナに対してはもう一度ロシアの配下に入れと。今のゼレンスキー政権は、ロシアの言葉を借りるとネオナチでファシストだから、政権を変えないといけない、政権をロシア寄りにして、さらにウクライナ全体をロシア側にもう一回戻すというのがロシアの主張。ウクライナ側は、そんなのは嫌だ、もうわれわれはロシアから離れてヨーロッパと共に生きる、という主張です。だから双方の主張が全く相容れないということで、だったら武力で勝負をつけましょう

ということで現在もう3年以上にわたる戦闘をやっているわけですが、問題は、どちら側も圧倒的な軍事的優位を達成できていないということです。

若干、今はロシア側のほうが優勢ではありますが、ロシアも自分の意志をウクライナ側に押し付けられるほど優勢ではない。優勢でなかったらどちらかが軍事的優勢まで戦い続けるか、もしくは、ロシア・ウクライナ双方の国民がもう戦争は嫌だ、もう平和がよいと心から希求するようにならないと停戦も和平条約も難しいと思えるわけです。

これは小泉悠先生（東京大学先端科学技術研究センター准教授）から聞いた話ですが、今のロシアの普通の人々はウクライナの戦争は遠い出来事の話という感じだそうです。彼らの周りからも兵士が取られていますが、まだそれほど直接的な影響はないし、モスクワなどが連日ウクライナ側のミサイル攻撃に遭っているわけではないので、何となくまだまだ遠い話の出来事だと。ウクライナの人々、キーウは連日爆撃にさらされていますが、やはりこちらも、要は領土を見捨ててまで戦争をやめるところまでには至っていないわけです。だからやはり、ロシアとウクライナもおそらく、停戦もまだまだ遠い状況だと思いますので、こちらも数年もしくは10年以上かかるかといった印象を持っています。

最後に、日本は何ができるのか・すべきなのかということですが、日本としてはやはり復興支援。ウクライナには既に戦後の復興支援というお金を拠出しておりますし、おそらくガザに対しても将来的に日本政府はお金を出すのだろうと想像するのですが、ただお金を出したからそれでよいみたいなどころからは我々は一歩進まないといけなわけです。1991年の湾岸戦争のときに、日本はクウェートに130億ドルを払っておしまいとしたところ、日本は諸外国から全く尊敬されず、ほぼ無視され、日本政府は衝撃を受けました。それから三十数年たっていますから、日本も一回お金を出しておしまいの世界から脱却しないといけな。

1つ考えられるのは、もしガザで停戦・休戦が成立した際には、日本はPKO部隊を送って現地の治安維持等に務めることです。要は、実際に現場で汗をかくということもやらないといけません。また、パレスチナ問題の場合、パレスチナを国として承認するかどうか、これは非常に大きな問題になってきます。現状、国連加盟国193カ国のうち、ガザを国家承認しているのは155カ国あります。つまり、パレスチナを国家承認していない国のほうが少ないのです。日本とか、主に欧米の一部の国々はパレスチナをいまだに国として認めていないということです。なぜかと言うと、アメリカに気兼ねしているわけです。アメリカが一番のイスラエル支援国で、そのイスラエルがパレスチナを認めないと言っているわけですから、アメリカがパレスチナを認めないと言うのであれば日本や韓国、ドイツなど、そういった国も認められないという話です。ただし、さすがに最近では風向きが変わってきてまして、先月、イギリス、フランスなど、アメリカに近いと思われた国々も次々とパレスチナを国家として認めると宣言しました。

パレスチナの状況は本当にひどいということであれば、日本も認めないといけな。これも先月、岩屋外務大臣が国連での演説で、「パレスチナを認めるか認めないかではなくいつ認めるかが

問題だ」といった、若干禅問答のような、非常に複雑な物言いをされました。ただしこれは「今は認めません」ということですから、やはり日本は認めないのかということになってしまうわけです。でも、さすがに日本も一主権国家として自由な判断を下すべきであり、日本が自ら平和国家ということを標榜しているのであれば、パレスチナを国と認めようがそんなにアメリカから何か意地悪されることはないと思います。イギリスなどは、ちょうどトランプ大統領がイギリスを訪問しているタイミングで発表しました。トランプ大統領の横にスターマー首相がいて、スターマー首相はその場で「我々イギリスはパレスチナを国家承認します」と言って、横にいたトランプ大統領のほうが若干焦った感じでした。

ウクライナ問題について、日本は戦闘中の国に対してできることは本当に限られているわけで、日本が平和国家を標榜している以上、いくらウクライナを助けるといっても軍事支援はやはり考えづらい。もちろん日本はヘルメットや防弾チョッキなどは送っていますが、小銃やミサイルなどの兵器は送らないほうがよいと思います。ただ、個人的には、情報ですね。日本は衛星写真をたくさん持っていますから、例えば衛星写真を撮って、それをウクライナに融通する、情報の融通ぐらいであればいいのかなと思います。あとは、日本は細々ですがいまだにロシアから原油や液化天然ガスなどを買っています。これもロシアを締め付けるといった目的があるのであれば日本はロシアからそういったエネルギー資源を買い続けるのもいかなものかということです。おそらく政治外交的にまだまだできることは色々あると思います。先ほどの安藤先生のお話にもありましたように、日本は国際法を遵守するという立場をこれも堅守していますので、ICCもしくはICJに働きかけてロシアの政治指導者、イスラエルの政治指導者に対する何らかの法的な訴追、追及をもっと厳しくするというのも選択肢として持っていることも大事ではないかと思います。以上、ご清聴ありがとうございました。

杉山 小谷先生、ありがとうございました。

(誌面の都合上、質疑応答については省略)

杉山 それでは、これをもちまして本日のシンポジウムを終了させていただきます。本日は貴重なお話をありがとうございました。



令和7年度 日本大学危機管理学部 公開講座 第1回

テーマ：「危機管理の4段階モデル」から考える首都直下地震への対策」

開催日：令和7年7月20日（日）

講師：日本大学危機管理学部准教授 佐々木 一如

講座の概要

本講座は、①過去の災害から学ぶ、②「危機管理の4段階モデル」、③クロスロードの3つの内容で構成された。以下、各内容について概要をまとめる。

① 過去の災害から学ぶ

過去の災害として、1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災と、2011年3月11日の東日本大震災を取り上げた。

阪神淡路大震災では、死者数6,434名、行方不明数3名が犠牲となった。この災害は、典型的な都市型地震災害であり、人命救助活動や被災者支援では、行政活動の限界が露わとなった。災害情報収集も混乱し、政府の初動も遅れた。この地震災害では、自助や共助の重要性が明らかとなった。阪神淡路大震災では、多くの建物が倒壊し、多数の人々が生き埋めとなった。約35,000人が生き埋めとなったが、消防や警察、自衛隊によって救助されたのは、8,000人（22.9%）に過ぎず、残りの27,000人（77.1%）は近隣住民等によって救出された。この災害を契機として、自然災害への備えでは、自ら行えることは自ら対策を講じる「自助」、近隣住民やコミュニティ内で協力をして対策を講じる「共助」によって、発災直後の72時間を生き延びる備えをすることが求められるようになった。無論、政府による活動である「公助」も重要であり、被災者救助や支援において政府は中心的な役割を果たすが、その活動は、被災規模が大きくなればなるほど、限界に直面する。その事実を、政府自身が認識し、市民に準備と協力を呼び掛けるようになったのである。さらに、1995年はボランティア元年とも呼ばれるように、被災者支援や復旧・復興において、ボランティア活動の果たす役割にも注目が集まった。行政組織だけが、災害対応にあたるのではなく、市民やボランティア団体、民間企業など、様々な参加者が協働することの重要性が指摘されるきっかけとなった。

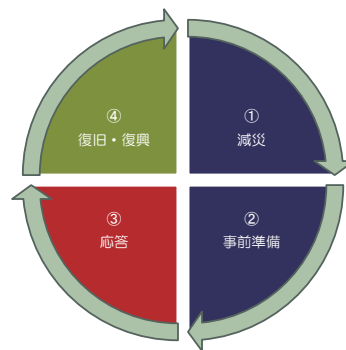
東日本大震災では、死者数15,900名、行方不明者2,520名が犠牲となった。この災害では、本州の岩手県、宮城県、福島県を中心とした沿岸部の地域で甚大な被害が発生した。被災した自治体の中には、役場の庁舎が流失してしまったり、首長や多くの幹部職員が犠牲になってしまったりし、発災直後に行政組織が機能不全を起こしてしまったケースもあった。三陸地方では、明治三陸大津波や昭和三陸大津波を経験していたが、その経験を伝承していた地域では、津波が襲来した低

地に住宅を建てないなど、過去の経験が活かされた事例もあり、災害経験の伝承の重要性がクローズアップされた。

②「危機管理の4段階モデル」

危機管理の4段階モデルは、1978年にアメリカの全米知事会が作成した、危機管理の議論を行う際の基本的な概念である。(1) 減災 (Mitigation)、(2) 事前準備 (Preparedness)、(3) 応答 (Response)、(4) 復旧・復興 (Recovery) の4つの段階から構成される。

図表 1 危機管理の4段階モデル



(1) 減災の段階では、社会の財産、安全、健康に対するリスクが存在すると認められる場合に何をなすべきかを決定し、そのリスクを軽減するための計画を実行する。災害による被害の防止や軽減を目的とした、公共事業や施設の建設、規制の策定が行われる。(2) 事前準備の段階では、非常事態への対応計画を構築し、組織の編成、計画の作成、情報管理、指揮・監督ルートの構築、連絡・通信手段の構築、警報・警告手段の構築、緊急時の広報手段の確保などを進める。さらに、人命救助、被害軽減のための災害救助訓練実施を定期的の実施し、来る災害に備える。(3) 応答の段階は、緊急災害救助及び援助や想定される二次災害の予防、復旧計画への障害の軽減を実施する。この応答の段階が、一般的に、「危機管理」と認識される。(4) 復旧・復興の段階では、まず、被災者に最低限の社会生活を保証するための迅速なライフライン復旧作業が行われる。その後、被害者が、通常の社会生活に復帰するまでの継続的な援助進められる。なお、この復旧・復興の段階では、物質的支援以外に、被災者や作業要員に対する健康面・精神面へのカウンセリング、経済面に関する相談という作業も含まれる。

この危機管理の4段階モデルが示していることは、危機管理とは、緊急事態への「対応」のみではないということである。予防・準備段階において効果的な対策が行われていなければ、応急段階での効率的な対応はなされない。特に、急に非常事態が発生した際、それ以前の「備え」が鍵となる。

③ クロスロード

クロスロードは、災害研究者によって開発された防災ゲームである。参加者とともに、決断が難しい課題に対して、どのような答えを出すかについて考えた。

危機管理学研究

投稿要項

令和2年4月1日制定

令和7年4月1日改正

(趣 旨)

第1条 この要項は、日本大学危機管理学部危機管理学研究所（以下「研究所」という）が刊行する紀要「危機管理学研究」（以下「紀要」という）への投稿に関し必要な事項を定める。

(投稿資格)

第2条 紀要への投稿者は、紀要刊行年度に在籍する研究所の所員（以下「所員」という）とする。

2 前項の規定にかかわらず、所員から推薦を受けた場合又は自ら投稿を申し出た場合は、日本大学危機管理学部危機管理学研究所編集部会（以下「編集部会」という）の承認を経て投稿者となることができる。

3 編集部会が依頼する原稿については、投稿資格を問わない。

4 共同執筆の場合は、前項の場合を除き、責任投稿者が第1項又は第2項の投稿資格を満たさなければならない。

(投稿原稿)

第3条 投稿原稿は、他誌等に未発表であり、かつ、査読中ではないものに限るものとする。

(投稿原稿の種類)

第4条 投稿原稿の種類は、次のとおりとする。

- ① 論文
- ② 研究ノート
- ③ 翻訳
- ④ 資料
- ⑤ 書評
- ⑥ その他

(投稿原稿の分量)

第5条 投稿原稿（図表、注釈等を含む）の分量は、執筆要領で定められた書式等の原則に則して作成された投稿原稿の刷上りページ数を基準とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

① 論文 22 ページ以内

② 研究ノート 14 ページ以内

③ 前二号に掲げるもの以外の投稿原稿 編集部会が投稿者の意見を踏まえて定めるページ数以内

2 査読結果に基づき投稿原稿を修正する場合に、編集部会の承認があれば 2 ページ以内の分量超過が許容されるものとする。

(投稿方法)

第 6 条 投稿者は、投稿原稿（和文及び欧文タイトル並びに編集部会が投稿原稿と合わせて提出を求める書類がある場合の当該書類を含む）を編集部会が指定する方法・期日に則して編集部会に送付するものとする。

(投稿原稿の形式)

第 7 条 投稿者は、執筆要領に従って投稿原稿を執筆して投稿するものとする。

2 投稿者は、投稿原稿における第三者の著作からの転載等について、著作権法その他の法令に基づく手続が必要な場合には、当該手続を自ら行うものとする。

(投稿原稿の返却)

第 8 条 投稿原稿は、原則として返却しない。

(査 読)

第 9 条 編集部会は、投稿原稿の内容等を踏まえて、原則として所員の中から査読者を選定し、掲載基準に従った査読を依頼する。

2 編集部会は、査読結果を十分に斟酌した上で、投稿原稿の掲載の可否を決定する。この際、査読結果に基づく投稿原稿の修正を求める場合がある。

3 編集部会から査読の依頼を受けた所員は、特段の支障がない限り査読を行うものとする。査読の細部要領は、編集部会が査読者に示す。

4 査読者の数は、論文では 2 名、研究ノートでは 1 名とする。他の種類の投稿原稿では編集部会が必要に応じて査読を依頼する。ただし、投稿者から審査結果に対して異議申立てがあった場合、論文の査読において 2 名の査読者の判断が著しく乖離した場合その他編集部会が必要と認めた場合には、別途の査読者に新たに査読を依頼することがある。

(編 集)

第 10 条 編集部会は、掲載する投稿原稿を編集する。

2 カラー印刷は、原則として行わない。投稿者がカラー印刷を希望する場合は、事前に編集部会に相談しなければならない。

(著作権)

第11条 掲載の決定した論文等の著作権は、研究所に帰属する。

2 投稿者は、掲載論文等を他に転載する等の場合には、研究所の許諾を得なければならない。また、転載した掲載論文等には、許諾を得た旨を明記することとする。

3 前項の場合において、掲載論文等が共同執筆であるときは、投稿者は、他の共同執筆者全員から同意を得て編集部会に文書で報告しなければならない。

(著作権侵害等に関する注意)

第12条 掲載論文等に関して第三者との間に著作権侵害、名誉棄損等の紛争が生じた場合には、当該論文等の投稿者が一切の責任を負うものとする。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

危機管理学研究

掲載基準

令和7年4月1日制定

(趣 旨)

第1条 この基準は、日本大学危機管理学部危機管理研究所が刊行する紀要「危機管理学研究」(以下「紀要」という)の掲載基準を定める。

(一般的基準)

第2条 紀要への掲載の一般的基準は、次の各号の全てを満たすものとする。

- ① テーマが紀要の研究分野及び編集方針と合致していること。
- ② 高度な学術性を有すること。
- ③ 二重投稿、剽窃、ねつ造等(これらの疑いを含む)のコンプライアンス上又は倫理上の問題がないこと。
- ④ 文章表現が適切であること。
- ⑤ 分量が適切であること。
- ⑥ 注釈、引用文献表記等が形式的に適切であること。

(論文の掲載基準)

第3条 紀要への論文の掲載基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- ① 新しい学説・解釈・知見を提示するものであること。
- ② 従来と異なる独創的な体系を創出するものであること。
- ③ 新しい資料(史料)の発見に関係するものであること。
- ④ 新しい時代状況に対応して重要な指摘をするものであること。
- ⑤ その他学問的に重要なものであること。

(研究ノートの掲載基準)

第4条 紀要への研究ノートの掲載基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- ① 論文の掲載基準に達しないものの、学術的な記録や発表が求められるものであること。
- ② テーマの新規性や重要性が乏しいものの、学術的な記録や発表が求められるものであること。
- ③ 実証性に乏しいものの、学術的な記録や発表が求められるものであること。
- ④ 学術的論証や解説よりも史料やデータの報告が中心となるものであること。

(翻訳, 資料, 書評及びその他の掲載基準)

第5条 紀要への翻訳, 資料, 書評及びその他の掲載基準は, 次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定めるとおりとする。

- ① 翻訳 翻訳に値する文献の原典を翻訳者がよく理解し, 読みやすい日本語に翻訳しているものであること。
- ② 資料 紹介に値する資料を紹介者がよく理解し, 的確な表現をもってその学術分野の研究に貢献するものであること。
- ③ 書評 書評に値する文献を書評者がよく理解し, その学術分野において的確な位置づけをしているものであること。
- ④ その他 編集部会が別途定める基準に適合するものであること。

附 則

この基準は, 令和7年4月1日から施行する。

危機管理学研究

執筆要領

令和3年3月16日制定

令和7年4月11日改正

1 書式等の原則

- ・ワープロソフトは、MS-WORDを使用する。
- ・A4判で横書き、一段組とする。
- ・1ページ40列×36行とし、余白はMS-WORDの基本設定である上35mm、下30mm、左30mm、右30mmとする。
- ・本文（章・節タイトルを含む）の文字は10.5ポイントとし、日本語フォントはMS明朝、欧語フォントはCenturyを使用する。
- ・日本語の句読点の表記は、「、」及び「。」で統一する。＊「投稿要項」および「掲載基準」の書面は「日本大学用字用語事例集」に基づいて作成されているため句読点表記が異なるが、投稿論文の句読点表記は上述の通りに統一すること。
- ・数字は、桁数にかかわらず、すべて半角を使用する。
- ・英字は、機関の略称等も含め、すべて半角を使用する。
- ・タイトル、所属、職名、氏名、目次、本文、文末脚注の順で記載する。
- ・見出し番号は、I（ローマ数字・大文字）、1（半角）、(1)（括弧は全角、数字は半角）の順で、図表番号は「図表1」（数字は半角）の形式で表記する。
- ・章番号は、「はじめに」、「おわりに」等にもつける。
- ・章タイトルは、その上下を1行アキとする。
- ・節タイトルは、その上のみ1行アキとする。
- ・図表のタイトルは、図表の上に置く。引用した図表は、タイトルの後の（ ）内に出典を示す。図表番号は、図と表を区別せず「図表1～図表10」の形式の通し番号とする。
- ・英字表記の氏名は、初出時は、カタカナでフルネームを記すとともに、その後の（ ）内に原語表記を示す。2回目以降は、カタカナで姓のみを記す。
- ・先行研究や資料の引用時に引用が2行以上にわたる場合は、行頭2字下げ、上下1行アキとし、四角囲み等はしない。また、引用元を表示する。

- ・注釈は、論文の末尾につける文末脚注とする。注番号は数字のみとし、（ ）はつけない。本文中の注番号の数字は、1/4角上付けとする。
- ・注釈の文字は9ポイントとし、日本語フォントはMS明朝、欧語フォントはCenturyを使用する。
- ・ページ番号をページの下中央に数字のみで示す。
- ・完成段階でページ番号が変更になる可能性があるため、投稿原稿のページ番号を用いた参照指示（本稿の「〇頁を参照」等）はしない。

2 引用文献に関する原則

- ・引用文献の記載方法は以下の表記を原則とする。学問領域固有の記載方法に則して記載する必要がある場合はこの限りではないが、読者が文献を特定する上で必要となる書誌情報を漏れなく記載すること。

【日本語文献の場合】

初出時

- ① 【単行本】 著者名（出版年）『書名』、出版社名、頁。＊翻訳書の場合は、著者名、翻訳者名（出版年）『書名』、出版社名、頁。Original author (Last Name, Initial) , (Year) *Original title* (イタリック), Place of Publication: Publisher.
- ② 【論文】 著者名（発行年）「論文名」、『掲載誌名』、巻号数、頁。
- ③ 【新聞】 「記事名」、『新聞名』、発行年月日（夕刊の場合は明示）。

2度目以降の引用時

- ① 「著者姓（出版年）、頁。」のように表記する。
- ② 但し、同一文献を直後の注に引用する場合、直前の注の表記を繰り返さず、「同上、頁。」のように表記する。＊「前掲書」、「前掲論文」の表記は使用しない。＊引用頁が複数にわたる場合の頁番号は、完全表示とする。例）145-149 頁。＊著者等が3名以上の場合は、「●●他」を用いてよい。

（凡例）

- ¹ 福田充（2010）『リスクコミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ』、北樹出版、101頁。＊二度目の引用：福田（2010）、129-130頁。
- ² テイラー、R. B. 著、島田貴仁・羽生和紀監訳（2019）『コミュニティ犯罪学』、日工組社会安全研究財団、10-12頁。Taylor, R. B. (2015) *Community criminology: Fundamentals of spatial and temporal scaling, ecological indicators, and selectivity bias*, New York: New York University Press.

³ 先崎彰容 (2004) 『『普遍的な論理』をめぐって—和辻論理学と保田與重郎の近代批判』、『日本思想史研究』、第36号、125頁。

⁴ 「ビットコインに破産法の壁」、『日本経済新聞』、2024年8月26日。

【英語文献の場合】

初出時

① 【単行本】 Author(Last Name, Initial) , (Year) *Title*(イタリック) , Place of Publication: Publisher, Page(s).

② 【論文】 Author(Last Name, Initial), (Year) “Title of Article,” *Title of Journal* (イタリック) , volume, number, Page(s).

③ 【新聞】 “Title of Article,” *Title of Newspaper*(イタリック) , Date of Publication, Page(s).

* 1つの注において複数文献を引用する場合は、セミコロン (;) でつなぐ。* 引用頁が複数にわたる場合の頁番号は、完全表示とする。(例) pp. 145-149. * 誌名は略称を用いない。

2度目以降の引用

① 「Last Name,(Year), Page(s).」のように表記する。* Op.cit.,は用いない。

② 但し、同一文献を直後の注に引用する場合、直前の注の表記を繰り返さず、「Ibid. (ローマン体) , Page(s).」のように表記する。* 書名や論文名は、2度目以降の引用に限り、略称を用いてよい。但し、頭文字をとった略称を用いる場合、初出注においてそれを明示する。* 著者等が4人以上の場合は、「et al.」を用いてよい。

(凡例)

¹ Gat, A. (2006) *War-In Human Civilization*, Oxford: Oxford University Press, pp.112-115. * 二度目の引用 : Gat (2006), p.226.

² Kotani, K. (2011) “Le paradis des espions” , *Alternatives Internationales*, vol.67, p.160.

³ Peterson, P.G. (2002) “Public Diplomacy and the War on Terrorism,” *Foreign Affairs*, vol.81, no.5, pp.74-96.

⁴ “A World of Trouble for Donald Trump” , *The New York Times*, December 1, 2016, Section A, p.30.

【インターネット上の資料を用いる場合】

「資料名」発行機関名、URL（アクセス日）

（凡例）

¹ 「ODA評価ガイドライン・ハンドブック」 外務省、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka/siryo_3_a.html（2024年8月26日アクセス）

² “Common Frauds and Scams,” FBI, <https://www.fbi.gov/how-we-can-help-you/scams-and-safety/common-frauds-and-scams>（2024年8月26日アクセス）

3 分量に関する原則

- ・ 投稿原稿（図表、注釈等を含む）の分量は、「1 書式等の原則」に則して作成された原稿の刷上りページ数を基準とし、論文は22ページ以内、研究ノートは14ページ以内、他の種類の投稿原稿は編集部会が投稿者の意見を踏まえて定めるページ数以内とする。なお、査読結果に基づき投稿原稿を修正する場合は、編集部会の承認があれば、2ページ以内の分量超過が許容されるものとする。

4 その他の事項

- ・ 内容及び文章の確認・修正を十分に行った上で投稿すること（採用後の大幅な加筆修正等は認めない）。
- ・ 編集上の技術的な問題（注様式の統一等）に関しては、編集部会の判断で修正を行うことがある。

以 上



RISK MANAGEMENT STUDIES

No.10 March 2026

Foreword

Mitsuru FUKUDA

Special Issue: Risk Management Studies through Integrative Knowledge

■ Overview

The Goals of Risk Management Studies through Integrative Knowledge

Mitsuru FUKUDA

■ Original Article

The New Development of Assistance by EU to Ukraine: Focusing on the EUMAM Ukraine

Tokihiro OYAGI

Identification of Police Issues in Community Crime Prevention Based on Resident's Attitude Survey : A Case Study of Collaboration with Tsuzuki Police Station, Kanagawa Prefecture

Atsushi KIMURA

The Significance of Constitutional Law in Risk Management

Koichi SUGIYAMA

Submitted Papers

■ Original Article

Portrait Shadows and the Faces/Traces of Women: A Genealogy of Resilience in *The House of the Seven Gables*

Naoko KANO-UCHIBORI

Symposium

Peacebuilding Eighty Years After the End of WWII

Moderator: Koichi SUGIYAMA

Opening Remarks: Mitsuru FUKUDA

Panelists: Tokihiro OYAGI, Takayo ANDO, Ken KOTANI

Public Lectures

Four Phases of Emergency Management and the Future Metropolitan Earthquake Disaster

Kazuyuki SASAKI

編集後記

『危機管理学研究』第10号は、創刊以来の歩みを重ねる中で一つの節目となる号である。継続的な刊行が可能であったのは、執筆者をはじめ、編集・発行に携わる関係各位、そして読者の支えによるところが大きい。ここに深く感謝の意を表したい。

本号では、特集として「総合知としての危機管理学」を企画した。本特集は、危機管理学を学際的領域として、また理論と実践の両輪から捉え、その学問的枠組みと実践的意義を共有することを目的とする。総説では、「総合知」としての危機管理学の基本的な考え方と今後の方向性が簡潔に整理されている。あわせて、特集論文には、国際社会における危機への視座、地域社会と連携した取組、危機管理学と隣接分野との関係性を考察する試みが含まれており、危機管理学の現在の姿と今後の発展可能性を多角的に示している。また、一般投稿論文として文学作品を題材にレジリエンスを読み解く研究を掲載し、危機管理学の射程が人文知へと広がり得ることを示唆している。

加えて、危機管理学シンポジウムおよび公開講座の要旨を収録している。いずれの講演も盛況のうちに開催され、危機管理をめぐる社会的関心や期待の広がりを実感する機会となった。なお、2026年1月に開催された第2回公開講座の要旨は次号に掲載予定である。

本紀要が、危機に向き合う知の蓄積と共有の場として今後も発展することを期待するとともに、引き続き本学部および本紀要への理解と支援をお願いする次第である。

編集部会長：日本大学危機管理学部 教授 木村 敦

危機管理学研究 第10号

編集 『危機管理学研究』編集部会
発行 日本大学危機管理学部危機管理研究所
〒154-8513 東京都世田谷区下馬三丁目34番1号
TEL 03-6453-1600（事務局代表）
FAX 03-6453-1630（事務局代表）

2026年3月発行



日本大学危機管理学部危機管理学研究所
2026年 3月 発行